

福岡市聯合會 福岡市筑紫本町

西川 甚太郎

皇國農民同盟

本部所在地 大阪市北區會根崎上四丁目一九
 創立 昭和八年十二月
 組織及勢力 聯合會 四
 組合員總數 約四、〇〇〇
 政黨關係 支持政黨ナシ
 機關紙 皇國農民新聞
 主要役員
 顧問 杉村勇次郎 村井清規 千家 尊建
 理事長 吉田 賢一

理事 寺島宗一郎 吉岡八十一 駒井菊松

支部聯合會一覽

聯合會名	事務所々在 地	主要幹部名
大阪府聯合會	大阪市北區會根崎上四丁目一	寺島宗一郎
兵庫縣聯合會	明石市大藏町九	山 本 巖
奈良縣聯合會	南葛城郡當麻村加守	駒井菊松
和歌山縣聯合會	伊都郡高野口町	山 中 武 雄
三重縣聯合會	阿山郡城南村	田中佐武郎

内外労働日誌

日 本

一月五日
 △労働組合全國評議會中央委員會、「無産團體協議會」「工代」「勞農協議會」等の闘争形態による大衆團體として政治闘争を行はんとする對議會闘争方針を指令。
 一月八日
 △商工省は日鐵に對し鉄鐵建値改訂に付再警告。
 △産業組合中央會、道府縣販賣聯合會同協議會は農産物販賣統制に全販聯の擴大強化を適當なりと決議、九日之に對し農會側反對を聲明抗争再燃。
 一月十日
 △東北振興調査會第一回會合開かる。
 △日銀金買入値段一匁十一圓五十八錢に改訂。
 △日本醫師會、健康保険料値上問題を中心に社會局と正面衝突。
 一月十一日
 △生産黨、昭和十年年度運動方針を指令。
 一月十二日
 △實業補習學校と青年訓練所とを併合する青年學校案を諮問する文政審

議會開催。

一月十四日
 △休會明け議會に提出される臨時利得稅法案の要項發表。
 一月十五日
 △社團法人農村更生協會、五十萬圓五年計畫を以て設立に決定。
 △地方官々制及び北海道官制の改正開議で決定、尙三府廿一縣に亘る地方官異動發表。
 △社大黨、總同盟、皇道會、明倫會、郷兵會、愛國政治同盟、勤勞日本黨、國民同盟等の團體參加の下に、「維新國策審議會」第一回會合。
 一月十六日
 △産業組合中央金庫は昭和九年度災害關係資金の諸貸金を決定。
 一月十七日
 △關西米穀商大會大阪に開かれ、米穀自治管理法案絕對反對を決議。
 一月十八日
 △全農總本部は「小作法、飯米一ヶ年分差押禁止法獲得運動」を協議する「全國農民團體代表者會議」東京に開き當面及今後の實行方法を協議。
 一月二十日
 △總同盟關東交通労働組合大會開催（於前橋市）。
 △社大黨第三回全國大會於東京（廿三日）「全國債利子二ヶ年間支拂停

止に關する件」「新農民運動方針大綱」その他議案を可決、尙「勞働者
を先導とする農民無産市民の社會主義實現のための階級政黨」たるこ
とを再規定す。

△皇道會、昭和神聖會は改造斷行上奏請願運動に無關係を聲明（大日本
國社黨も同様に聲明）。

一月二十一日

△政友會大會—鈴木總裁兵農兩全を説く。

△日本海員組合、幹部派對革新正派をめぐり内紛は前兵庫縣知事の調停に
より、一、濱田組合長の善處、二、會計制度の確立、三、除名組の復
歸、四、委員制度の確立その他を條件に解決。

一月二十二日

△第六十七議會再會。

一月二十三日

△農林省、季節調節米として九年產臺灣米約五萬石買入を決定。

一月二十五日

△産業組合中央會、五ヶ年計畫の第三年度方針として消費、信用、兩組
合を普及して組合の擴充普遍を更に強化するに決定。

△海員協會第二十九回總會開催。

一月二十六日

△産業組合中央會第二回全國産業組合長會議、産業組合への低資三ヶ年
据置を政府へ要望するに決定。

一月二十八日

△産業組合中央會、全國農村産業組合協議會を開き、農産物販賣統制に
關し農會との協調拒否を決議。

一月三十日

△逐年加速度に増加現在四十五萬人に上る内地在住朝鮮人問題解決策（對
滿移民計畫）内鮮兩當局者間で協議さる。

二月二日

△東京交通勞働組合、市議選費値上反對、從業員の賃銀引上げに充當を
決議。

二月三日

△社會大衆婦人同盟第二回擴大委員會、勞働婦人保護法制定の件、母子
扶助法制定の件を可決。

二月四日

△東北救援東京地方無産團體協議會第五回全體會議、この運動を通じて
勞農提携、組織の強化、農民意識の昂揚等政治的問題としての展開を
決定。

二月五日

△東北振興調査會、特別委員會を設置して本格的審議を開始。

△社大黨（東京府聯）東交、東京市從の三團體「對市共同闘争委員會」を
結成し市政對策の共同動作をなすに決定。

△東京在原製作所從業員一六〇名待遇改善を要求して争議。

二月六日

△關西製糸クラブを中心とする全國製糸業者大會（於東京）産商處理統
制法並に輸出生糸販賣統制兩案に反對を決議。

二月八日

△米穀自治管理法案に反對して、全國米穀商大會（於東京國技館）開催。

△生産黨、國際勞働會議勞働代表派遣中止を政府に要請。

二月九日

△内外確安協定正式調印。

△社會大衆黨「議會解散要求黨員大會」を開き、飯米差押法貫徹を決議。

二月十日

△北海道社會事業團體聯合會第十回總會（於札幌）。

二月十一日

△九州統一勞働同盟提唱「九州無産團體協議會」第一回協議會開かれ、
勞働者保護法獲得請願闘争その他の議案を可決。

二月十二日

△建國祭各地に行はる。

△紀元節に當り恒例により私設社會事業團體へ二十萬圓御下賜。

△大川周明氏を會頭とする神武會解散。

二月十三日

△臺灣社會問題研究會、愛國團體皇政會を結成。

二月十四日

△醫藥分業反對の全國醫師大會「惡法」藥劑師法中改正法律案排撃を決
議。

二月十六日

△日本商工會議所臨時總會、産商處理統制案、輸出生糸販賣統制案、米
穀自治管理法を審議の結果絕對反對を決議。

△法相、飯米差押禁止法案今議會提出を言明。

△全國藥劑師大會、藥劑師法改正期成同盟主催で開催。

二月十七日

△母性保護法制定促進婦人聯盟第一回全國代表會議（於東京）。

二月十七日

△大阪和氣鐵線工場從業員六百名、會社の内紛による休業絕對反對生活
權擁護の爲争議に入る。

二月十七日

△第六回全國婦選大會、社大婦人同盟、婦選獲得同盟、キリスト教婦人參
政權協會等集結し、婦選諸法、母子保護法等制定を議會へ要求に決議

二月十八日

△京モス金町工場從業員約七百、組合壓迫に抗して争議に入る。

二月二十日

△都市從業員組合全國協議會、東京市從、全勞大阪都市從、神戸市從の
三組合により結成（於大阪）。

二月二十日

△内務省社會局、「小工業に於ける勞働條件の適正化」の立法に著手（全
産聯法案に反對を表明）。

二月二十日

△製鐵國策に關し商工當局と民間側懇談。

二月二十一日

△東北振興調査會第二特別委員會、東北振興交通整備答申案を決定。

二月二十二日

△日本農民組合、東北振興策として「東北廳設置」の實現を力説。

二月二十三日

△九年度一般並特別會計追加豫算案開議で決定。

- 二月二十四日
 - △愛國政治同盟第四回全國會議、天皇政治の確立、忠誠、皇道の世界宣布をスローガンに開催。
 - △函館造船木工組合、最低賃銀(二圓確保)協定不成立から争議。
- 二月二十六日
 - △東北振興調査會總會、東北振興事務局設置の答申案を可決。
- 二月二十七日
 - △濱田海員組合長、内紛の結果辭意を表明。
- 二月二十八日
 - △東北振興調査會總會、東北地方生活改善方策及び農村工業發達の爲め緊急施設に關する答申案を可決。
 - △東京工場協會、警視廳工場課と協力「工場營養研究會」の創立を計畫。
- 三月一日
 - △東北帝大、東北學院を中心とする仙臺九・一一共產黨事件記事解禁。
- 三月三日
 - △全國製糸聯合會、從來の態度を一變して産繭統制法案に全的反對を決議。
 - △「日本勞働同盟再建全國代表者會議」解消反對の會合滋賀、京都、東京、大阪其他地方の分子によつて開かれ本部機關を確立、尙、感情問題から動勞日本黨を脱退に決定。
- 三月四日
 - △新日本國民同盟、天皇機關説に對する反對闘争方針を決定。
 - △首相、議會に於て天皇機關説に反對の旨を言明。

- △總聯合中央委員長坂本孝三氏逝去。
- 三月五日
 - △農民生活擁護聯盟「農家食糧差押禁止法獲得農民大會」を開き、「實力を以て飯米一ヶ年を確保せよ」と貴衆兩院並に關係各省へ決議文を手交(於東京三會室)。
- 三月六日
 - △東京商工會議所、産業組合對策として商業組合を事業團體的活躍への改組案を計畫。
- 三月七日
 - △全國蠶糸業聯合會大會、産繭處理法案絕對反對を決議。
- 三月八日
 - △全國農會大會、米・産繭關係法案即時實施方を決議。
- 三月十日
 - △全國製糸業者、養蠶業者、繭糸業者聯合大會は産繭處理統制法案等三案絕對反對を決議。
 - △青年日本同盟、「國民協會」へ改組、會長赤松克麿氏、尙全體會議において美濃部思想糾弾を決議。
- 三月十一日
 - △第二回全國農村産業組合大會、米穀自治管理法案、産繭處理統制法案の無修正通過を決議。
 - △産業組合青年聯盟大會、米・繭統制案の無修正通過政治への消極的態度拋棄、産組事業制限反對等の議案を可決。
 - △第二回全國米穀商大會、米穀自治管理案反對を決議。
 - △全國肥料商大會、肥料業統制法案反對を決議。

- △全日本商權擁護聯盟、反産的立場から産業調整を政府、政黨に陳情。
- △全日本映畫從業員組合東京支部創立、「生活防衛同盟」の組織を決定。
- 三月十二日
 - △總聯合新委員長は高山久藏氏に決定。
- 三月十三日
 - △京モス金町工場争議激化内部分裂と切崩から急進派のテロ計畫發覺行動隊十數名檢束さる。
 - △海員組合規約改正委員會、濱田國太郎氏の組合長辭任を決定。
- 三月十四日
 - △別府大橋バス争議に絡る脅迫、侮辱、業務妨害告訴事件上告審に於いて「争議は争議、犯罪は犯罪の」新判例開かる。
- 三月十五日
 - △昭和九年度追加豫算公布さる。
 - △農林省、昭和十年三月一日現在内地米穀現在高發表。
 - △滿洲移民協會創立(大阪)。
- 三月十六日
 - △皇國農民同盟第二回大會(大阪)争議指導、農産物直賣經營の件其他の議案を可決。
 - △横濱スタンダード石油の總同盟石油勞働組合員は臨時大會を開き、昇給即時實施、御用組合親交會の即時解散を決議し交渉決裂と同時に怠業に入る。
- 三月十七日
 - △東京瓦斯自助會年次大會。
 - △全評關東地方評議會第一回大會。

- △全評關西地方評議會第一回大會(大阪)。
- 三月二十日
 - △東京印刷從業員二百七十名、全勞關東出版の指導下、誠首減給絕對反對の争議に入る。
- 三月二十三日
 - △衆議院本會議に國體明徴決議案上程され、鈴木政友會總裁の演説後滿場一致可決。
- 三月二十四日
 - △全水九州聯合會大會、佐藤中將を糾弾しろ、軍隊内の差別を一掃せよ、其他をスローガンに開かる(熊本)。
- 三月二十五日
 - △東電從業員組合第九回大會。
 - △總同盟西紡織勞働組合大會(大阪)。
- 三月二十八日
 - △第六十七議會閉幕。
 - △東京地方借家人團體協議會結成され同時に家賃五割値下運動を提唱。
- 三月二十九日
 - △社大黨、「國債利子二ヶ年支拂停止」運動を黨本年の中心スローガンとして、闘争の展開を全國的規模にまで擴大することに決定。
 - △全日本私設社會事業聯盟主催全國私設社會事業統制協議會大會(於東京)。
- 三月三十日
 - △農村應急土木事業費府縣配當額決定。
 - △内務省社會局と日本醫師會との健保値上要求紛糾は妥協により二十萬

圓増額で解決。
三月三十一日
海員組合長濱田國太郎氏辭任、新組合長堀内長榮氏。

四月一日

△改正健康保險法を施行さる。

△社大黨、全勞、總同盟共同主催で京モス、在原製作、東印爭議應援の勞働者大會を開き團結權、罷業權の死守を叫ぶ。

四月二日

△總同盟大阪合同勞働組合大會、鮮人勞働者差別反對闘争其他の議案を可決。

四月三日

△皇道會第三回大會(於東京赤坂三會堂)十年度運動方針大綱を決定。

△第二回日本勞働祭、日本産業勞働クラブ、總聯合、日交其他の組合より六千人参加す。

△總同盟大阪金屬勞働組合年度大會、待遇改善、産業協力の徹底等の議案を審議。

四月四日

△日本經濟聯盟會、産業統制調査委員會を開催。

△日本農民組合全國大會、産組對策、東北國有林の解放、救農議會開催要求其他の議案を可決(於東京赤坂三會堂)。

四月五日

△第十九回國際勞働會議各代表正式任命さる、政府代表吉阪俊造、赤松小寅、資木家代表渡邊福雄、勞働者代表八木信一(總同盟)、顧問原虎

四月十日

△商工省委員會、商業組合中央會設立要綱原案を可決。

△關東國粹會創立十五週年大會(新總裁渡邊千冬)。

△社大黨金融資本に對する闘争と共に府縣會選舉の前哨戦として「國債利子二ヶ年間支拂停止運動」に付重要指令。

四月十二日

△全産聯、國際勞働會議對策を協議、勞働時間短縮反對その他の議題を決定。

四月十四日

△内務省、地方財政交付制度調査を開始。

△總同盟指導の在原製作所爭議解決。

△東交、市從、全評、自聯の各組合は「メーデー統一協議會」を結成、組合會議派に對立する分裂メーデー敢行に決定。

四月十五日

△純正日本主義團體共同闘争協議會結成。

△全國失業救済事業打合せ會開かる(内務省)。

△母性保護法制定促進婦人聯盟、地方委員會の設置、會名の變更(母性保護聯盟)。

四月十七日

△帝國農會十年度事業計畫を發表。

△政教維新聯盟結成。

△日本勞働組合會議第三回擴大執行委員會(神戸にて)。國際勞働總會對策、メーデー對策、アジア勞働會議對策等を決議。

四月十八日

(一總同盟)、加藤良右衛門(製鐵從)、隨員井出清太郎(總同盟)の七氏
△名古屋製鋼所從業員、賃銀五割即時値上を要求して争議に入る。
△道府縣産業組合主任官會議開かれ、産組組織の變更その他の議案を協議、又農相は「反産者流の迷惑を啓き米穀、産團兩法案の實現」を強調。

四月六日

△全國農民組合第十四回全國大會(於大阪天六市民館)開かれ、全農十五週年記念事業、土地取上げ、立憲假處分反對闘争の件、小作法制

定要求の件、農村政治活動強化に關する件、農家組合、農會、農家組合對策に關する件、政府米を貧農にの件、農村ファッシ、粉砕闘争の

件、戦線統一に關する件其他の議案を可決、尙大會に於て北海道聯合會、三重、埼玉の復讐承認さる。

四月七日

△總同盟指導の京モス金町工場争議は警視廳の調停で解決。

△日本勞働組合總聯合全國中央委員會(於大阪、新役員選任の件、會長高山久藏、副會長今井武吉、主事森榮一)、其他を審議し、産業協力を強調する重要宣言を發表。

四月八日

△全國養蠶聯、繭生産費の低下限度を發表。

四月九日

△全國工場監督主任官事務打合せ會議(於内務省)十一日開かれ、中小工業に於ける勞働條件の適正化促進に關する件、臨時工の取扱に關する件、その他健保改正、災害扶助等の諸議案を協議。

△東京メーデー協議會、總同盟は全評、全國自聯の参加を排撃し全組合の統一メーデー絶望となる。

△中央蠶糸會に對抗する民間の蠶糸團體「蠶糸協會」問屋組合、輸出商組合取引員組合、全國蠶糸組合によつて結成さる。

△國際勞働會議代表神戸出發。

△東京瓦斯産業勞働組合第三回大會、行動綱領の變更(對外關係離脱)、統一協議會参加等の議案を決議。

四月十九日

△閣議で内閣審議會、調査局官制案を承認決定。

△母性保護聯盟第一回全國委員會。

四月二十日

△朝鮮自治史上記念さるべき最初の對邑縣議員、而協議會議員總選舉告示さる。

四月二十一日

△明倫會第二回全國大會(東京)。

四月二十四日

△全國社會教育主事會議(文部省)。

四月二十五日

△社會局、九年十二月一日現在の失業情況を發表。

△第六回全國方面委員大會(於熊本市)。

△社大黨メーデーに對し飛機、勞働組合法獲得を強調。

△總聯合全體として明年よりメーデー不参加、日本主義運動として産業協力に進む旨を聲明。

四月二十六日

△閣議、東北振興事務局官制要綱を決定。

四月二十七日

△農林省、九年度農業労働者賃銀調査を發表。

△大日本國社黨、祖國擁護の立場からメーデー反對を飛擧。

四月二十九日

△五・一五事件陸軍側被告後藤映範假釋放となり出獄。

四月三十日

△少年血盟團事件静岡地方裁判所で豫審終結、記事解禁さる。

五月一日

△第十六回メーデー。

△メーデー撲滅同志會、「機關説排撃、亡國メーデー撲滅」を明治神宮へ祈願。

△社大黨、安部黨首の内閣調査局の參與就任交渉を拒絶するに決定。

△社會局、滿洲労働移動に関する協議會を開く。

五月二日

△選挙修正委員會令開議で決定。

△日本労働組合總聯合會執行委員、メーデー及日本労働祭について(メーデーを排し産業協力實現の爲日本労働祭を更に勞資一體の産業祭に發展さす)綱領に関する件(愛國的に又産業協力を徹した精神を以つて速に新綱領を起草する)其他の議案を可決。

△解放運動犠牲者救援辯護士團中治維法で起訴された布施辰治氏以下十二名豫審終結有罪と認定さる。

五月三日

△岡田内閣最初の地方長官會議開かる。

△大蔵省預金部公債一億圓の買入を内定。

五月四日

△地方長官會議第二日、選挙修正要綱を發表。

△全國水平社第十三回全國大會、大阪に開かれ(十五日)差別糾弾方針確立に関する件、地方協議會組織に関する件、其他の議案を可決(委員長松本治一郎氏)。

五月五日

△逓信従業員聯盟、内紛の揚句分裂し被除名派は「逓信従業員同盟」を結成(會長高井謙氏)。

△警視廳、府下七十二工場を臨檢、六十三工場において女子、年少者等保護職工の酷使(工場法違反)を摘發。

五月六日

△地方長官會議。

五月七日

△内閣調査局長官は詮衡難の揚句吉田書記官長が轉任に決定(内閣書記官長は白根竹介氏)。

△愛國政治同盟五・二五記念日闘争に關し指令。

△日本海員組合第十四回大會、組合規約改正の件、昭和九年九月郵商近野三社と協定せる事項即時實施に関する件其他の議案を可決(組合長堀内長榮氏)。

五月八日

△大蔵省、東北金融對策方針を決定。

五月十日

△内閣審議會委員決定(十一日發令)十五氏。

△日本商工會議所、商權擁護を地方長官に懇請。

△第九回六大都市社會事業協議會(於名古屋)。

五月十一日

△農林省、九年度米麥主要九農産物收穫高調査發表。

五月十二日

△國難打開協議會系青年分子によつて「北斗俱樂部」結成さる。

五月十三日

△農林省、五月一日現在米穀現在高調査結果を發表。

五月十五日

△内務省、解雇手當制度確立、商店法の制定、労働條件に関する協定の強化に關する法制の樹立等の労働條件改善を内閣審議會へ近く提案に決定。

△港灣名古屋支部日本主義に轉向「中部港灣従業員組合」を結成(組合長田井増五郎氏)。

五月十六日

△全國警察部長會議内務省に開かれ後藤内相暴力行爲の制壓取締を訓示。

五月十七日

△警察部長會議で未然防止主義の爭議對策決定さる。

△自由主義思想撲滅の爲の「憲法研究所」菊池武夫、江藤源九郎氏等有志により創立さる。

五月十八日

△第三十一回全國産業組合大會長野市に開かれ反産運動排撃、産組擴充五ヶ年計畫事業其他の重要審議案を可決尙干石理事は「議政壇上にも代表を送り反産運動を潰滅すべし」と政治進出の新方針を可決す。

△總同盟大阪聯合會大會、臨時工制度反對(爭議を以て應戦)ファッショ粉

碎を宣言(會長西尾末廣氏)。

△海員協會及海員組合と太平洋漁業との團體協約締結。

五月十九日

△關消聯第十五回大會、一般方針審議の件、政府拂下米獲得の件、關消聯單一化促進に関する件其他の議案を可決(委員長長月澤仁三郎氏)。

△海員組合、新組合の結成に當面し、之に對抗するため恒久的防衛策として「社外海員クラブ」「日本海員組合青年聯盟」を結成。

五月二十日

△全國木炭卸商、小賣人四千名、全日本木炭商聯盟結成、反産運動に乗出す。

△東京市従業員組合年次大會(委員長橋本富喜良氏)。

△海員組合革新同盟派に依り「新日本海員組合」結成さる(組合長門司棟太郎、副組合長那賀源三郎氏)。

五月二十二日

△農林省發表、本年度購置資金は五百九十萬圓と決定。

△滿洲移民の根本國策樹立の爲拓務省で資本金五千萬圓の滿洲移民會社設立を決定。

△商工省、中小工業の強化對策として大工場からの下請負調査を開始。

五月二十三日

△全評委員長加藤勤十氏、アメリカ労働總同盟の招きに應じ「日米労働者提携親善の使節」として横濱出帆渡米。

五月二十四日

△重要産業統制法改廢に付官民懇談會開かれ修正を前提に原則として同法を存續するに意見一致。

△東京市従業員組合、東交に對し、同一市従業員の立場から「對市雇傭關係を中心とした共通利害を兩組合の統一戦線によつて闘ふことを直接の目的とし、更にそれを通じて兩組合の組織的統一及全市従業員のオール組織化の促進強化を計る」爲兩組合の全面的協議會の結成を提唱。

五月二十五日

△内閣調査局調査官全部正式發令。

△政府、古米拂下成績を發表(豫定の八割三分)。

△全評、東交、市従、登録労働者、全日映、全勞運輸、芝浦協議會間に企圖されつゝあつた「城南地方労働者協議會」全勞備組合の支部分會を打つて一丸とする共同闘争體として生る。

△資源局、國家總動員の爲「職業の分析」に關する調査を開始。

五月二十七日

△陸軍省、自動車工業に保護政策を喚起。

△帝國更新會、左翼轉向者の保護に關して寄宿舎建設其他の新計畫を協議。

五月二十八日

△選舉肅正中央聯盟結成(會長齊藤實氏)。

五月二十九日

△内務省、農民運動取締方針轉換の旨を全國特高課長會議に指示。

△樞府勞働條約審議委員會、有料職業紹介所に關する條約案外七件を否決。

五月三十日

△國際勞働局の給料被傭者諮問委員會に出席の鈴木文治氏歸朝。

△内閣調査局初會合調査局運用方針決定。

△福島縣入山炭坑内でガス爆發四十八名慘死。

△日本郵船に對する海員組合の待遇改善要求は妥協解決。

五月三十一日

△日本商工會議所、各府縣經濟部長を招待の席上、郷男は産業組合本位の保護助成政策の是正を要望。

△全國勞働組合同盟五週年記念懇親會。

△總同盟全關映松竹興業従業員組合大會、服務規定統一に關する件其他を審議。

六月一日

△右翼國家主義各種團體、「國體明徹達成聯盟」を結成天皇機關問題の解決は現内閣の打倒が先決と態度表明。

六月二日

△安部社大黨首一日の黨常任委員會の決議に基き内閣調査局參與就任を拒絶。

六月三日

△大阪府工場課、各種工場代表を集め臨時工に關する座談會を開く。

六月四日

△社會局の失業対策委員會にて労働者退職手当案要綱決定發表。

△十年度養蠶應急資金二千萬圓の割當決定。

△京阪神三都松竹新興直營映畫館和洋樂部全映關西支部指導下に總罷業に入る。

六月五日

△社會大衆黨、極東各國に平和使節派遣を決定(滿支への委員十二日東京歸發)。

六月六日

△全國の商業組合、商權擁護團體を總括する商業組合中央會の創立總會名古屋に開催。

六月八日

△帝國農會、農村と都市の公祖公課負擔比較調査八年度發表。

△大日本蠶糸會、五月廿五日現在本年度春蠶收穫豫想數發表。

△大阪十六工場五百名の刷子工、全勞指導で三割の賃上を要求して争議。

六月九日

△大阪借家人同盟、組織率の微弱、實踐的行詰りから解散を聲明。

六月十日

△東交、市従、全評其他の組織労働者による東京「城南地方労働者協議會」、大阪城南地方全勞總同盟合同促進協議會に對し有機的提携を求めメッセージを送る。

△全農、争議激發の逼迫せる情勢に鑑み十五日迄の「小作問題再吟味反省要求週間」を敢行。

六月十一日

△商相、開議にて農村工業化並地方産業開發に關聯して電力業の統制を強調(之を契機に農林當局農村電化策の調査に着手)。

六月十二日

△東交主催の第一回市電更生審議會開かれ、更生案の大綱を作成。

△全國教化團體聯合大會(於大阪十三日)。

六月十三日

△内務省局長會議は地方對策樹立の爲首腦部の地方行脚を決定。

△全國米穀取引所振興の爲官民合同懇談會東京に開催。

△岡山市濱河原の小作争議全農縣聯全水の應援下に益々激化、ハンスト、學童盟休を以て「差別的土取上反對」の闘争に邁進。

六月十四日

△鐵道貨物運賃全面的引下開議にて決定。

六月十五日

△農林省、全國米穀現在高發表。

△瀨陽商船の船員待遇改善要求問題は遂に不調罷業停船す。

△社會局、インフレ破綻後の争議頻發に備へ政府の統制力強化を目的とする争議調停法の改正に着手。

六月十六日

△大阪通信従業員聯合會第二回總會。

六月十七日

△東洋紡、社會事業其他に百萬圓を寄附。

六月十八日

△選舉肅正中央聯盟創立總會開かる。

△失業対策小委員會は労働者の退職積立金制度要綱を決定(廿八日、特別委員會にて承認さる)。

△多年日本無産階級運動に直接間接の關係を保ち來れる社大黨首阿部磯雄氏、全勞顧問大原社會問題研究所長高野岩三郎博士、總同盟顧問アジヤ労働組合會議鈴木文治三氏は東京學士會館に總同盟側松岡駒吉氏外二氏、全國労働側河野密氏外二氏の幹部を招致、全勞總同盟の合同

を動説の上兩組合代表は趣旨に賛成、全勞、總同盟合同促進協議會」を
結成す。

六月十九日

△東京工場協會、勞資協調委員會を開き社會局發表の退職積立法案の
内容に關し協議。

六月二十日

△全産聯、社會局立案の退職積立法案に反對を表明。

六月二十一日

△農林省、四十六府縣分十年度麥豫想收穫高發表。

六月二十二日

△第二回産業組合研究會、京都帝大及産組中央會主催で二日間京都に開
かる。

六月二十四日

△中央融和事業協會主催全國融和事業協議會(於内務省一廿五日)、融和
事業の五ヶ年計畫を決定。

六月二十五日

△全勞大阪都市従業員組合第四回大會(組合長田萬清臣氏)。

△轉向の西村祭喜氏當時の共青同盟分子と「日本政治新聞社」を創設、「一
國社會主義運動の前衛隊」として創刊號を發行。

六月二十六日

△北日農、支部班長會議を開催當局の大衆動員取締對策、警察署單位の
農村問題懇談會組織の是非其の他の問題を協議。

六月二十七日

△全產聯、社會局の退職積立法案要綱に對し立法化反對、中小工場主
の負擔増大を理由に反對意見書を提出。

七月十三日

△内務省、地方價調査結果を發表。

七月十五日

△朝鮮鎮南浦日鑛製鍊所人夫千六百名總罷業に入る。

七月十七日

△總同盟關東釀造労働組合第十二回大會(於市川)。

七月十九日

△共產黨再建活動暴露し本月二日乃至十五日迄に黨顧問神山茂夫等百八
十九名(内婦人三十七名)檢舉さる。

七月十九日

△陸軍航空廠の設置開議で決定(三十日公布、八月一日實施)。

七月二十日

△紛議中の東京昭和製作所従業員は臨時工制度撤廢を要求し總同盟指導
下に爭議に入る。

七月二十日

△大藏省、十年度赤字公債を發行。

七月二十一日

△産青聯全國聯合委員會、政治運動方策を決定。

七月二十一日

△農林省、七月一日内地在米高總數量發表。

七月二十四日

△社會局所管新規要求費目決定。

七月二十四日

△北海道國民大會、愛國主義團體によつて小樽に開かれ國體明徹の徹底

△全國學生生徒主事會議文部省に開かれ、當局の思想對策更新決定。

六月二十八日

△日本勞働組合會議、臨時工及人夫の廢止要請、陳情書を作成署名運動
展開その他の運動方針を議決。

六月二十九日

△關東産聯、關西産聯は夫々退職手當積立法案反對を決議。

六月二十九日

△農銀、拓銀、不動産貸付利率引下認可。

七月一日

△失業對策特別委員會席上藤原銀次郎氏内務省退職手當制度案の中小工
業適用反對を表明。

七月二日

△地方制度改正法公布一選舉法の改正に伴ふもの、次の總選舉より實施。
△各府縣選舉修正委員發表さる。

七月三日

△農林省小作官會議開催、激發する爭議對策及び小作事情改善の件を協
議。

七月五日

△近畿「國體明徹國民大會」右翼國家主義諸團體の主催にて大阪に開催。
△組合會議大阪地方協議會結成大會開かれ、臨時工人夫名義雇傭制度廢
止其他の議案を可決。

七月五日

△社大黨は社會局の退職積立法案「雇傭契約の不安が直ちに勞働者
の生活を脅威する現狀に鑑み完全なる失業保險制度の實現に至る過渡

を決議。

七月十三日

△全産聯、社會局の退職積立法案要綱に對し立法化反對、中小工場主
の負擔増大を理由に反對意見書を提出。

七月十五日

△内務省、地方價調査結果を發表。

七月十五日

△朝鮮鎮南浦日鑛製鍊所人夫千六百名總罷業に入る。

七月十七日

△總同盟關東釀造労働組合第十二回大會(於市川)。

七月十九日

△共產黨再建活動暴露し本月二日乃至十五日迄に黨顧問神山茂夫等百八
十九名(内婦人三十七名)檢舉さる。

七月十九日

△陸軍航空廠の設置開議で決定(三十日公布、八月一日實施)。

七月二十日

△紛議中の東京昭和製作所従業員は臨時工制度撤廢を要求し總同盟指導
下に爭議に入る。

七月二十日

△大藏省、十年度赤字公債を發行。

七月二十一日

△産青聯全國聯合委員會、政治運動方策を決定。

七月二十一日

△農林省の中等學校年限縮案反對の聲全國中等教員に波及。

七月二十四日

△農民の社會的向上を目的に農學校出身者の學農聯盟結成運動起る。

- △大日本生糸協會創立。
- △産業組合中央會理事會政治問題への態度(中立堅持)を決定。
- △日本産業労働俱樂部加盟協進組合(八幡製鐵所)日本製鐵従業員組合に合流。
- 七月二十六日
 - △全購聯改組案成る。
- 七月二十九日
 - △農林省、昭和十一年度豫算案決定。
 - △全勞總同盟の代表懇談會開かれ(東京)「合同協議會」結成を聲明し今秋を期し新統一團體の結成を聲明。
 - △臨時工問題の社會問題化の傾向と併せ注目されてゐた戸畑物會社大阪木津川工場臨時工解雇手當訴訟事件は「社會通念上」會社側に敗訴の判決下る。
- 七月三十一日
 - △組合會議政治委員會開かれ(東京)一、臨時工及人夫制度廢止に關する陳情書の件、二、退職積立金制度案に對する件(意見書を作製八月一日社會局長官に提出)。
- 八月一日
 - △汎太平洋新教育會議發會式東大安田講堂に開かる。
 - △八・一反戰紀念日特別嚴戒裡の朝鮮にて朝鮮共產黨再建委員會署名の反戰檄文北朝鮮一帯に撒かれ與南地方に大檢舉行はる。
 - 八月二日
 - △全勞大阪化學指導の下に「臨時工を本雇に」を掲げて抗爭中の大阪角
- 一ゴム會社爭議は臨時工問題には觸れず的外れで解決。
- 八月三日
 - △政府、國體明徹に關する聲明書を發表。
 - △使用職工の約半数臨時工を使用する住友諸會社は「臨時傭工員の退職手當規定」を實施。
 - △八幡失業者同盟、賃銀値上、勞働強化反對、頭ハネ人夫制度撤廢を要求して市役所へ連日陳情デモを敢行。
- 八月四日
 - △全勞大阪聯合會年度大會、勞働組合戰線統一具體化に關する件、臨時雇人夫名義廢止運動に關する件、退職金積立制法案に關する件、勞働會館建設に關する件、勞働者災害扶助法改正に關する件、失業保險法制定に關する件を可決。
- 八月五日
 - △國體明徹徹底の爲政府實行中の諸對策を發表。
- 八月六日
 - △内閣統計局は昭和五年國勢調査に基いて作成した「第五回國民生命表」を發表。
- 八月七日
 - △内務省、選挙に關する政治的情報は今後絕對にとらぬことに決定報告は候補者調選舉結果犯罪調の三項に限定する旨地方長官に通牒。
 - △社會局、徒弟保護の商店法案を議會へ提否決定の爲、地方長官の意見を聞くと同時に中小商工業團體にも諮問を發す。
- 八月八日
 - △關西賣藥業大會(大阪)。

- 八月九日
 - △開議、滿洲國治外法權撤廢方針及國產自動車工業の經濟的強化の爲來議會へ提出豫定の自動車工業法案を決定。
 - △農村工業獎勵計畫概要公表(東北へ四十萬圓交付)。
 - △農林省、來議會へ産論處理統制法案の再提出の準備工作に着手。
 - 八月十日
 - △日本國社黨支持中部労働聯盟全體會議。
 - 八月十二日
 - △内務省警保局、社會問題社會運動を檢討する「調査班」を設置。
 - 八月十三日
 - △農林省、十年八月一日現在内地米穀現在高總數量發表。
 - 八月十七日
 - △帝國農會、産業組合中央會、全販聯、全購聯中心に「日本米穀協會」創立
 - △大阪市電從、全水、全農、自從、大同電氣の七團體は「府會選舉對策大阪無産團體協議會」を結成し全水大阪府聯松田喜一氏を大阪浪花區より立候補せしむるに決定。
 - 八月十八日
 - △總同盟東京鐵工組合應援の大倉系軍需品工場昭和製作所爭議は警視廳の調停により臨時工退職手當改善で爭議團に有利解決。
 - 八月二十日
 - △全國水平社第二回中央委員會大阪に開かれ、差別糾弾、部落施設費獲得等の重要懸案を議決。
 - 八月二十一日
 - △海上技術者會準備會、海員協會に反對し全面的脱退を飛檄。
- 八月二十二日
 - △農林省十年度自作農創設維持資金割當額決定。
 - △全評系九州統一労働組合同盟、市民生活防衛同盟、西部嶺山労働者組合、中津一般労働者組合、東松一般労働組合同し、「日本西部産業労働組合」八幡市に結成さる(委員長木村宇太郎氏)。
 - △全國融和事業團體聯合會聯合大會(東京)。
 - △北日本農民組合大會新潟市に開かれ農民戰線の統一を全國に飛檄。
 - 八月二十五日
 - △組合會議擴大執行委員會東京總同盟本部に開かれ、總聯合はメーデーを廢し産業祭即ち日本労働祭の舉行を大會議案とすべく提案したるも委員會は之を大會議題とせざることに決定。
 - 八月二十六日
 - △東北振興調査會東北廳設置を計畫。
 - △吉田賢一(皇農)、退役陸軍少將村井清規、野村重臣(同大教授)の三氏世話人となり西日本一帯を糾合して日本労働組合會議に對抗する愛國團體の大同盟を目指し「八月會」を結成。
 - 八月二十七日
 - △朝鮮釜山三和ゴム工場従業員六百名、請負制度反對を叫んでゼネストに入る。
 - △内務省衛生局、三菱寄附の百萬圓により農村診療所二百ヶ所新設決定。
 - 九月一日
 - △司法省、追加豫算を計上して轉向者の保護觀察所設置へ積極的に乗出す。

- △帝國人絹廣島工場無期休業を行ひ九百の従業員を解雇。
- △内務省社會局は退職積立金法案に對する全産聯の全面的反對に遭ひ、中小工業に對する適用範圍の緩和その他原案に根本的改訂を加ふることに決定。
- 九月二日
 - △文部省は思想犯等により處分をうけ轉向せる者其他に再入學を許す爲高等學校規程四十七條を改正す。
- 九月四日
 - △農林省、昭和十年度春蠶收購高、總數量發表。
- 九月五日
 - △内務省、地方財政打開策として舊債償還延期と府縣債發行容認を全國に通謀。
- 九月六日
 - △社會局立案の「國民健康保險制度案」を繰り醫療組合側の農林省は「強制加入による思想的經濟的弊害」を理由に之と對立す。
 - △九州鑛山労働者組合、續發する炭坑災害から日本石炭坑夫組合、西部鑛山労働組合、九州鑛夫組合等に共同闘争委員會の組織を提唱。
- 九月七日
 - △東京市交通労働組合「東京市電更生審議會」は組合側の「市電更生案要綱」を市當局へ提出。
- 九月十日
 - △内務省、貧困者救済、醫療事業統制の爲公立病院の設置を計畫して醫療組合との抗争注目さる。
- 九月十二日

- △農林省九月一日現在内地米穀高總數量發表。
- △内務省、嚴罰方針による怪文書取締を決議。
- 九月十三日
 - △岡田、高橋、望月、内田、山崎五閣僚間に新黨問題に付き意見交換行はれ高橋蔵相積極的に新黨援助を聲明。
- 九月十四日
 - △明治製菓川崎従業員六百名、従業員組合を結成、全勞に加盟す。
- 九月十四日
 - △日滿通商統制、財政、關稅、投資等を議すべき日滿經濟會議は十月初旬東京に開催と決定。
- 九月十六日
 - △首相官邸警視廳の空爆その他の襲撃を企てた愛國勤勞黨中央委員天野辰夫氏外六十三名に上る神兵隊事件は豫審終結決定書送達と同時に司法當局事件の内容を發表、二十二名内亂豫備陰謀罪で起訴大審院豫審へ廻送さる。
- 九月二十二日
 - △日本労働組合總聯合會京濱船夫組合年度大會(新組合長岩田道則氏)。
- 九月二十三日
 - △大阪商工會議所、營業收益稅査定方針は中小工業に不當なる旨商店法案に反對を決議。
 - △東京自動車労働組合年度大會、社大黨支持、交總加盟問題審議傷害保險制度要求其他の議案を可決。
 - △日本労働同盟全國代表者會議、愛國労働組合戦線統一に關する件勤勞日本黨に對する件其他議案を可決(大津市)。
- 九月二十四日

- △日本労働組合協議會中部労働聯盟第一回大會、純正愛國労働團體戦線統一に關する件其他議案を可決(委員長伊藤長光)。
- 九月二十六日
 - △日本商權擁護聯盟、産組の政治的進出に備へ商權擁護運動擴大計畫を決定。
- △昭和十年三月現在田畑賣買價格前年より騰貴すと勸銀發表。
- 九月二十七日
 - △全産聯、退職積立金法案に全面的反對を決議。
- △八月結成された西部産業労働組合加盟の中津一般、東九州の兩組合は評議會系組合を引具して脱退新に全評九州地評準備會を結成す。
- 九月二十九日
 - △日本労働組合會議第四回大會神戸海員會館に開かれ産業及労働統制並臨時工及入夫制度に關する決議等の重要議案を可決、尙總聯合はメーデー對産業祭問題から運動方針の相異を表明、組合會議脱退の決議文を朗讀して總退場す(議長松岡駒吉氏、副議長河野密氏)。
- 十月一日
 - △第四回簡易國勢調査行はる。
 - △鐵道省貨物運賃引下を實施。
 - △大阪に於ける全農、全評、市電從等の選挙對策無産團體協議會開かれ全線的労働者戦線の統一、勞農提携の強化、反フアンショ、日常闘争に於ける相互援助の緊密化を目的に大阪地方労働團體協議會なる組織の、恒常化決定さる。
- 十月二日

- △農林省、九月二十日現在米作第一回豫想收穫高發表。
- △渥美電鐵並豊橋自動車従業員共同闘争を以て豊鐵豊軌愛國従業員組合の統制下争議に入る。
- △總聯合の愛國労働組合會議結成第一回準備會大阪に開かる(第二回は十九日開催)。
- 十月三日
 - △農林省十年度内地麥收穫高發表。
- △京都市電當局、無届集會の口實を以て一運轉手を解雇し市電従業員不當解雇反對の闘争に起つ。
- 十月五日
 - △商工省提出の商工中央金庫法案豫算二百萬圓、大藏省第一次査定にて削除さる。
- △中部労働聯盟主催にて愛國労働團體統一促進座談會開かれ總聯合、新海員組合、煙草從、忠孝労働の諸組合参加す(名古屋)。
- 十月六日
 - △内務省腹案の「官吏道場」東京護國寺に開所。
 - △總同盟中央合同労働組合大會、退職積立金法案に關する件其他の議案を可決。
- 十月七日
 - △全勞東京聯合自動車現業員大會、交通事故特別法制定に關する件其他の議案を可決(委員長高橋涉氏)。
- 十月八日
 - △農林省、政府所有米二百萬石の買換を決定、尙米穀局長は賣却、買換の併行嚴守を言明。

十月十日

△東京府下左右両翼の消費組合の提携協議會開かれ、關消聯、學消も參加の上「消費事業促進協會」成立。

十月十二日

△全國蠶糸聯、農林省に産繭處理法案反對を陳情。

△東京、千葉、青森、長野の共產黨多數派分子に大彈壓下り首腦部全農全會系種村本近其他多數檢舉さる、この檢舉と前後アメリカ共產黨との連絡暴露を報道。

△總同盟紡織労働組合大會開かれ(東京)、共済規約變更に關する件其他の議案を可決(組合長松岡吉氏)。

十月十四日

△十年度第二回四分利公債二億五千萬圓發行發表さる。

△大阪商工團體商工中央金庫設置期成同盟會を結成。

△第二十八回大日本米穀大會(臺北市)。

十月十五日

△政府は國體明徹に關し再聲明を發表。

△商工省、工業地方化委員會大綱並に委員を決定。

△組合會議大阪協議會、臨時工問題に關し關西産聯、紡聯等の四團體との勞資懇談會開催を協議。

△全農總本部「選挙戦の成功的效果を生かし無産團體と共同闘争を展開せよ」と指令。

十月十六日

△二府三十七縣に亘る普選第三次府縣會議員選挙の開票を完了、その結果政友六五八、民政六一九、國盟三一、無産三一、諸派三一、中立一

五三、合計一、五二五。

△經濟聯盟實業教育改善積極的援助を決定。

△長野縣養蠶實行組合、政府に産繭處理統制法案の提出を陳情。

△産青聯第三回全國大會京都に開かれ、産青聯の自主的大衆化強調さる(十七日)。

十月十七日

△官業労働總同盟擴大中央委員會小倉市に開かれ、綱領再檢討に付審議し、尙新綱領主旨を決定これを成文化し次期大會に上提することに決定。

十月十八日

△京都共產黨事件(一〇・四・七)記事解禁。

△交通東京交通労働組合大會(大阪)賃上闘争、職線統一の重要問題を盛る運動方針其他の議案を議決。

△社大黨、退職積立金法案の「立法の是非に關する意見の相異を明白にし識者の高評に訴へる」ため資本家團體「全産聯」と公開討論を決議し此の企に當り聲明書を發表。

十月十九日

△社大黨大阪府聯に「黨衛隊」結成さる(隊長椿紫夫氏)。

十月二十日

△轉向教員の爲(第一回)思想講習會日本文化協會の主催にて行はる。

△總同盟關東同盟第十三回大會(會長松岡吉氏)。

△總同盟日本石炭坑夫組合第五回大會飯塚市に開かる(組合長伊藤卯四郎氏)。

十月二十二日

されることに關議で決定。

十月二十六日

△全勞大阪電氣従業員組合第五回大會、労働組合職線統一に關する件其他の議案を可決(組合長山口常次郎氏)。

△朝鮮共青再建事件鄭泰玉氏等四十三名に判決下る。

△總聯合、日本産業労働クラブの提唱で、日本主義労働團體の職線統一懇談會を開催し八組合の代表者出席「愛國労働組合統一促進關東地方懇談會」を結成す。

十月二十八日

△内閣統計局昭和九年内地人口動態を發表。

△農林省、帝農、全販聯を中心とする農産物販賣協會を設立農産物の統制を意圖。

△新日本海員組合海事協同會へ加入を申出づ。

十月三十日

△内務省、總務部長會議を開き第二次肅正運動工作を協議。

△日本製鐵従業員組合大會。

十月三十一日

△帝國農會總會、米穀自治管理案、肥料業統制法案、産繭處理統制法案提出等の農政建議案並畑地利用増進答申案を協議す。

△日本交通従業員組合解消を聲明。

△日本製鐵従業員組合大會八幡市に開かれ、製鐵産業の國家統制徹底化の件其他の重要議案を可決(組合長小笠原徳三郎氏)。

十一月二日

△全國職業紹介所大會東京に開かれ、席上、國營化論議さる。
△帝國農會、農山漁村經濟更生促進の爲經濟更生中央協議會を結成(會長酒井帝農會長)。
△總同盟京都聯合大會、臨時工人夫名義雇傭制度廢止要求の件、全勞總同盟合同促進の件其他の議案を可決(會長西尾末廣氏)。

十月二十三日

△中央黨系會、産繭處理統制に關し懇談會開催、蠶糸業各團體の態度判明す。

△全國社會事業大會、十年ぶり東京に開かる。
△大阪に於ける全評、市電從、自從、至水、全農等の合法左翼無産團體協議會懇談會で全評市電從當面の職線統一問題に關し全的合的の態度を表明。

十月二十四日

△内務省、失業救濟事業國庫補助費割當決定。

△五・一五事件民間側從犯關係の大川、頭山、本間氏等の併合審理上告審に判決下る。

△北鮮、北陸四縣の内鮮連絡特高會議費に開かれ左翼思想の相互潛入防遏に關し協議。

△朝鮮獨立運動先復國事件韓國源氏等六名に死刑、無期乃至懲役七年の求刑下る。

十月二十五日

△國體明徹徹底、日本精神作興の爲文部省に教學刷新の委員會設置と報道。
△前議會にて審議未了となれる米管理案は衆議院の修正案のまゝ再提出

△退職積立法案を繰る社大黨代表片山晋氏、全産聯側藤桂之助氏立會演説は東京丸ノ内英勵館に開かれ「退職金貯風美俗論」を中心に討論大阪に於いても二十一日組合會議大阪協議會と關西産聯の間に行はる。

△京都地方愛國團體の純正日本主義團體共同闘争協議會主催機關設排撃國體明徹京都市民大會開かれ四日上京要請文を政府當局に手交。

△北斗クラブ軍需工業暴利の黙過は國體明徹に反すと關係各省に要請。

△東京市方面委員制度創立十五年記念大會。

十一月三日

△全國労働東京聯合會大會、戦線統一促進に關する件(組合戦線の最大可能統一を要望)、労働立法獲得闘争に關する件、商店法即時制定實施要求に關する件を議決(會長高橋涉氏)。

△總同盟東京鐵工組合第十二回大會、退職積立法案實施要求其他七議案を可決(組合長原虎一氏)。

△官業労働大阪市電從業員組合第七回大會、重要二十三議案を可決(委員長長川村保太郎氏)。

十一月四日

△文部當局、教學刷新評議會の設立趣旨並に官制要綱を發表、十六日勅令を以て官制を公布す。

△總同盟大阪聯合會の西尾、金正氏等の幹部を始め組合員二千数百名は總同盟等組合會議が從來絕對反對を叫びつゝあつた全産聯の團體保險に加入し成行注目さる。

十一月五日

△第六十八議會召集詔書公布(十二月二十四日)。

△農林省、全國麥實收高發表。

△社大黨第三回中央委員會。

十一月六日

△青森縣下の共產主義組織に彈壓下り、米よこせ運動關係者等多數檢舉さる。

十一月八日

△東京自動車労働、東交自動車部主催の自動車從業員懇談會開かる。

十一月十二日

△農林省、十月末現在第二回米收穫豫想高を發表。

△大阪市電從業員組合第二回大會、全國的戦線統一に關する件、新規程撤廢要求の件を可決(委員長小野清三郎氏)。

△高知脂紙工五百名の賃銀値上要求に發端總同盟指導下に抗争中の争議解決。

十一月十三日

△日本産業衛生協會第八回總會入替製鐵所に開かる。

△神戸市電從業員組合第七回大會、行動綱領、スピードアップに依る労働強化並質下反對闘争に關する件、退職金削減反對闘争に關する件、交總の統一闘争に關する件、全國的戦線統一に關する件其他の重要議案を可決(委員長楠川秀雄氏)。

十一月十五日

△全勞總同盟合同特別協議會開かれ、一、全評を今回の合同に参加せしめぬこと、二、交總東京市從の問題に對しては双方共同に賛意を表明することの二項に付ては意見の一致を見たるも、全勞は交總東京市從の即時合同参加を主張し、總同盟は合同の方法手段に付慎重を要するとして意見一致せずために三長老の最後の裁斷を仰ぎて、兩組合の單

獨合同を先づ實現し交總市從その他の可能なる團體との合同を計るために合同委員會を設置することを協議す。

△八王子織物加工組合の五割買下強要に反對して全從業員は總同盟指導下争議に入る。

十一月十六日

△總同盟東京聯合會大會。

△日本交通労働總聯盟全國大會(大阪)、運動方針大綱決定の件、賃銀引上統一闘争に關する件、労働組合戦線統一に關する件、未組織交通労働者の組織に關する件、規約改正に關する件、其他の重要議案を可決(委員長東交中島喜三郎氏)。

△全勞東京地方自由労働者組合大會、日曜日に金券支拂に關する件外七件の議案を可決(組合長淺沼稻次郎氏)。

十一月十七日

△日本労働組合總聯合臨時大會(名古屋)、「労働運動に於ける不合理なる動向を清算して、日本未來の運動に就かんとしてある」を宣言、七件の議案を可決(會長高山久氏)。

△東交、東京市從、大阪市電從、大阪自從、大阪都市從、大阪市從、神戸市電從、神戸市從の九團體は大阪に「都市從業員協議會」を開き連絡、共同闘争を申合す(議長大塚米太郎氏)。

△日本労働組合全國評議會大會、戦線統一問題に重點を置き十七、十八兩日大阪に開かれ重要議案六件を可決す(委員長加藤勲十氏)。

△全勞總同盟合同委員會、總同盟本部に開かれ總同盟側松岡駒吉氏外六氏、全勞側河野密氏外六氏出席名稱(全日本労働總同盟)役員(會長松岡駒吉氏、副會長河野密氏、西尾末廣氏、總主事菊川忠雄氏、副主

事原虎一氏、顧問安部磯雄氏、高野岩三郎氏、鈴木文治氏)綱領を決定、明年一月十五日を期して合同大會を開き、交總市從の問題は大會に於いて特別委員を選任善處することとなり、兩組合の單獨交渉全く完了。

十一月十八日

△文部省豫算會議、義務教育費臨時國庫負擔金問題に付内務省への移管に反對の態度を決定。

△産業合理的顧問會議、重要産業統制には消費者保護を重視するに決定。

△愛國労働組合促進懇話會名古屋に開かれ、産勞クラブ、總聯合、忠孝労働組合、中部労働聯盟、其他の組合参加。

十一月十九日

△内務省、十年度多期失業應急資金決定。

△下級從業員の共済組合退職給與金の如き受給權に對し差押は失當であるとの判決が大審院で下る(新判例)。

△全國消費組合協議會第五回全國協議會開かる(東京)。

十一月二十日

△大藏省、十年度市町村財政を發表。

△全國醫療利用組合協議會開かる(東京)。

△生産黨等在阪愛國諸團體、現内閣打倒國民大會を開き政府不信任を宣言。

十一月二十一日

△豊川鐵道争議再燃し全線的ゼネストを執行して抗争中のところ、本評議は同地方鐵道經營一般に及び各社共應援組合の日本主義労働運動公認を聲明して解決。

十二月二十三日

△關消聯主催にて東消協、關消協の合同協議會開催。

十二月二十五日

△東交中央委員會は交總加盟組合との提携の下に統一闘争として市電當局に對し、全従業員の日給三割即時値上、民間市電更生審議會の更生案の實施の二項を敬願することに決定。

十二月二十六日

△中部日本社會事業大會(靜岡市)。

十二月二十八日

△ガソリン値上に反對の業者は全日本ガソリン値上反對同盟(大阪)を結成し日石其他と抗争中のところ二十六日を期して西日本二府二十三縣のタクシー、トラック總休車を斷行(調停により未解決のまま、即日解除)

十二月二十八日

△文部當局、學校の宗教教育禁止緩和方針を全國に通牒す。

△新日本海員組合抗争の川崎汽船争議は九日目に解決。

十二月二十九日

△組合會議九州地協第四回大會八幡市に開かれ、産業殉職労働者慰靈碑建立に關する件、建實なる労働組合主義強化に關する決議案等を可決(委員長伊藤卯四郎氏)。

十一月三十日

△交總、東京市從、兩組合は過般の全勞總同盟合同協議會に於ける態度決定に拘らず文書を以つて反ファッシ。全的統一の建前から合同協議會への参加を申込む。

十二月 一日

△交總大阪自動車従業員組合大會、臨時雇傭制度撤廢の件、固定給引上の件、健康保險法改正の件、労働職線統一の件、ファッシ。反動勢力粉碎の件其他の議案を可決(委員長松田長左衛門氏)。

△總聯合大阪聯合會臨時大會、重要部門の行動方針決定の件、産業協力徹底に關する件、臨時工制度撲滅運動の件、愛國労働組合職線統一の件を可決(會長今井武吉氏)。

十二月 二日

△内務省關係の失業對策小委員會、保健衛生調査會等の七委員會、省議で廢止に決定。

十二月 三日

△「總同盟」「全勞」兩大阪聯合會合同披露懇談會。

十二月 四日

△文部省、來議會に提出すべき「宗教團體法案」の最終審議を行ひ要綱並に草案を發表す。

十二月 五日

△松岡駒吉氏は、麻生、亀井兩氏等と共に來朝中の王正廷氏と會見し、亞細亞労働會議への支那側代表の参加斡旋を要望。

十二月 五日

△全勞大阪聯合會浪花鋼管會社と團體協約を締結。

十二月 五日

△教學刷新評議會初總會にて松田文相は外來文化の醇化攝取の必要を力説。

十二月 五日

△農林省調査昭和八年度農家收入發表さる。

十二月 五日

△東交賃銀三割値上を主内容とする敬願書を市電當局に提出、十日當局は容認し難しと回答、又東京市從、大阪市電從、神戸市電從も夫々具體的内容をもつた敬願書を提出。

△總聯合大阪聯合會、中山製鋼所における在郷軍人系職工(約八割)の階級問題に關し軍部當局へ陳情(十日憲兵隊調査開始)。

△衛生省獨立運動の爲東京日本醫師會館に衛生省刑成同盟會創立さる。

十二月 六日

△日本實業組合聯合會主催商權擁護全國大會は米穀自治管理法案並に産商處理統制法案の議會提出阻止を決議反産的宣言をなす(東京)。

△日本醫師會總會、醫療利用組合の設立阻止、經營妨害運動を一層組織化する計畫を決定。

△秋田縣前田村に於ける抗争十一年に亘る庄司家對全農の大學議は和解成り解決す。

十二月 七日

△鐵道省、東北凶作地の鐵道運賃の減免を實施。

△社大黨、愛知縣豊川鐵道争議における官憲の日本主義加擔問題、或は新潟縣、青森縣における官憲の労働組合に對するファッシ。轉向勸説等々「無産階級運動攪亂」の情勢に對し内務省へ抗議。

△全勞神戸聯合會大會、退職積立金法案對策に關する件、労働組合職線統一に關する決議案、臨時雇人名義撤廢運動の件を議決(委員長永江一夫氏)。

△社會大業黨近畿地方第一回大會大阪に開かれ、各種社會立法制定促進其他の議案を可決し、議會解散要求を決議。

△全農中央常任委員會總本部に開かれ十二議案を可決。

△全勞大阪聯合會の労働會館落成し閉館式舉行。

△全國在郷軍人有志大會東京に開かれ機關説排撃、岡田内閣糾弾を叫ぶ。

十二月 十日

△社會保險調査會ではかねて要綱を發表せる國民健康保險制度の修正案を希望決議付で可決。

十二月 十一日

△内務省、明春の衆議院選舉取締方針を決定。

十二月 十一日

△鐵道省、東北、北海道を中心として凶作地時局匡救並に軍事的見地に主眼をおく新建設線計畫を發表。

十二月 十二日

△協同會は社大黨、全農、日農、日農總同盟、産青聯代表を招き農民運動統制に關する座談會を開催。

十二月 十二日

△全農總本部、第十五回全國大會準備三週間カンパを指令。

十二月 十二日

△全勞、總同盟合同祝賀會東京に開かれ、兩組合幹事並に麻生氏外五氏等出席。

十二月 十三日

△工業クラブ理事長は大橋新太郎氏に決定。

十二月 十三日

△東京府下小河内村、山梨縣丹羽山村外一村の三村民は東京市第三貯水池の起工運延から疲弊困憊に達し内務省、東京府市に陳情せんとし氷川村に警官隊と衝突大亂闘となる。

十二月 十四日

△全國労働大阪化學一般産業労働組合大會。

十二月 十五日

△日本農民組合總同盟第四回大會東京に開かれ、農業保險即時實施に關する件外六件を可決し、中心目標として自・小作農の一致協力に依る組織の擴大強化外八件等を制定。

十二月 十五日

△全評加盟の岡山一般労働と倉敷一般労働の兩組合合同し岡山地方労働

- 八月十二日—十四日 △教員團體國際聯合大會オックスフォードに開催。
- 八月十六日—十八日 △伊エ紛争調停の英佛伊三國會議バリに開催。決裂す。
- 八月十九日—二十三日 △オーブンドア・インターナショナル大會、コペンハーゲンに開催。
- 八月三十一日 △國際石材労働者聯合大會、國際社會主義婦人委員會ブリュッセルに開催。
- 九月 六日 △國際聯盟エチオピア問題五國委員會任命。
- △ジュネーブに開催中のアムステルダム及び第二インターナショナル執行委員會聯合協議會、イタリアのエチオピア侵略反對及國際聯盟制裁適用決議。
- 九月十一日 △イギリス外相ホア氏國際聯盟總會にて聯盟規約尊重聲明。
- 九月十一日—十三日 △キリスト教軌道従業員組合國際聯合大會バリに開催。
- 九月十三日—十四日 △國際製本工聯合大會ストラスブルグに開催。
- 九月二十六日—二十七日 △I.F.T.U.執行委員會バリに開催。
- 九月二十六日—二十八日 △智的労働者國際同盟大會ブリュッセルに開催。
- 九月二十五日—十月十一日 △共產青年同盟第六回大會モスコイに開催さる。
- 十月 十日 △國際聯盟總會イタリア制裁規定發動決定。
- 十月十一日—十二日 △國際労働組合總同盟(I.F.T.U.)及び社會主義労働インターナショナル(第二インターナショナル)聯合協議會ブリュッセルに開催、國際聯盟の對イタリア制裁支持決定。
- 十月十五日—十八日 △國際商業事務技術被傭者聯合大會バリに開催。
- 十一月 十一日 △イギリス政府國際聯盟の制裁實施諸國との通商禁止令發布。
- 十一月 十八日 △國際聯盟對イタリア制裁實施さる。
- 十二月 三日 △英佛兩國專門委員會議伊エ和協試案としてエチオピア二分案を決定。
- 十二月七日—九日 △スカンデナヴィア労働會議ヘルシングフォールスにて開催。
- 十二月二十七日 △ウルグワイ對ソウェイト國交斷絶。
- 十二月二十八日—二十九日 △スカンデナヴィア農業労働者年次大會ストックホルムに開催。

イギリス及びイギリス領諸國

一月十七日

- △ロイド・ジョージ氏選挙區サウス・ウェールズのパンゴールに於て英國產業界更生のニュー・ディールを提唱。
- 一月二十二日 △英國フランクフルト黨首サー・オスワルト・モズレー氏は、ランカシアに於いて演説し、黒シャツ黨の政策は日本綿製品を王領及び印度より排除する事をも含むと提唱。
- 一月二十四日 △印度憲法改正に關する法案議會に提出さる。
- 二月 三日 △ジョン・ホイットレー氏逝去。
- 二月 七日 △印度立法議會は獨立回教徒黨領袖ジンナー氏提出の全印度聯邦法案反對決議案を七十四票對五十八票にて可決。
- 二月十一日 △印度聯邦法案、四百四票對百三十三票の壓倒的多数を以て、下院第二讀會を通過。
- 二月十四日 △下院に於て労働黨議員ネーザン少佐、政府の失業救済案討議に際し、某政府高官のシエラック白胡椒買占事件を暗示し、政府攻撃の演説をなし、之に關聯して労働黨は政府の失業救済案非難の不信任動議を提出したるも採決の結果否決さる。
- 三月 一日 △印度國民會議議長ラゼンドラ・プラサッド氏及び回教聯盟議長モハメッド・アリ・ジンナー氏は、自治問題に關する印度教徒と回教徒との交渉は不幸決裂せる旨、連名の聲明書を送す。
- 四月十九日 △印度労働組合統一會議カルカッタに開催。
- 四月二十日 △全印度労働組合評議會第十四回年次大會カルカッタに開催。
- 四月二十一日—二十六日 △イギリス獨立労働黨大會ダービー市に開催。
- 六月 五日 △四百五十一條より成る印度政府改組法案、下院本會議に於いて賛成三百八十六、反對百二十二票の大差を以て可決、第三讀會を終了、即日上院に廻附さる。
- 六月 七日 △ヴァンクレーバー埠頭仲仕組合賃銀引上を要求し罷業に入る。
- 六月 八日 △マクドナルド首相辭表捧呈、ボールドウィン新學國內閣成立。
- 六月 八日 △ボールドウィン新首相、スタップフォードシアのヒムリー・ホールの大演説會に於いて、組閣後の第一聲を揚げ、協力内閣の強化擴充に依り、英國の傳統的精神を發揮し、獨裁政治排撃、デモクラシー堅持の旗幟の下に、世界平和維持に努力すべき旨を述べ。
- 六月十八日 △ヴァンクレーバーの埠頭仲仕罷業團約二千名警官隊と大衝突を演ず。
- 七月 一日 △綿業改造の根本的方策として、ランシマン商相は正式に過剩紡機整理案を下院に提出。

七月五日

△カナダ下院に於いて政府提出の小麥市價統制案可決さる。

七月九日

△労働黨政府不信任案を提出。

七月十八日

△ランシマン商相が下院に提出したる過剰紡機一千萬錠廢棄案に對し、ランカシア労働組合中最も有力なる梳綿工組合及び綿紡績職工組合は共同幹部會を開き、一千萬錠廢棄案を審議したる結果、斷然之に反對することに方針を一決す。

七月二十二日

△政府は、自由黨のロイド・ジョージ氏提唱の所謂「英國版ニュー・ディール」諸政策採擇を拒絶する長文の聲明書を發す。要旨(一)ロイド・ジョージ氏のニュー・ディール諸政策は「非實際」にして「獨創性」を缺く。(二)政府自身の政策はより良き結果を齎らしつゝあり。(三)今後二年間の公共土木事業費支辨のため、二億五千萬磅の繁榮公債を募集するロイド・ジョージ氏の計畫は重大なる財政混亂の原因となり、而も結果に於いてデフレーションを意味す。(四)五十萬人の都市労働者を農業に従事せしむる案は、食料品價格の人為的騰貴を來し、英國が食料品を輸入する自治領及び諸外國との友好的關係を阻害するなるべし。

八月一日

△アイルランド労働組合評議會第四十一回大會デリー市に開催。

八月二十六日

△第三インターナショナルの赤化工作につき、英國政府セスコロ駐劄大使館を通じソウエト政府に抗議を提出。

九月二日—六日

△イギリス労働組合評議會第六十七回年次大會マーゲイト市に開催さる。

九月九日

△労働黨首ランズベリー氏突如労働黨首領辭任の意思を表示。理由は侵略國に對する制裁の手段として、武力行使促進の態度を執る黨及び労働組合の態度と相容れざるがためと稱す。

十月一日—四日

△労働黨第三十五回大會ブライトンに開催。最終日の十月四日滿場一致「英國労働黨は、時局の重大性に鑑み、緊急議會召集を要請す」との決議を可決。

十月八日

△ランズベリー労働黨首途に黨首を辭任し、後任には副黨首アトリー氏選任せらる。

十月十八日

△イギリス炭坑夫聯合會賃銀ニシリング値上要求のため同盟罷業の可否表決に決定。

十一月十三日

△カイロ市のワフド黨のネッシュム内閣反對決議に基き反英運動開始。

十一月十四日

△下院議員の總選舉、全國に亘り一齊に行はる。

十一月十五日

△總選舉の結果、政府、反對兩黨の議席獲得數次の如し、政府黨三九九、外に無競争二六、計四二五。反對黨一六四、外に無競争一四、計一七八。

△總選舉に大勝を博せる政府は、盤て閣僚の入替を行ひたる上、新たなるスタートを切るものと見られ、從來の政策中には多分に選舉目當のものありしを以て、今後は是等に多少の修正を加へ、社會主義に對抗する一大團結として積極政策に邁進するものと期待さる。

十一月二十日

△大ブリテン鑛業労働者聯合會加盟團體、表決の結果賃銀値上要求のため全國總罷業案可決。

十一月二十七日

△ニュージールランド總選舉施行され、労働黨大勝。

十一月二十七日—二十九日

△全オーストラリア労働組合大會メルボルン市に開催。

十二月五日

△ニュージールランドのサヴェジ新内閣成立。

十二月十八日

△ホーア外相辭任。

十二月十九日

△イギリス下院労働黨提出の不信任案を表決。三百九十七票對百六十五票を以て不信任案を否決。

十二月二十二日

△イーデン無任所相、外相となる。

アメリカ合衆國

一月四日

△ルーズヴェルト大統領新年度の教書に於て自然資源の開發、生活保障、

失業救済、匡救事業政策を強調。

一月十七日

△ルーズヴェルト大統領強制失業保險制度、強制養老保險制度並に政府の養老年金基金制度の設定方を提案せる社會政策教書を議會に提出。

一月二十三日

△政府は失業救済並に産業復興計畫達成のため左の趣旨の政府案を下院歳入委員長トートン氏をして議會に提出せしむ。(一)財務省に二百五十億弗の長期公債發行現在高を保持せしめる權限を與へる。(二)同じく短期債券發行現在高を二百億弗とする。(三)小額面の公債發行を許可する。

一月二十四日

△下院四十八億八千萬弗の労働救済事業計畫を可決。

一月二十八日

△ニューヨークのトラック運送従業員組合突如三萬の従業員に罷業開始を指令、埠頭入夫三萬五千も同情罷業に参加せんとす。

一月三十日

△トートン氏提出の公債法案上下兩院を通過。

二月一日

△アメリカ労働總同盟會長グリーン氏下院司法委員會にて自動車業典業施行期限延長に反對、且つ一週三十時間労働制主張。

二月四日

△兩院委員會合同會議、農民救済に六千萬弗を充當する穀物稅法案妥協案を可決。

二月五日

- △一九三四年七月一日現在、合衆國の人口統計米本土一億二千六百三十二萬五千人、外地人口千五百三十四萬九千人、計一億四千六百七十七萬四千人と發表。
- 二月 六日
 - △政府セスコ駐在總領事館廢止、ソウェイト聯邦駐在領事、陸海軍武官の引揚げ、大使館の縮少を發表。
- 二月 八日
 - △フィリピン憲法會議憲法の最後の草案を百七十七對一にて承認。
 - 二月 十八日
 - △政府の金約款廢棄法大審院に於て有效と認めらる。
 - 二月 二十日
 - △大統領議會に對しNRA二ヶ年延長を要請する旨の教書を送る。
 - 二月 二十五日
 - △産業緊急委員會三四年十二月末現在失業者數を一千八十三萬と報告。
 - 三月 八日
 - △アメリカ労働總同盟グリーン會長一九三四年二月一日より三五年一月末日までの新就業者六十三萬の増加を示したるも尙ほ全國に千百萬の失業者ある旨發表。
 - 三月 十二日
 - △大統領公共事業持株會社に關する教書を送る。
 - △住宅所有者融資債券増額發行案下院通過。
 - 三月 十三日
 - △失業救済費の軍事費への流用を禁止するトーマス修正案上院にて可決さる。

- 三月 二十二日
 - △ピットマン出征軍人恩給法案下院を通過。本法案成立の曉は二十億弗の新通貨市場に氾濫のため、大いに注目せらる。
- 三月 二十三日
 - △大統領フィリピン憲法草案を原案のまま裁可署名。
- 三月 二十七日
 - △海軍兵員充實案下院通過。
- 四月 十八日
 - △アプトン・シンクレア氏政治運動引退を聲明。
- 四月 二十五日
 - △失業救済公共事業法四十八億弗の割當事務遂行のため、大統領資金分配局の構成を發表。
- 四月 二十六日
 - △大統領新に公共事業促進局を設置、緊急救済局長ホプキンス氏を局長に任命。
- 四月 二十八日
 - △大統領はラヂオ放送によつて全國民に第二次新政策を闡明、四十八億弗の公共事業計畫案の細目を詳述。
- 五月 二日
 - △マニラのサイダリス結社憲法承認反對運動を起し、警官隊と衝突。
- 五月 六日
 - △政府提出の鐵道從業員停年法に大審院にて違憲の判決下る。
- 五月 十四日
 - △フィリピン獨立憲法草案に對する人民投票施行。

- 五月 十七日
 - △フィリピン共產黨員二十名餘ラダナ州山中にて警官と衝突銃殺さる。
- 五月 二十一日
 - △フォード自動車會社從業員の最低賃銀を一日五弗より六弗に引上げる旨發表。
- 五月 二十二日
 - △上下兩院を通過せる二十二億弗のピットマン軍人恩給法にル大統領議會に於いて拒否の演説を行ひしも下院は再投票の結果三百二十二對九十八票を以て大統領の拒否を再拒否す。
- 五月 二十四日
 - △バークンヘッド棉花統制法上下兩院農業委員會に於いて更に一ヶ年延長に決定。
- 五月 二十七日
 - △大審院NRA違憲を判決。
- 六月 一日
 - △アメリカ炭坑夫組合長ルイス氏全米四十五萬の炭坑夫に労働契約満期の十六日後總罷業を行ふべき旨を指令。
- 六月 四日
 - △大統領及び政府首脳部NRAの善後處置に關し議會に提出すべき新法案の内容を發表。
- 六月 十四日
 - △上下兩院通過の産業復興法延長決議案に大統領署名。
- 六月 十六日
 - △政府の斡旋により炭坑夫罷業一時回避さる。

- 六月 十九日
 - △NRA延長のため新に産業協調局、監督局並に諮問評議會を設置。
- 六月 十九日
 - △ワグナー・ルイス社會政策法案上院を通過。
- 六月 二十九日
 - △サンフランシスコの海員争議再燃。
- 七月 一日
 - △労働關係局本日満期のところ大統領令により存續と決定。
- 七月 五日
 - △大統領ワグナー労働法案に署名。
- 七月 二十二日
 - △合衆國インディアナ州テア・ホート市に於て先般米罷業中の珪瑯業組合労働者に對する同情罷業として労働組合加入者總罷業を決定。
- 七月 二十六日
 - △ユダヤ人系諸團體政府にナチス・ドイツに對する抗議文提出を陳情。
- 七月 二十七日
 - △ニューヨークの共產主義者二千名ドイツの共產主義者に對するピットラー氏の處置に反對、深夜抗議デモを起し、ドイツ汽船ブレイメン號のドイツ國旗を奪ひ海に投ず。
- 八月 一日
 - △サンフランシスコの共產主義青年同盟仲仕罷業一週年記念示威舉行、警官隊に解散さる。
- 八月 九日
 - △失業救済事業從業員約一萬五千賃銀増額要求の結果罷業決行。
- 八月 十四日
 -

- △社會保險法に大統領署名。
- 八月十五日
- △富彙課税法案上院にて可決さる。
- 八月二十日
- △富彙課税法案兩院妥協案成立個人所得附加税五萬弗以上の三割一分より五百萬弗以上の七割五分(現行三割一分)増收豫定額四千五百萬弗、遺産税一萬弗以上の二分より五千萬弗以上の七割、會社所得税二千弗未満の一割二分五厘より四萬弗以上の一割五分、會社超過利得税純資本の一割乃至一割五分に當る利益に對する六分、それ以上の一割二分等となる。
- 八月二十三日
- △新銀行法案を大統領裁可。
- 八月二十五日
- △コモンテルン大會に於て第三インターの合衆國內に於ける活動明瞭となり、政府はソ政府に嚴重なる抗議提出。
- 八月二十六日
- △公益事業持株會社制限法案に大統領署名。
- 八月二十七日
- △労働總同盟會長グリーン氏ソウェイト聯邦承認取消要求。
- 九月一日
- △さきに社會正義國民同盟を創設せる教父カフリン氏、労働總同盟と職ふため別個の労働者協會を創設。
- 九月八日
- △ルイジアナ州選出上院議員にして大統領反對のロング氏同州廳にて狙撃され死亡。

撃され死亡。

- 九月十七日
- △フィリップス第一回大統領選挙、クエゾン博士當選。
- 九月二十三日
- △瀝青炭坑夫約四十萬人、新賃銀協定交渉不調のため總罷業開始。
- 十月七日—十九日
- △アメリカ労働總同盟大會アトランチック市に開催。
- 十月二十五日
- △大統領農業計畫の統一化を聲明。
- △パークインズ労働長官九月の労働者就業指数八三・六にて一九三〇年十一月以來の最高と發表。
- 十一月五日
- △國際仲仕協會々長ライアン氏メキシコ灣沿岸諸港にて積込の荷役ボイコット命令。
- 十一月二十三日
- △合同鐵夫組合長リューキス氏アメリカ労働總同盟本部の産業別縦斷組合主義反對に不服の結果、總同盟副會長辭職。
- △労働大臣パークインズ女史メキシコ灣仲仕罷業に調停官を任命仲仕協會々長ライアン氏に復業勸告を發す。
- 十一月二十九日
- △合衆國非常救済局廢止さる。一九三三年五月創設以來救済費支出總額約三十億弗に達す。
- 十二月一日
- △政府は失業救済のため、更に九億弗の公債發行に決定。

十二月 四日

△ニューヨーク市社會黨分裂、左翼のノーマン・トマス氏一派分離獨立。

ド イ ツ

一月 一日

△元旦に際し、ヒットラー總統ナチス全黨員に對し次の如く宣言す。「ザール領域所屬決定の人民投票は一月十三日を以て決行さる。この喪失せるドイツ領域を回收するは一九三五年に於ける我等の最大の希望なり。ザール住民はその日彼等の血より出づる聲を以てザール領域がドイツと不可分の協同體なることを全世界に要請するならん。一九三五年のドイツは一九三四年初頭のそれよりも遙に強力にして、更に昨夏のナチス清黨事件以來、我ナチスも亦全國の實際政治意志をよりよく體するものなり。」

一月 十三日

△ザール人民投票施行。投票率有権者總數五十三萬九千五百名中九割八分。

一月 十五日

△ザール人民投票委員長アラン・ローデ氏左の如く開票結果を發表。

投票總數 五二八、〇〇五、ドイツ復讐 四七七、一一九、現狀維持 四六、五一一、フランス合併 二、二二四、無效 二、二四九

一月 二十三日

△手工業臨時組成法令第二命令及第三命令を公布、中世的ギルド制度の復活、一般使用人に對する五ヶ年の無報酬徒弟義務期間を課す。

一月 二十四日

△州知事制を基礎とせる中央集權制公布さる。

二月 十六日

△外國債權者委員會は、對獨債權に關し、有効期間を更に一ヶ年延長、一九三六年二月二十九日まで擱置に決定。

三月 一日

△ザール正式にドイツ本國に復讐。

三月 十三日

△政府は空軍増設案を發表。

三月 十六日

△政府はヴェルサイユ條約軍事條項廢棄を宣言、新徵兵制度實施を決定。

三月 二十二日

△新徵兵令の内容。(一)ユダヤ人は兵役の資格なし。(二)四月一日の徵兵は一九一四年生れの男子より開始。(三)二十一歳以上、二十三歳乃至二十五歳の男子は一ヶ年乃至六ヶ月の軍事教練に服す。(四)二十三歳乃至二十五歳以上三十五歳までの男子は豫備役として三ヶ月の軍事教練に服す。

三月 二十四日

△プロシヤ全土のコンフェッション派教會の牧師ナチスに反對。

三月 二十七日

△ナチス黨員百二十六名に對するリツアニア司法當局の處斷に對し、ベルリンに於いて反對示威運動行はる。

四月 七日

△ダンテツヒ自由市人民會議選挙。總議席七十二中ナチス四四を占む。

- △新聞紙取締法公布、ユダヤ人、非アリアン人及宗教團體の編輯參加禁止。
- 五月一日
- △國民労働紀念日、ヒットラー總統テンベルホーフに獅子吼す。
- 五月二日—五日
- △ドイツ社會民主黨大會チエコスロヴァキアのテブリュウエーサノフに開催。
- 五月八日
- △失業救済を目的とする七億五千萬マルクの公共事業内債發行に決定。
- 五月九日
- △政府はドイツの失業者数は四月末に二百二十三萬四千人と發表。
- 六月十一日
- △フリック内相はヒルファデーニング前藏相等著名ユダヤ人五十名に對し國籍剝奪を命令。
- 七月一日
- △輸出振興のための輸出振興基金設定に關する法令公布。
- 七月十八日
- △ゲーリング空相地方當局に命令を發し、舊教團體の政治運動を禁止。
- 七月十九日
- △ナチスと鐵兜團との對立激化、ベルリン警視總監の更迭を端緒に、ナチス本部警察機關を總動員、全國に亘り鐵兜團を彈壓、各地支部の解散、財産の沒收を行ふ。
- 八月三日
- △ドイツ諸地方に於いてユダヤ人に對するボイコット行はる。

- 八月五日
- △マッケンゼン將軍鐵兜團無用論發表、同團より脫退。
- 八月八日
- △政府はボメラニア、ブランデンブルグ地方の鐵兜團の解散を斷行。
- 八月二十三日
- △國立銀行は公共土木事業計畫經費として十億ライヒス・マルクの内債募集を發表。
- 九月七日
- △ニューヨーク港共產派示威運動の國旗侮辱につきドイツ政府合衆國政府に抗議。
- 九月十一日—十六日
- △ナチス黨大會ニュルンベルグに開催さる。
- 九月十四日
- △ドイツ労働戰線大會、ニュルンベルグに舉行。
- 十月二十一日
- △ドイツ正式に國際聯盟より離脱。
- 十一月九日
- △ヒットラー總統ドイツ全土に亘り鐵兜團の解散を命令。
- 十一月十五日
- △政府武器輸出制限令公布。

フランス

- 一月七日
- △佛伊新協定成立(イタリアの項參照)。

- 一月十日
- △商相マルミヤンドー氏下院に重要産業統制法を提出。
- 一月二十二日
- △ザールのドイツ復讐に反對のザール領民二千五百フランスに入込み、政府は南佛方面に移住せしむ。
- 一月二十五日
- △大藏證券發行最高限を百億フランより百五十億フランに増加する法案下院にて可決。
- 二月三日
- △英佛協定成立。
- 二月六日
- △スタヴイスキー事件を發端として起れるバリ大暴動一周年に當り、數千の共產黨員各所にデモンストレーションを行ひ、警官隊と衝突千二百餘名檢束さる。
- 二月八日
- △ジャキエール労働相下院に失業救済策を説明。
- 三月一日
- △婦人參政權法案下院を通過。
- 三月三日
- △社會黨全國委員會パリに開催。
- 三月五日
- △労働爭議強制調停法上院通過。
- 三月十二日
- △開議に於いて入營壯丁數の激減による國防上の缺陷補填策として現役

- 期間延長案を可決。
- △國際労働局長モーレット氏フランス貿易評議會席上「日本現在の經濟狀態」につき演説、大いに注目を牽く。
- 三月十五日
- △兵役期間延長案下院にて可決。
- 三月十八—十九日
- △總同盟全國委員會パリに開催。
- 三月二十六日
- △開議に於てマグネシウム、棉花、軍用木材の輸出禁止に決定。
- 四月二十三日
- △新徵兵令による新兵十一萬五千一齊に入營。
- 五月十二日
- △地方議會選舉に左翼進出。
- 五月三十日
- △下院政府提出の財政獨裁法案を三百五十三對二百二にて否決。
- 五月三十一日
- △フランダン内閣總辭職。ヴィンソン新内閣成立。
- 六月四日
- △下院の信任投票に二百六十四票對二百六十二票を以て敗れ、ヴィンソン内閣總辭職。
- 六月七日
- △ラダール新内閣成立。
- 六月十五日
- △財政全權法案下院を通過。

- △ラヴアル首相内閣直屬の經濟ブレントラスト(緊急經濟委員會)を設
置、リュフ財務省資金運用課長、ドートリイ國有鐵道局長、ギニエー
前國務次官の起用を發表。
- 六月三十日
- △CGT、急進社會黨、社會黨、共產黨以下左翼四十八團體新聞紙上に
共同署名を以てファッシュ排撃、七月十四日を期し反ファッシュ・デモ敢行
を強調。
- 七月十四日
- △バスチーユ牢獄倒壊記念日、人民戦線、火の十字團の大示威運動バリ
に起る。
- 七月十六日
- △政府提出の財政安定法閣議を通過。
- 七月十九日
- △財政安定法により俸給切下げをうける官吏群二萬五千バりに大デモを
行ひ、警官隊、義勇兵と衝突。
- 八月六日
- △プレストの造船工罷業悪化、暴動起る。
- 八月八日
- △ツローン砲兵工廠労働者二千名ラヴアル内閣の俸給引下令に反対罷業
に入る。
- △政府は非常時権能規定に基き經濟政策に關する法律八十三件發布。
- 八月九日
- △ツローンの罷業者鎮壓に軍隊出動。
- 九月二十四日—二十七日

- △總同盟第二十三回大會バリに開催。
- 十月二十七日
- △急進社會黨大會、國內ファッシュの武装解除、公共事業の振興を宣言。
- 十一月十六日
- △クロア・ド・フウ(火の十字團)と人民戦線バリにて衝突。
- 十一月二十七日
- △下院外交委員會佛ソ兩國の相互援助條約案を承認。
- 十二月六日
- △下院にて政府提出の内亂防止三法案可決。
- 十二月二十四日
- △上院にて武装團體取締法案可決。

ソウエート聯邦

- 一月十五日
- △聯邦最高法院軍事裁判部よりジノヴィエフ、カーメネフ氏等の反革命
運動に關する罪狀を發表。
- 一月十七日
- △反革命地下運動の廣を以てジノヴィエフ氏十年、カーメネフ氏五年の
禁錮に處さる。
- 一月二十一日
- △レニン十一周年紀念セスコのボルスホイ劇場に盛大に舉行。
- 一月二十二日
- △財政委員長グリニコ氏一九三五年度の豫算歳出六百五十二億ルーブル
歳入六百五十七億ルーブルと發表。

- 一月二十五日
- △ソウエート聯邦人民委員會議長代理共產黨中央委員會政治局員クイヴ
イシエフ氏逝去。
- 一月二十八日—二月六日
- △第七次ソウエート聯邦會議モスコに開催。
- 二月二日
- △ロシア共產黨中央委員會選挙法を改正、選挙の民衆化を計ることを決
定。
- 二月七日
- △第七次ソウエート聯邦大會憲法改正に關するモロトフ人民委員會議長
の報告を可決して終る。
- 三月三日
- △聯邦中央執行委員會新任交通人民委員カガノヴィッチ氏を労働國防評
議會委員に、中央執行委員會書記長エヌキーゼ氏をコーカサス共和國
中央執行委員會議長に、聯邦檢事總長アキロフ氏を聯邦中央執行委
員會書記長に任命。
- 三月十七日
- △モスコに開會せられた第二回全聯邦コルホーズ突撃農夫會議スター
リン氏以下の起草委員による農業組合統制の新法規を可決。
- 五月一日
- △メーデー盛大に舉行さる。
- △ソウエート聯邦海軍首脳部會議、大海軍再建計畫を審議。
- 五月二日
- △佛ソ相互援助條約バリにて正式調印。

- 五月四日
- △中央執行委員會及び人民委員會、第二次五ヶ年計畫第三年度公債三
十五億ルーブル發行を決定。
- 五月十一日
- △重工業人民委員會第一次全體會議。
- 五月十四日
- △共產黨書記長スターリン氏ラヴアル佛外相とクレムリン宮にて東歐安
全保障案を協議。
- 六月六日
- △ザカフカズ中央執行委員會議長エヌキーゼ氏反革命運動關與の故を以
て罷免さる。
- 六月十八日
- △トロツキー夫妻ノールウエイ政府よりオスロ滞在を許可さる。
- 七月七日
- △政府は本日憲法制定十週年紀念日を期し憲法改正第一回總會を開催。
- 七月二十一日
- △ブルガリア共產黨々首ゲオルグ・デイミトロフ氏コミンテルン第七回
大會に於てコミンテルン新執行委員會の書記長となる。
- 七月二十五日—八月二十日
- △第七回コミンテルン大會モスコに舉行。
- 九月二十三日
- △政府赤軍の大改革を發表。
- 九月二十五日—十月十一日
- △共產青年大會第六回大會モスコに開催。

- 十月一日
 - △食糧配給券制度廢止實施。
- 十月二十七日
 - △ブラウダ氏イギリス労働黨幹部ジョージ・ダラス、ヒュー・ダルトン、ジョセフ・コンプトン諸氏を「罷業破り」と罵る。第三インターの反戦協力拒絶の結果。
- 十一月七日
 - △十月革命第十八回記念祭モスコイ赤の廣場に盛大に舉行。
- 十一月九日
 - △タヂキスタン・ソウエート共和國、キルギス自治ソウエート共和國に回教徒の反革命暴露、回教僧侶を首謀とする三十二名逮捕發表。
- 十一月二十一日—二十五日
 - △スタハノフ運動参加労働者大會モスコイに開催。
- 十二月四日
 - △全ソウエート・コンバイン操縦者會議の席上スターリン氏は穀物増收計畫を發表。

イタリヤ

- 一月七日
 - △中欧不干渉協約共同勸告、佛伊協議協約、北アフリカの植民地問題に關する協定等を包含する佛伊協定調印さる。
- 一月十六日
 - △ムッソリニ首相植民相を兼攝。
- 一月二十三日
 - △ムッソリニ首相植民相を兼攝。

- △中央職業組合委員會養蠶業救済資金支出案を可決。
- 一月二十四日
 - △イタリア内閣改造、ムッソリニ首相（内相、外相、陸相、海相、航空相、組合相、植民相の八相合議）は自らを除く各大臣、次官の徹底的更迭を遂行。
- 二月六日
 - △フアッシスト總評議會労働者雇傭制度の改善について討議。
- 二月十六日
 - △フアッシスト最高評議會イタリア全土に亘り満六歳乃至十五歳の男子は毎土曜午後を政治教育と軍事教練に専念從事する義務あること、週労働時間を四十四時間とすべきことを決定。
- 二月十九日
 - △新輸入制限令公布。
- 二月二十二日
 - △北イタリア工業地帯より非常召集をうけたる技師職工千三百名ジェノア發エリトリアに向ふ。
- 二月二十三日
 - △政府は二百萬即時動員可能發表。
- 二月二十六日
 - △軍用運送船機關技師五十名、熟練工千二百名を乗せ、ナポリ發東アフリカに向ふ。
- 三月八日
 - △ギリシア内亂の結果伊領カネーゼ諸島居住ギリシア人叛亂に備へ、政府は同諸島一帯に戒嚴令を布く。

- 三月二十三日
 - △政府は一九一一年生の全兵士に召集命令を發したる旨公表。これによつてイタリアの兵員六十六萬に達す。
- 四月二十二日
 - △フアッシスト黨結婚獎勵運動の一としてイタリア各地に復活祭當日結婚せる二千二百六組の夫婦に五百リラ宛の賞金を賦與。
- 五月二十一日
 - △政府は國內一切の證券資産を登録すべき法案を公布。
- 六月十五日
 - △政府は國內に流通する銀貨回收の旨發表。
- 八月六日
 - △ローマ法王ピウス一世ナチスの反キリスト教運動攻撃。
- 八月十四日
 - △イタリア國民中一九二二、一三、一四年生れの壯丁にして從來徵募より免れたる者二萬名に徵集發令。
- 八月十七日
 - △商工業に於ける強制社會保險法令の改正法公布。
- 九月二十一日
 - △政府は聯盟五國委員會和協試案拒絶に決定。
- 九月二十三日
 - △緊急令を以て三十億の植民地戰時費公布。
- △政府は一九一四年生れ各級壯丁二十萬に動員令を下す。
- 九月二十八日
 - △聯盟の經濟封鎖に備へて化學藥品、銃器製造用木材の輸入稅撤廢、鐵

- 材の建築用使用嚴禁、價格吊上げによる石油消費の制限、小麦貯藏、非聯盟國よりの物資輸入を決定。
- 十月二日
 - △ム首相全フアッシスト黨員の總動員をヴェネチア宮に斷行、伊エ戰爭につき熱辯をふるふ。
- 十月三日
 - △政府は正式に對エ戰爭を宣言。
- 十月十九日
 - △生糸の強制輸出實施に決定。
- 十月二十三日
 - △ム首相ラザアル佛首相の要請に應じ、エチオピア帝國處理に關する和協案發表。
- 十月二十九日
 - △新物價表發表さる。
- 十一月五日
 - △經濟制裁對抗命令全國一齊に施行。
- 十一月十一日
 - △經濟制裁案參加諸國に對するボイコット、通商條約の破棄決定。
- 十一月十六日
 - △フアッシスト大評議會ヴェネチア宮に開會、最高評議員二十四名出席、對伊制裁對抗案を協議。
- 十一月二十八日
 - △フアッシスト大評議會緊急大會石油制裁の發動せられるとともに國際聯盟脫退を決定。

中 歐 諸 國

- 一月十九日
 - △オーストリア政界名士前皇帝従弟オイゲネ大公を大統領候補者に擁立決定
- 三月十四日
 - △オーストリア高等法院昨年二月の叛亂首謀者たる前キリスト教社會黨首領アントン・フォン・リンテレン氏を終身禁錮に處す。
- 三月十六日
 - △オーストリア政府各新聞紙に命令、ドイツ政府の行動に對する批評を戒む。
- 三月二十三日
 - △ポーランド政府下院に憲法改正案を上げ、十四時間に亘る論議の後二六〇對一三九票を以て可決。
- 三月二十八日
 - △ポーランドゴズロフスキー内閣總辭職。スラウエリ大佐首相となる。
- 四月三日
 - △オーストリア政府軍備平等増大決定。
- 四月十八日
 - △オーストリア高等法院昨年二月暴動事件關係社會民主黨幹部二十名判決申渡。
- 四月十九日
 - △シュタール・ヘンベルグ公ローマでムソソリニ首相と會見、オーストリア再軍備を要求。

- 四月二十三日
 - △ポーランド新憲法公布。
- 五月二日
 - △チェコスロヴァキアドイツ人社民黨大會テブリュツェーサーフに開催。
- 五月十二日
 - △ポーランドの獨裁者ヒルスドスキー元帥逝去。
- 五月十六日
 - △ソチ相互援助條約成立
- 五月十九日
 - △チェコスロヴァキアの總選挙でナチス派の西南ドイツ黨大勝第一黨となる。
- 五月二十日
 - △チェコのナチス進出にウイン新聞は大いに驚き「政府はナチ化せるドイツ人少數黨のために議會主義を放棄すべからず」と聲明。
- 五月二十八日
 - △マリベートルチェコ内閣總辭職。
- 六月三日
 - △マリベートル前首相再組閣、聯立内閣を組織す。
- 六月二十二日
 - △オーストリア・ナチス再建運動曝露、前國會議員レオポルド氏及び獨逸聯盟會長ノイバツヘル氏他二十名のナチス黨員逮捕さる。
- 六月二十七日
 - △オーストリア政府は國內に於ける總ての私設軍團を糾合して一大國防義勇軍を組織するための案を發表。

- 七月一日
 - △ポーランド社會黨は執行委員會を開き、全國の黨員に對し、新選挙ボイコット、示威ストライキの決行を指令。
- 七月三日
 - △一九一九年四月のハブスブルグ王統驅逐及び財政沒收法廢棄案オーストリア下院を通過。
- 七月十日
 - △ポーランド議會新選挙法施行のため解散。
- 九月八日
 - △ポーランド國會總選挙、政府側議席二〇八中一八三を獲得して大勝。
- 十月十二日
 - △ポーランドスラウエリ内閣總辭職、コシアルコフスキー内閣成立。
- 十月十七日
 - △シユシュニツヒ内閣改造、内相ファイ大佐その他脱退。
- 十一月五日
 - △マリベートルチェコ首相下院議長候補のため辭表提出。ボシヤ農相首相となる。
- 十二月十八日
 - △チェコ大統領選挙、マサリク博士の後任としてベネシュ外相當選。
- 十二月二十日
 - △ポーランド上院特赦案可決。收監中の約二萬七千名釋放の筈。

- 一月二日
 - 中 華 民 國
- 四月の劉文輝、田頌堯氏等の各將領全國に向け獨立宣言を發し、國民革命軍を組織に着手。
- 一月七日
 - △國民政府滿蒙兩國間の北鐵讓渡問題に不承認聲明を發表。
- 一月八日
 - △瑞金を棄て、西方に移動せる共產軍續々四川省に集結。
- 一月十日
 - △國民黨上海市黨部國內紡績保護の趣旨より國産品愛用、外貨排斥運動を開始。
- 一月十三日
 - △共產軍主力四川侵入を開始、重慶危機に陥る。
- 二月八日
 - △國民政府財政部發券制度改革に乗出す。
- 二月十三日
 - △政府は共產軍掃蕩のため、それら首領に賞金をかける旨命令。
- 二月二十三日
 - △四川に入る共產軍、續々甘肅に向ひ集結。
- 三月一日
 - △中央黨部排日行動の停止を傳達。
- 三月十一日
 - △北鐵讓渡假調印に外交部駐ソ大使を通じ抗議提出。
- 三月二十七日
 - △中央政治會議陸軍官制改革案を可決。
- 四月十六日

- △共產軍成都に迫る。
- 四月十八日
- △四川省第二十九軍中央軍に叛旗を翻して共產軍と合流との報来る。
- 四月二十二日
- △徐向前氏麾下の共產軍一萬、成都に進撃。
- 四月二十四日
- △杭州反日會解散。
- 四月二十五日
- △貴州省西南部の共產軍雲南に侵入。
- 四月二十七日
- △雲南侵入の朱德麾下の共產軍省城昆明に迫る。
- 五月二日
- △共產軍の先鋒部隊四川省境、揚子江上流の金沙江を渡り、四川省に入開始。
- 五月八日
- △四川侵入の共產軍西昌入城式を行ひ、更に陝西南部に進撃。
- 五月二十一日
- △徐向前氏の四川共產軍主力成都の上流紋川縣城を陥れ、南部より進出の朱、毛軍と呼應成都に進撃。
- 五月二十二日
- △民國二十四年度總豫算歳入七億五千萬元、歳出九億四千九百三十五萬元中央政治會議を通過。
- 六月四日
- △共產軍成都に迫る。
- 六月十一日
- △共產軍千名突如湖南省新市を占領、西南に向け進撃開始。
- 六月十二日
- △北平の中央部全部撤退。
- 六月十八日
- △行政院會議開催。
- 六月二十七日
- △吳佩孚氏麾下の白楹武氏クレーターを斷行、北平乘取りを圖り、北平全市に戒嚴令布かる。
- 七月八日
- △開漢炭礦の馮家溝坑夫約三千名待遇改善を叫び罷業に入る。
- 八月八日
- △行政院長汪兆銘氏辭意を表明。
- 八月十一日
- △江西省北部の共產軍殘黨約一千、武穴對岸に進出。
- 八月十七日
- △廬山會議開催さる。
- 八月三十一日
- △北平政務整理委員會解散。
- 九月一日
- △湖北、湖南、四川三省の共產軍常總に向け進軍。
- 九月二十四日
- △蒙古地方自治政務委員會西公旗の石王を免職したる結果、綏遠省政府と内蒙古委員會とは反目状態に陥り、内蒙古の自治宣言より獨立運動

の惹起せらるゝ形勢となり成行注目さる。

- 十月十八日
- △閻錫山氏土地國有計畫實施を發表、先づ各農村に地主、自作、半自作小作、農業労働者よりなる委員會を組織して地價の評定並に土地の分配に當らしめることとし、ために全省一萬二千の農村を百二十區に分ち、各區に指導員一名、又三縣毎に地政督察員一名を置き一切の指導に當らしめ、經費五十萬圓を以て一年以内に土地の評價並に配分を完了せしむることとなり、異常な注目を惹く。
- 十月二十日
- △停戦協定線境界の香河縣民數千、負擔輕減、民衆救済の請願運動を起し、縣公署に殺到、官憲と衝突して死傷多數を出す。
- 十月二十一日
- △香河縣の請願隊と保安隊との衝突激化し、香河縣並に隣接各縣に通州公安局戒嚴令を施行。
- 十月二十二日
- △香河縣請願隊農民二千縣城を包圍し、縣長は逃亡、保安隊も開城を餘儀なくされ農民は大縣城内に殺到、縣公署を占領し、安厚齋氏を縣長事務代理とし、自治宣言を發表縣政の大改組を斷行。
- 十月二十三日
- △香河縣自治運動河北全省に波及の形勢に際し、河北省主席商震氏百二十五團第二營に現地出張を命令。
- 十月二十四日
- △香河縣人民治安委員會は重ねて自治宣言を發表、國民黨を否認す。
- △河北省主席商震氏時局拾收のため北支駐屯軍司令部に援助依頼に決定
- 十月二十五日
- △河北省の農民自治運動香河縣より昌平、遵化、寶坻、通州、武清、安次、順義、成縣、大名、三河及び河南省武安の十二縣に波及。
- 十月二十八日
- △商震氏河北省に負擔輕減令を發す。
- 十一月一日
- △國民黨第六回中央執監委員全體會議南京に開催、開會式當日王兆銘氏等狙撃さる。
- 十一月三日
- △南京政府通貨改革案を決定。
- 十一月十二日
- △國民黨第五期全國代表大會開會。
- 十一月十五日
- △北支自治運動の具體化に蔣氏武力彈壓を決意。
- △濼榆區行政督察專員版汝耕氏、宗哲元、商震、秦德純並に全國公私各團體に國民黨並に國民政府より分離し、北支那自治をなすべきことを要求せる長電を發す。
- 十一月十八日
- △北平市商會、銀業公會、錢業公會以下各種團體約三十全國に於て北支自治の通電を發す。
- 十一月二十日
- △平津衛戍司令宗哲元、山東省主席韓復榘、河北省主席商震、察哈爾省主席蕭振瀾等の各代表協議の結果、華北聯省自治政府樹立に決定。
- 十一月二十日
- △蔣氏華北自治便法を決定、宗、商、韓の北支將頭に自治工作の中止を

要請。

十一月二十二日

△地方自治促進案五全大會を通過。

十一月二十四日

△版汝耕氏冀東防共自治委員會を組織、自ら委員長となり自治宣言を發す。

十一月二十五日

△北平及び天津に戒嚴令布かる。

十二月 八日

△何應欽、宗哲元二氏の會見の結果冀察政務委員會組織決定。

十二月 九日

△北平大學、清華大學、燕京大會及び中等學校男女學生數百名自治反對の示威運動を起す。

十二月 十二日

△宗哲元氏を委員長とする冀察政務委員決定發表さる。

十二月二十一日

△學生の抗日運動悪化、漢口にて日本人暴行さる。

十二月二十三日

△上海の學生運動悪化、北停車場を占領。

十二月二十四日

△學生運動遂に工場に波及、商務印商館關係の工場従業員二千名ストライキを決行、郵務公會その他紡績工場職工連も同情罷業に入らんとするに至る。

十二月二十五日

△冀東防共自治委員會緊急會議、委員會の改組、冀東自治政府の建設を發表。

十二月二十七日

△徐州の學生軍二千北支自治運動反對請願のため南京に赴かんとして徐州驛を占領。

其の他諸國

一月十三日

△一九三四年七月發布の「ベルギー人従業員八割使用法」、十二月二十六日を以て實施猶豫期間満了、ベルギー政府は同法實施に關する調査を開始し、順次日本人經營の商店にも及ぼすものと見らる。

一月二十一日

△北滿鐵道讓渡交渉成る。

一月二十二日

△滿洲國鐵道總局は、北鐵接收後の人事行政に就き次の方針を決定せしと解さる、(一)赤系従業員約六千は全部解雇し、滿鐵従業員約二千を以て取次補充し、其の他よりの補充は今後の實績に徴して徐々に實行す。(二)現従業員中白系露人約一千及び露語を解し特殊の技能を有する滿洲國人若干は殘留せしむ。(三)北鐵従業員は滿洲國従業員に比し、四割乃至五割方優遇され居るを以て、殘留従業員の給與に就いては、爾餘の國鐵従業員との均衡上、或る程度の引下げを行ふ。

△ブルガリア、ギオルギエフ内閣總辭職の後を承け、ズラチエフ前陸相組閣を完了、閣僚には共和黨系を全然除外し、軍部出身及び非共和黨を以て充たし、而非軍部出身は僅か三名のみなる點注目さる。

一月二十三日

△首相ユリウス・ゲムベス氏を議長として會議中のハンガリー・ナシヨナル・ユニオン黨は重大なる改革を計畫中にて、ハンガリー議會は來月、攝政の權限擴大の審議を要求さるべし、現攝政はニコラス・ホルシイ大將なり。

一月二十七日—二十八日

△ベルギー労働黨トリス内閣倒壞運動開始。

二月 一日

△スイス社會民主黨大會ベルンに開催。

二月 六日

△ヴィラレアル氏を首謀者とせる革命的騒亂メキシコ各地に頻發。

二月 十日

△ポルトガル次期大統領選挙の結果、現大統領アントニオ・オスカー・カルモノ將軍再選と豫想さる。

二月 十七日

△ポルトガル現大統領アントニオ・カルモノ將軍、壓倒的多數を以て再選。

二月 二十日

△キューバ島騷擾ハバナの大学生人權恢復及警察軍隊化反對要求、同盟休校を行ふ。

二月 二十三日

△バラガイ國際聯盟脱退を通告。

三月 一日

△ギリシア現政權に不満を懷く軍人等、海外亡命中のブラスタラ將軍を擁して突如サラミス兵器廠に於てクーデターを敢行し、軍艦五隻を其の掌中に收めて、政府空軍の包圍より脱して公海に逃走す。政府は直に戒嚴令を發布し、全國各軍隊に對し、アテネ集中を命令。

△總選挙後最初のトルコ國民議會開かれ、ケマル・アタチルク氏改めて大統領に選挙さる。

三月 二日

△叛亂勃發と同時にギリシア政府軍の一個大隊、叛徒に通じて政府に反抗するに至りしも、政府軍は之と激戦を交へ、遂にサラミス兵器廠を奪回し叛軍降服す。

△ギリシア政府は引續き革命運動彈壓を強行。ヴェニゼロス元首相派と目せらるる將校多數及び政界名士の多數を逮捕、元首相バハナスタツシオウ、カフアンタリス兩氏も拘禁さる。

△ギリシア元首相ヴェニゼロス氏、政府が軍部革命の對策として戒嚴令を布き、且つ新聞發行禁止、議會干渉其の他大彈壓を開始せることを以て、共和國の根本組織を脅威する憲法違反の行爲なりと斷定し、自ら革命軍に参加して政府の暴壓に對抗すべき旨宣言。

三月 三日

△サラミスの戦に敗れたるギリシア叛軍は、クレテ島に上陸し、クレテ島總督を監禁、更に電信局無電臺を占據す。

△ギリシア北部マケドニア地方にも革命運動起る。

三月 四日

△ハンガリアのゲンベス内閣辭職、改編の上再任。

三月七日

△ギリシア政府は、東マケドニアの叛軍を攻撃すると共に、革命軍の本據クレテ島に對し、積極的攻撃を開始し、三隻の驅逐艦はカネア港頭に砲列を布き、革命軍の頭目ヴェニゼロス氏以下の本據を猛烈に攻撃。△エーゲ海のサモス島及びキオス島を始め、エーゲ海主要島嶼ギリシア叛軍の占據する所となる。

三月十一日

△キユーバ政府は、政府反對示威の總罷業が暴動化し、重大なる事態を惹起する恐れありとし、戦時状態と同様の重戒厳令を布告し、治安維持に關する一切の處断を軍法會議に依つて行ふ旨宣言。

△ギリシア叛軍の一部は政府軍に降服し、一部はブルガリア國境に敗走し、マケドニア及びスレス地方、政府の支配下に復歸す。

三月十二日

△クレテ島に在りしギリシア叛軍所屬軍艦數隻政府に投降、革命軍の總帥ヴェニゼロス元首相は、巡洋艦アヴェロフ號に搭乘、伊太利領コーデス島方面に亡命し、クレテ島再び政府の手中に歸す。

三月十四日

△政府反對示威の總罷業運動の一角崩壊し、數千の官吏其の他も復業し反政府運動一頓挫の形となる。

三月十五日

△國會の不信任投票の結果、ノールウェイ、モルウィンケル内閣總辭職。

三月十六日

△ノールウェイ社會民主黨ヨハン・ニールガールフヴォルト氏内閣組織。

三月十九日

整と國民經濟再建に乗出すこととなるが、新内閣の經濟政策大綱は次の如し。(一)租税引下げに依る工業生産費の低減、(二)公債市場の改組、(三)失業救済に青年労働者の就業を目的とする一大公共事業計畫、(四)個人所得と購買力との調整、(五)協力主義に基く國民經濟生活の漸進的改造、(六)不良企業の清算と國內工業の振興、(七)特惠關稅制度の採擇。

四月一日

△ギリシア・ツアルダス内閣は、下院を解散し上院を廢し、次いで新憲法を起草する特別委員會を設け、同憲法原案を通過すべき國民議會設立のため選挙を行ふに決す。

四月三日

△スペインルルー氏再組閣。

四月十七日

△スペイン政府昨年十月以來のカタロニア州自治停止解除。

四月十八日

△オランダ各地州會選挙、ナチス派進出。

△ブルガリアツラテフ内閣總辭職す。

四月二十一日

△ブルガリアのアンドレー・トステフ新内閣成立、軍部を除外し、新憲法發表。

五月三日

△スペインルルー内閣總辭職。

五月五日

△二月の内亂叛軍のギリシアヴェニゼロス元首相、プラスチラス將軍(亡

△ベルギーチュニス内閣總辭職す。

△ベルギー社會黨大會を開會、金本位制支持の決議を採擇す。

△モルウィンケル内閣總辭職のため、後繼内閣組織の命を拜せるノール

ウェイ労働黨領袖ニール・ズウォールド氏、組閣を完了。

三月二十日

△ハンガリー反政府暴動勃發し、鎮壓に向へる憲兵隊との間に激戦が交へられ、死者五名、負傷者十四名を出す。暴動はエックハルト氏を首領とする少數獨立農民黨を中心とするものが、政府顛覆を企てしものなり。

三月二十五日

△ジェランド氏を首相とするベルギー協力内閣成立。

三月二十六日

△メーメルをドイツに復歸せしむる目的を以てリツアニア政府顛覆を企てたるナチス黨員二十六名に對する判決あり。四名は死刑、二名は無期懲役、其の他は八年乃至十二年の懲役に處せらる。

三月二十九日

△スペインアレハンドロ・ルルー内閣總辭職。最近の武器密輸事件に連座せる名士に對する死刑宣告に對し、閣内の意見不一致を來せるに因る。

三月三十日

△ザモラ大統領の要請を容れ、ルルー氏再組閣を受諾す。

三月三十一日

△ベルギー政府の信任問題として議會に提出されたる緊急法案通過の結果、ジェランド内閣は爰一箇年間絕對獨裁權を賦與せられて、通貨調

命中)に對し、軍法會議は缺席裁判を以て死刑を宣告。

△トルコ政府南アナトリア地方イスパルタに於てギリシア正教團が、トルコ政府顛覆を計畫せること發覺し、統帥者二十三名逮捕の旨公表。

△二月六日解散されしユーゴスラヴィア國民議會の總選挙施行され、國民黨は議席三百六十の内三百の絕對多數を占む。

五月十日

△バルカン協商國外相會議ブカレストに開催決勃二國再軍備に反對。

五月十三日

△ギリシア政府は新法律を發布し、左翼日刊新聞「リソスバステス」紙外總數百十七の國內全部の「赤」の新聞雜誌發行を禁止。

六月二日

△スイス労働組合を主體とする三十五萬五千名の請願に基き、スイスの全財政經濟政策をインフレ的積極方針に轉向せしむべきや否やを國民の總意に問ふため、憲法第二百一十一條に基く、一般人民投票、全國的昂奮裡に施行さる。

六月三日

△スイス人民投票は、無記名秘密投票の形式の下に滞りなく完了したるが、請願趣旨即ち中小農工業者の債務軽減、労働救済計畫の強化、資本及び市場組織の統制等のため、憲法を修正せんとする提議に對し、中産階級以上及び官吏其の他恩給年金生活者の反對勢力案外強く、健全通貨論支持者の合流もあり、最終開票の結果は、憲法修正動議否決に確定す。(一)投票別の賛否、賛成四二二、八三〇票、反對五六二、七七〇票。(二)選挙區別の賛否、賛成三州及び二特別州、反對十六州及び四特別州。(註)斯の種修正動議を通過せしむるためには、投票數に

於ても、選挙区別の賛否に於ても、過半数を必要とすが、今回は其の何れにも敗北せるものなり。

六月九日

△ギリシア議會總選挙、政府側壓倒的多数を獲得。

六月二十日

△ユーゴスラヴィアエフティッチ首相、閣内不統一に基き總辭職を决行。

六月二十一日

△スイス聯邦政府は、國內青年團體其の他の要求に徴し、九月八日再び人民投票を断行、聯邦憲法の改正案を國民の總意に問ふに決す。

六月二十五日

△ミラン・ストヤディノヴィッチ博士首班のユーゴスラヴィア新内閣成立。

六月二十七日

△バルセロナ市一帯に騒擾勃發、暴徒は各所にて電車、乗合自動車を襲撃、焼打を敢行、軍當局はバルセロナ市並にカタロニア州一帯に戒嚴令を布く。

七月十二日

△ベルギー政府ソウェイト承認と決定。

七月十六日

△ノールウェー労働黨大會にて、コト外相の述べし次の演説は、將來における諸威政府の聯盟脱退の可能性を暗示するものとして、各方面の注目を惹く。聯盟は聯盟規約違反國に對して、軍事的又は經濟的制裁を加ふる權威を有し、各目的のため諸威政府の参加を求め來ることも在り得るが、斯くの如きはノールウェーに取り甚だ危険なる事態と

云ふべく、我國は制裁規定に關する我國の立場を速に是正するを要す。元來聯盟は各國の政治的利害を制限する力なく、將來聯盟の仕事は經濟的方面に限定されるべきものならん。

七月十九日

△ギリシアツアルダス内閣總辭職す。即日再組閣。

七月二十六日

△オランダコライン内閣總辭職。

七月二十七日

△キューバ軍隊の一部突如蜂起し、ディアズ土木省次官以下三十五名を捕ふ。原因は政府當局が元首相ジェラルド・マシャード氏を擁護し、政治結社を組織せんとする陰謀に憤慨したものと見らる。

七月三十一日

△アーベル博士組閣辭退によりオランダコライン博士再組閣。

八月十二日

△アテネ市の労働組合ギリシア叛亂に労働者の死傷ありしに抗議のため二時間ゼネスト決行。

八月二十三日

△ベルギー失業防止の經濟更生三箇年計畫、公共事業省管轄の下に近く政府より發令さるゝ旨發表さる。同計畫のため經濟更生局より三十五億フラン餘の資金が供給することに決定。

八月三十日

△エクトワール大統領ベストラゴ氏、豫て憲政擁護派及び軍人等により閉閉され居りしが、愈々現職を辭任し、ボオダ方面に亡命することとなり、前内相ボンス假政府を組織するに決す。

△ベルグラード開催中の小協商諸國會議オーストリアハプスブルグ王家復辟反對聲明。

九月六日

△リツアニア内閣改造、ユザス・トリプリス首相留任。

九月八日

△スイス人民投票の結果、反對五十萬九千、賛成十九萬三千の大差を以て憲法改正案否決さる。

九月九日

△ポーランド總選挙は、投票者半数に達せざりしも、政府は議席二百八中の百八十三を獲得して大捷。

九月十日

△ギリシア政府内の帝制即時實施派と、共和派との軋轢に關聯して、共和派に屬するベリクレス内相辭職す。

九月二十日

△スペインルルー内閣總辭職す。右は農民派諸閣僚が、學國一致内閣に對し協力を繼續する條件として公共事業施行權をカタロニア州政府に讓渡する法令に修正を加へんことを要請したるに對し、ルルー首相が拒否したる結果なり。

九月二十五日

△スペイン獨立黨領袖、前蔵相チャバリエタ氏を首班とする新内閣成立。

十月二日

△ブルガリア王室を顛覆し、政府を變更せんとする陰謀發見せられ、戒嚴令を布かれ、首領ヴィチニフ氏以下多数逮捕さる。

十月十日

△ギリシア内閣コンヂリス陸相以下陸軍有力者多数は相率めて帝制即時實施をツアルダス首相に強要せる結果、首相は軍部の斯かる要求は容れ難く、其の壓迫に堪えずとし、總辭職を决行。コンヂリス前陸相を首班とする新内閣成立し、新内閣は成立第一の事業としてアテネ全市に戒嚴令を宣布。

十月二十日

△ギリシア國民議會は、投票の結果、一九二四年以來の共和制を廢止して王政を復活し、退帝ケオルギオス二世を王位に迎ふことに決す。

十月二十二日

△ギリシア國民議會は、復辟案を可決すると同時に、これを一般國民の總意に問ふため十一月三日人民投票を舉行し、(一)共和制廢止。(二)一九一一年王政憲法の再採用の可否を投票せしむることとなり、右人民投票布告に關する諸規定を可決す。

十月二十四日

△ルクセンブルグ労働組合總同盟大會ボンヌヴォアに開催。

十月二十二日

△デンマーク下院總選挙舉行。反對派の平價切下政策は、國民の支持を受けず、與黨社會民主黨は更に議席を増加し、急進黨と共に絕對多數を獲得す。

十月二十四日

△クレテ島に革命叛亂勃發し、政府軍二千と驅逐艦三隻同島に向け出發す。叛亂はギリシア王政復古反對運動の爆發によるものにして、獨立黨、共和黨に屬する者三萬人と稱せらる。

十月二十六日—二十七日

△オランダ社會民主黨及び同系労働組合總同盟聯合協議會新労働計畫を

上程採用。

十月二十七日

△スペイン政府演職事件により辭職、チャバプリエタ氏内閣を再組織。ルルー氏入閣せず。

十一月三日

△政體變更に關するギリシア人民投票行はれ、帝政派は總投票四百萬の中、殆ど九割五分の絕對多數を確保、壓倒的勝利を獲得す。斯くて一九二二年十二月ヴェニゼロス氏を首班とする革命運動により樹立されたる共和制は、前後十三年にして顛覆し、廢帝ゲオルギオス二世の復辟を見ることとなる。

十一月十三日

△エジプト獨立黨の中堅ワフド黨一派、獨立記念日に際し、現政府打倒、英帝國主義排撃等をスローガンに、大示威運動を敢行、ワフド黨首領ナハス・パシヤ萬歳を絶叫して英國領事館其の他を襲撃、市中大混亂に陥り、カイロ駐屯英陸軍歩兵部隊は、直に警戒に當り、市中は戒嚴状態に入りたるが、重傷者多數を出す。

十一月十四日

△エジプト獨立運動更に重大化し、千餘名の示威團カイロ市に乗込み、警官隊と衝突して死傷者を出す。

十一月十六日

△エジプト反英運動カイロ以外の地方都市に波及。

十一月二十一日

△學生團を中心とするエジプト獨立運動は益々深刻化し、カイロ市に於いて總罷業決行さる。

十一月二十三日

△エジプト反英運動官憲の彈壓によつて鎮壓さる。

△ブルガリヤアンドレスチエフ内閣總辭職。

十一月二十四日

△ブルガリヤ前外相クセイヴァノフ氏後繼内閣を組織。

十一月二十五日

△ブラジル北部のグランデ州に共產黨の革命勃發、ナタール市並にマカヒバ市を占領、南部のパラナ州都リチバ市にも共產革命起り市街を占領、ブラジル全土内亂状態に陥る。

十一月二十七日

△ブラジル共產黨暴動リオデジャネイロ州に波及、航空士官候補生、砲兵士官候補生等叛亂を起したるも政府側の攻撃により潰滅。

十一月二十八日

△ブラジル政府共產黨叛亂完全に鎮定の旨公式に發表。

十一月三十日

△ギリシア王政復興後第一回内閣成立、コンスタンチン・デメルヂス首相、國防相及外相兼攝。

十二月六日

△英國下院に於けるホア外相の演説に憤慨エジプト獨立派一千餘名大舉して英國高等辨務官々邸を襲撃。

十二月七日

△スカンデナヴィア労働會議、ヘルシングフォルスに開催。

十二月九日

△スペインチャバプリエタ内閣總辭職。

十二月十一日

△スイス議會三十八對百五十三票を以て藏相メルセル氏をスイス聯邦大統領に選舉。

十二月十二日

△エジプトのワフド黨及自由黨合同の結果、ネシム・パシヤ内閣、停止中なりし一九二三年憲法復活。

十二月十四日

△スペイン獨立黨のマヌエル・ボルテラ氏を首班とせる新内閣成立。

十二月十六日

△エジプトのワフド黨々首ナハス・パシヤ氏學生の反英示威運動中止勸告。

十二月十七日

△スペイン政府社會黨機關紙「エル・ソシアリスタ」發行停止解除。

十二月二十一日

△ブラジルウルガス大統領領内共產主義者鎮壓のため戒嚴令發布を議會に要求したりしが、議會は之に承認を與ふ。

△エジプト王フアド新選舉法を宣布。

十二月二十七日

△ウルグアイ對ソウェイト聯邦國交斷絶。

十二月二十八日—二十九日

△スカンデナヴィア農業労働者年次大會ストックホルムに開催。

十二月三十日

△スペインのホルテラ・ヴァラデレヌ内閣總選舉に對する閣内意見不一致の結果總辭職。

内外産業労働統計要覽

日 本

〔我國ニ於ケル労働立法ノ發展〕

- 第一圖 工場法及ビ礦業法適用工場及ビ鑛山従業員數
- 第二圖 昭和五年ニ於ケル工業労働者ト工場法適用工場ノ職工數
- 第三圖 職業紹介事業ノ發達（求職者數ノ増加）
- 第四圖 失業救済事業ノ費用
- 第五圖 失業救済事業ノ効果
- 第六圖 健康保險被保險者數
- 第七圖 小作調停法ノ効果
- 第八圖 労働爭議ノ調停狀況
- 第九圖 労働組合及小作組合ノ發達

〔經濟統計〕

- 1. 金融統計
- 2. 生産統計
 - (イ) 生産指數
 - (ロ) 重要生産品別生産指數
- 3. 交易統計

〔労働統計〕

- 4. 物價統計
- 5. 生計費指數
- 6. 賃銀統計
 - (イ) 賃銀指數
 - (ロ) 定額及實收賃銀指數
- 7. 就業時間統計
- 8. 就業日數統計
- 9. 労働人口統計
 - (イ) 總指數並ニ地方別労働人員指數
 - (ロ) 重要産業別労働人員指數
 - (ハ) 工場、鑛山労働者數
- 10. 失業統計
- 11. 労働市場統計
 - (イ) 職業紹介取扱成績
 - (ロ) 工場、鑛山労働者異動調
- 12. 爭議統計
 - (イ) 労働爭議
 - (ロ) 小作爭議
- 13. 健康保險被保險者數

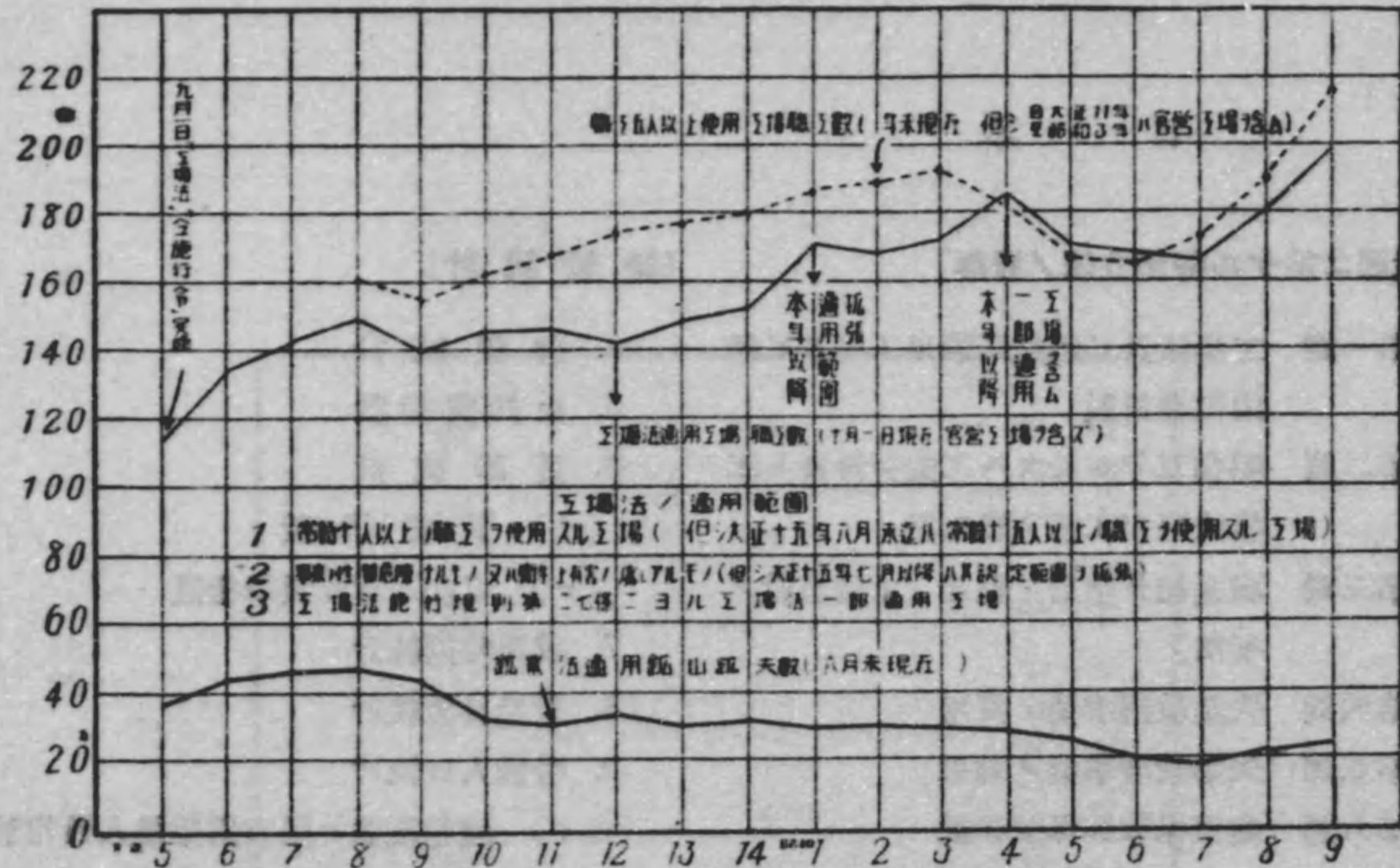
海 外

- (英 國) 1. 生産、卸賣物價、生計費並ニ賃銀指數
- 2. 失業並ニ労働爭議
- (佛 國) 生産、卸賣物價、生計費指數並ニ失業者數
- (米 國) 生産、卸賣物價、就業、賃銀支拂額指數並ニ労働爭議
- (獨 逸) 生産、卸賣物價、生計費指數、賃銀並ニ失業者數
- (伊 國) 工業生産、卸賣物價、生計費指數並ニ失業者數

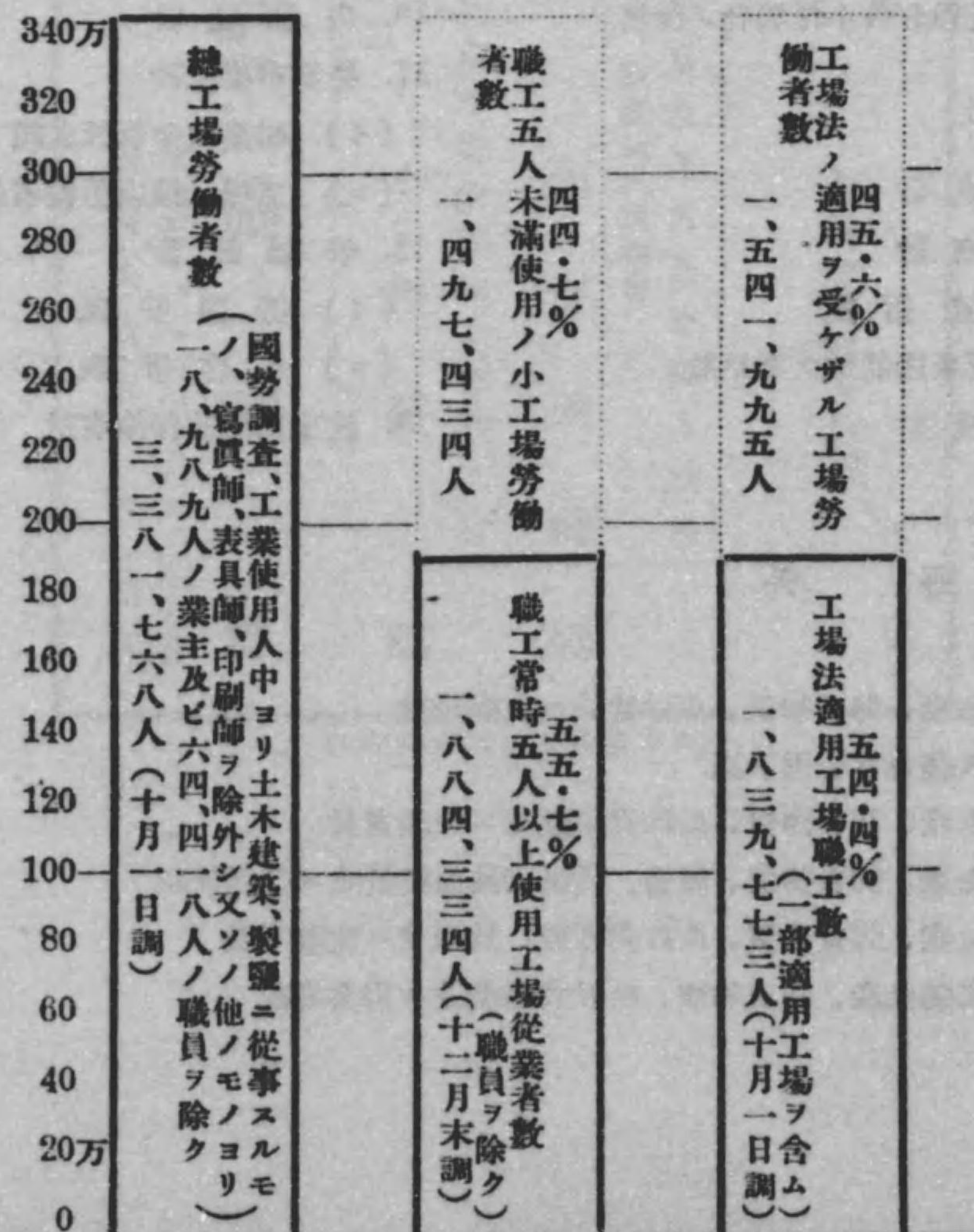
日本

我國ニ於ケル労働立法ノ發展

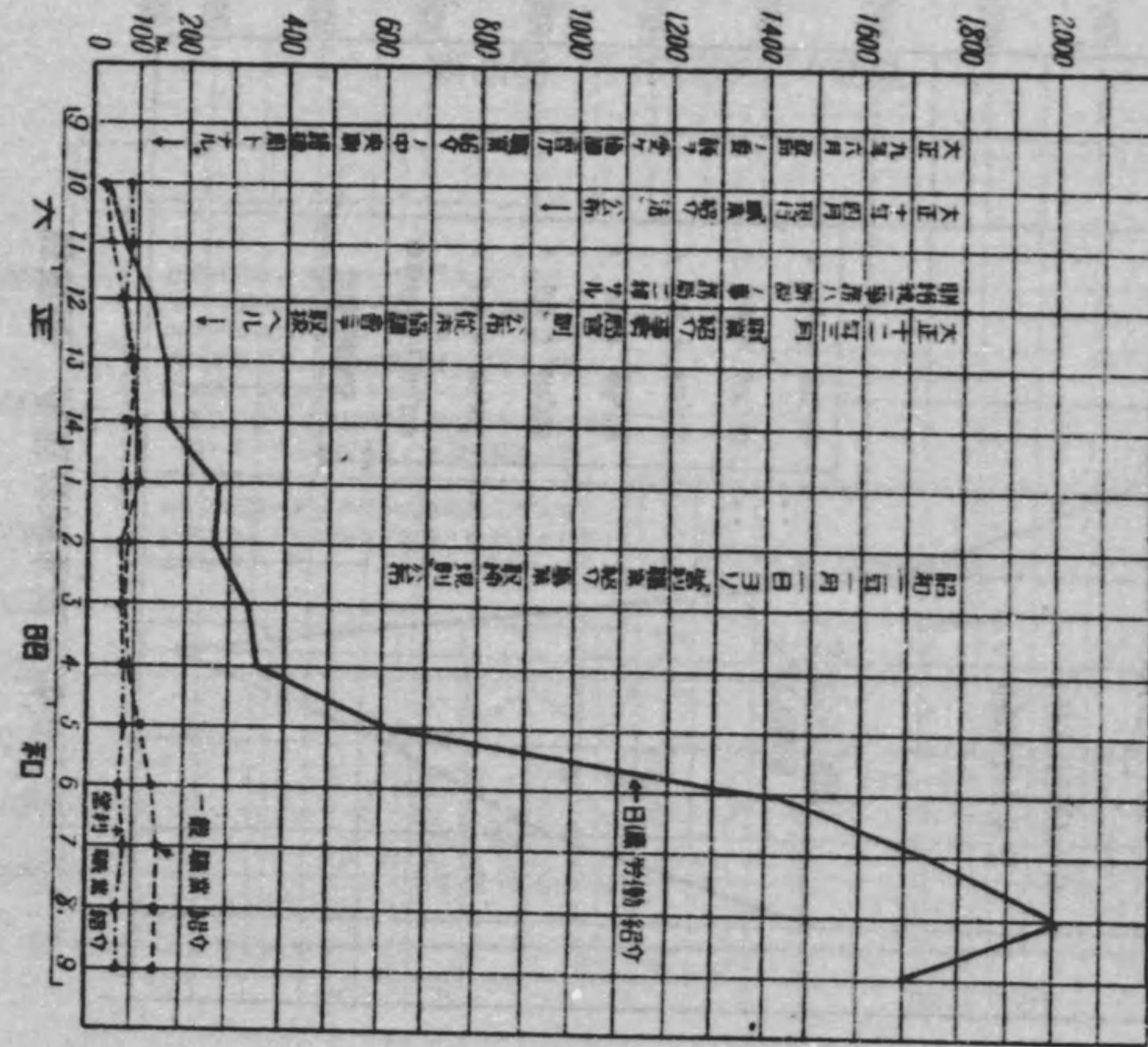
第一圖 工場法及ビ礦業法適用工場及ビ礦山従業員數



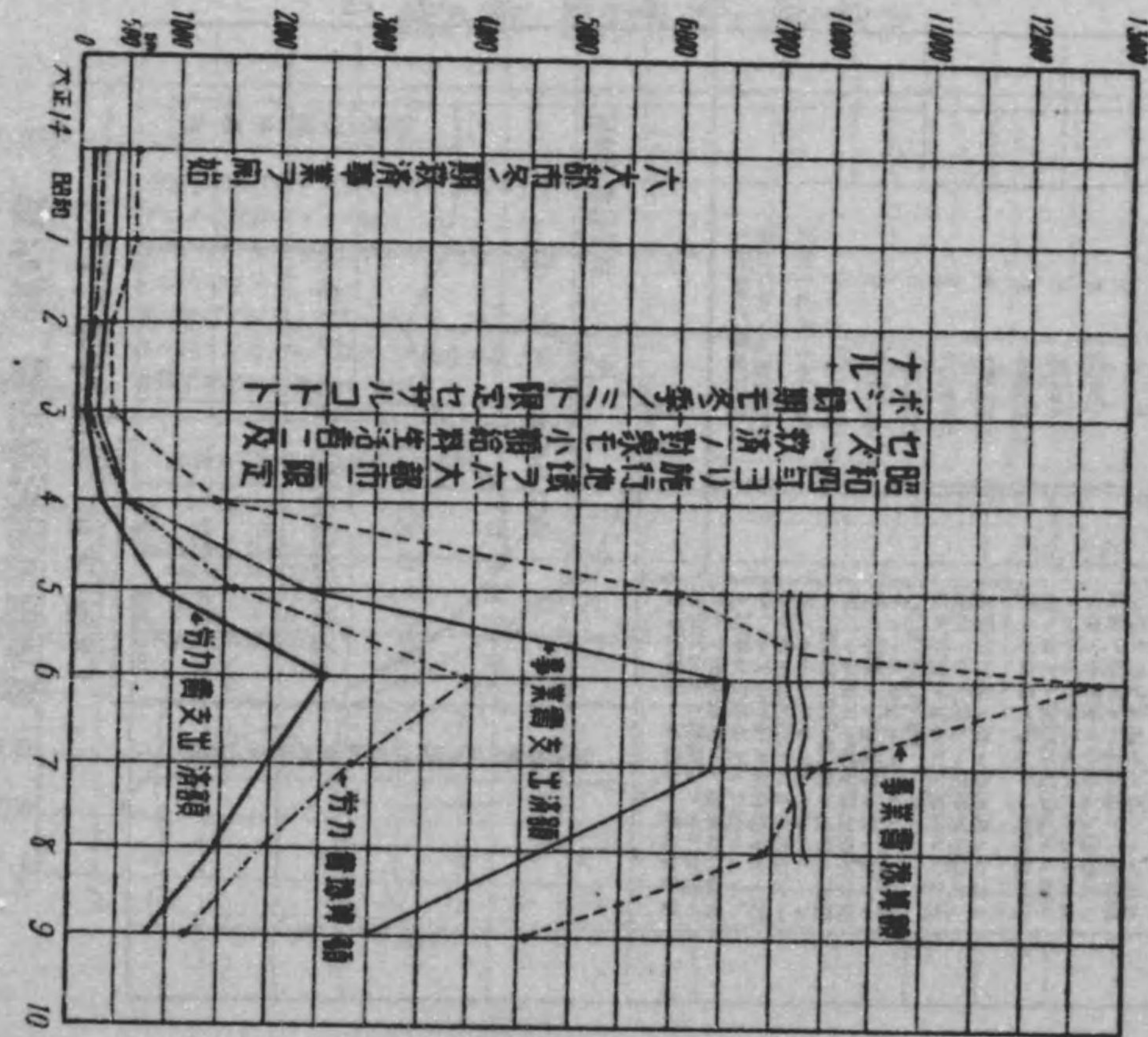
第二圖 昭和五年ニ於ケル労働者數ト工場法適用工場職工數



註 總工場労働者數中ニハ96,160人(少數ノ雇主單獨ヲ含ム)ノ失業者ガ加算サレテ居ル(職業分類ニヨル)

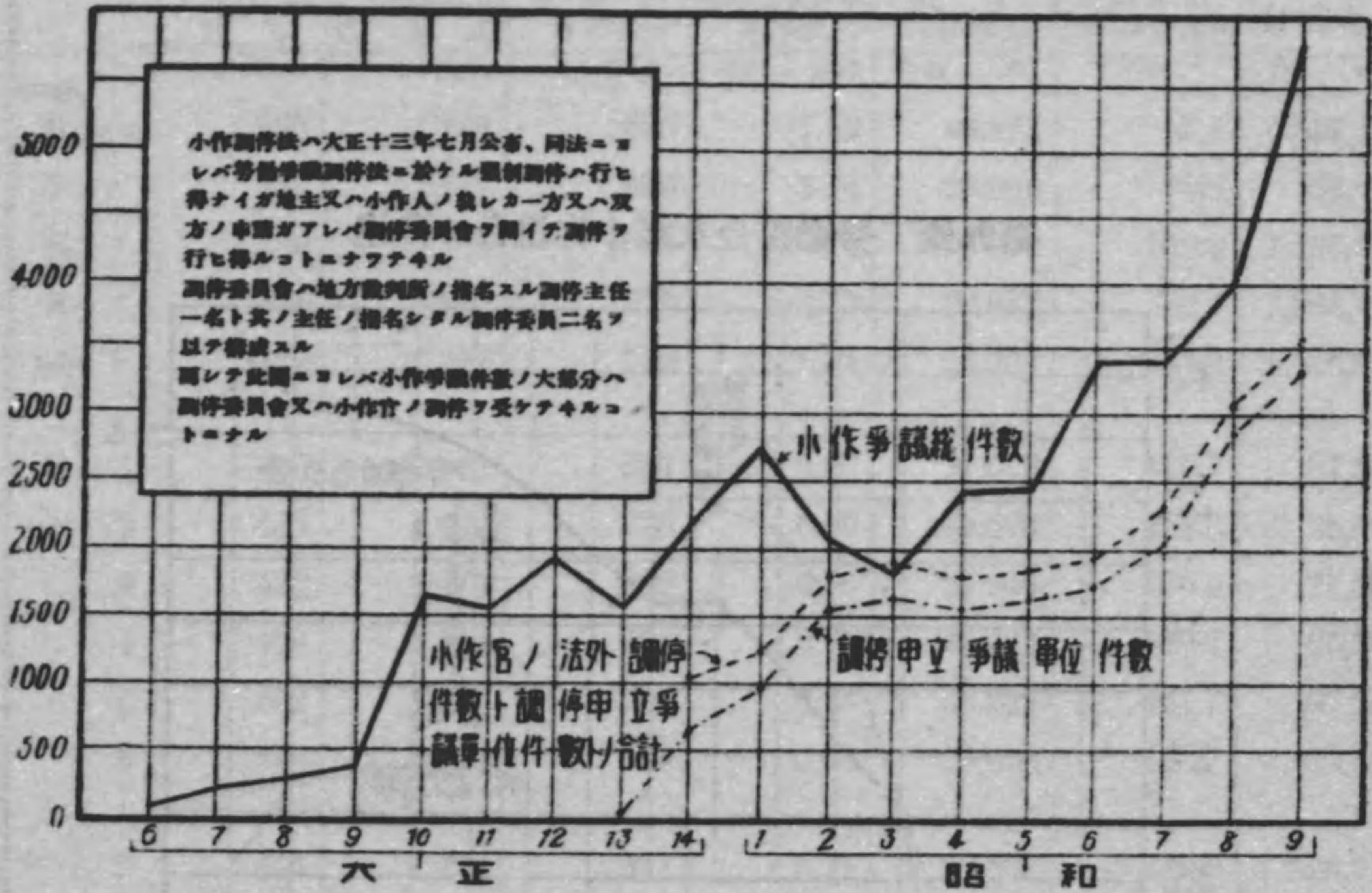


第三圖 職業紹介事業ノ發達 求職者數ノ増加

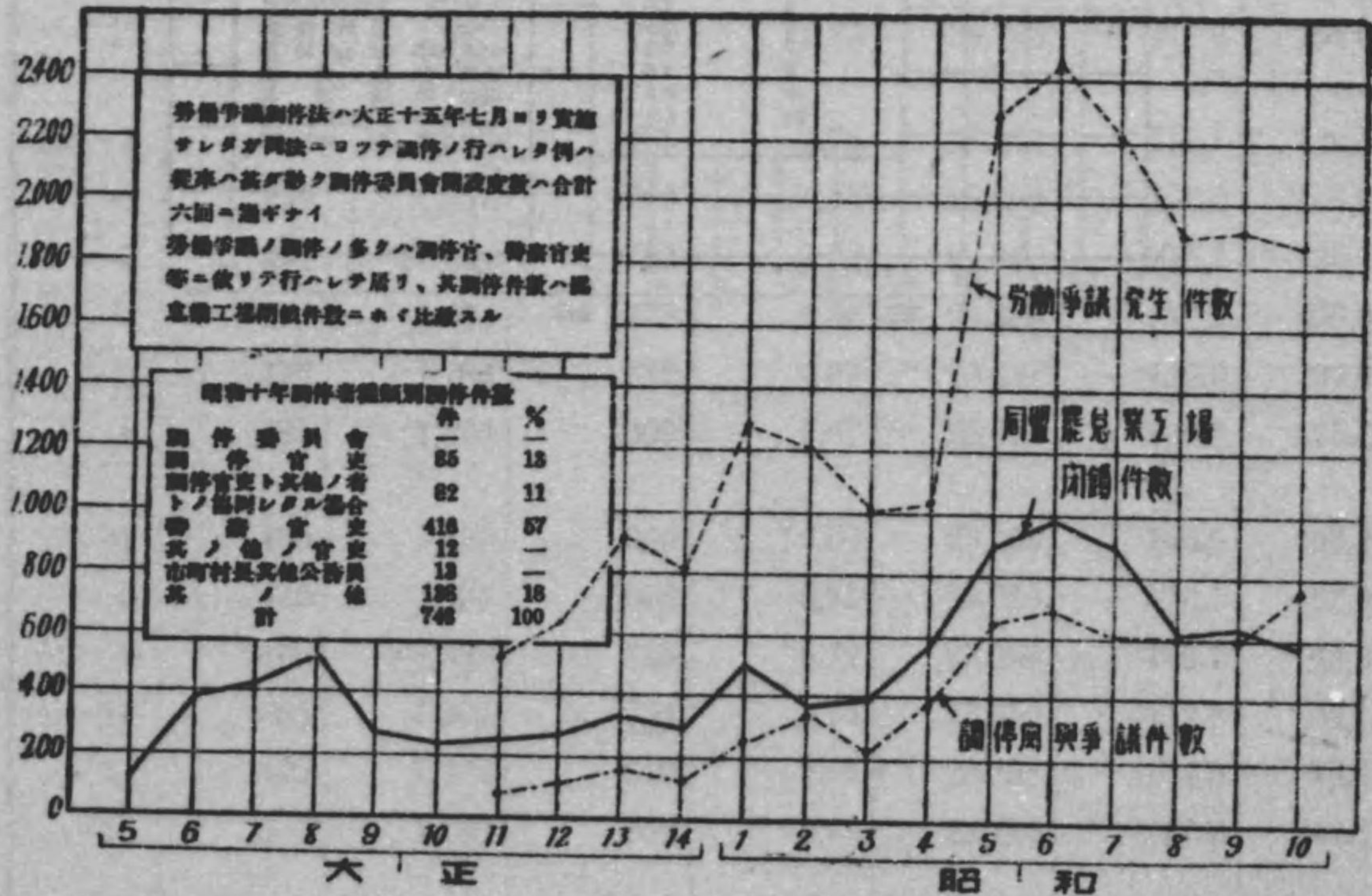


第四圖 失業救済事業ノ費用

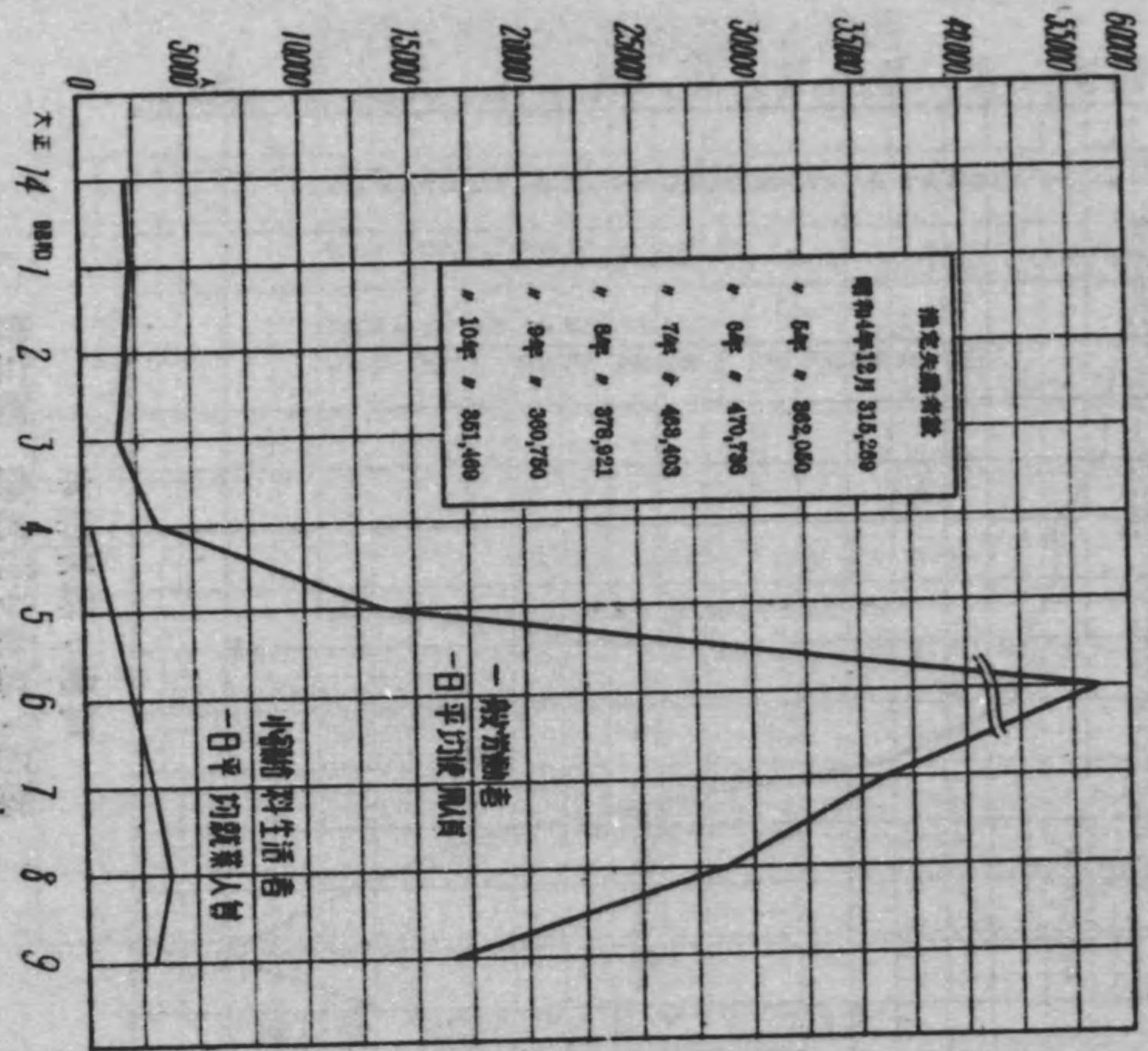
第七圖 小作調停法ノ効果



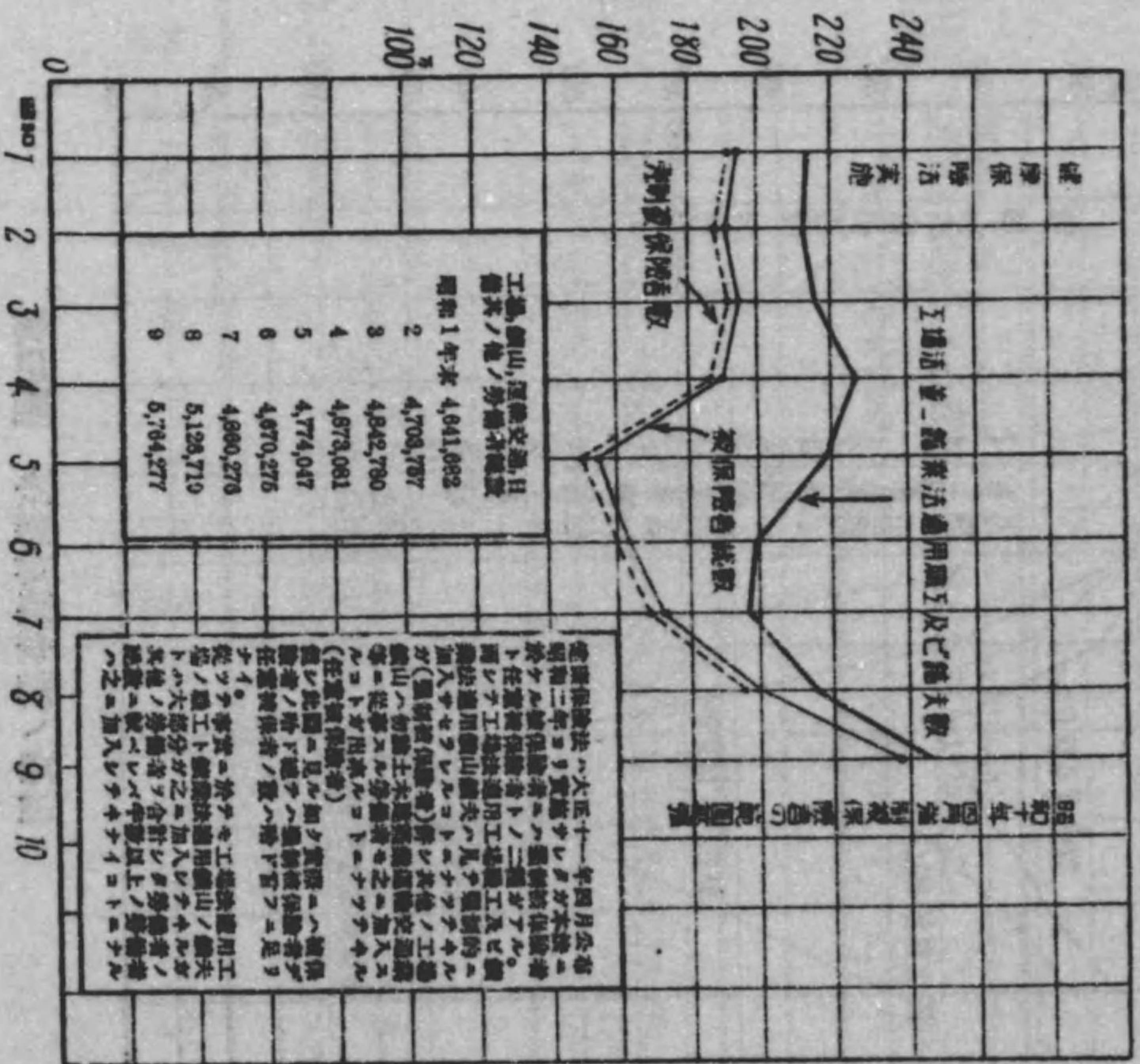
第八圖 労働争議ノ調停状況



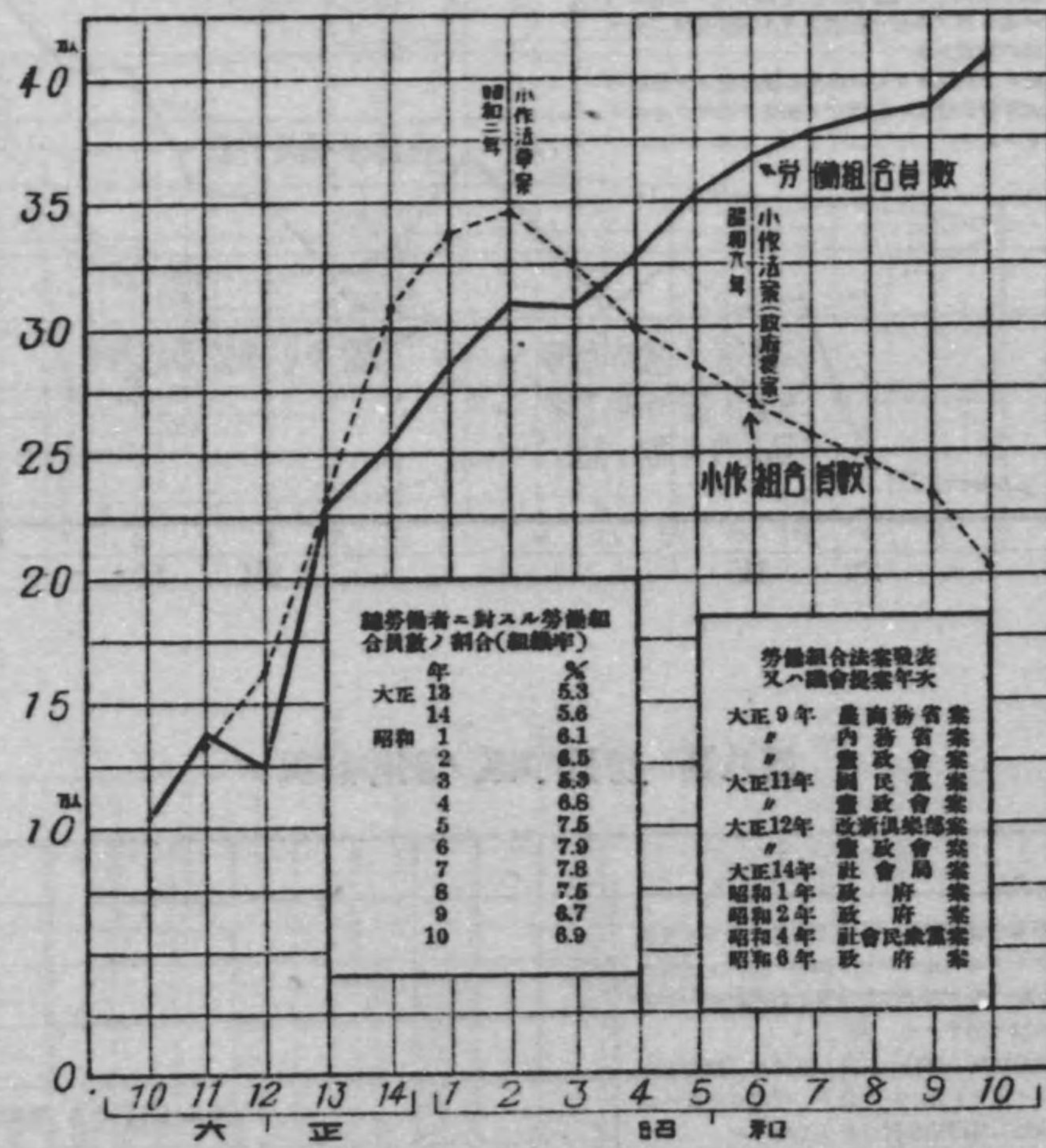
第五圖 失業救済事業ノ効果



第六圖 健康保険被保険者数 (年度末(翌年三月末)現在)



第九圖 労働組合及ビ小作組合ノ發達



經濟統計
1. 金融統計

年月	日本銀行勘定			(1)	(2)	(3)	(4)
	正貨準備 月末	兌換券發行 月末	貸出高 月平均	東京コ-ル 型日物金利 月平均	爲替相場 對米 一日平均	株價指數 (大正10年 1月=100.0)	銀行會社 計畫資本
	(百萬元)	(百萬元)	(百萬元)	平均 (%)	平均 (圓)	平均	計 (十圓)
昭和年							
6(2月末)	836	1,188	626	1.03	48.873	57.4	557,645
7(〃)	430	1,111	663	1.24	28.066	72.0	439,499
8(〃)	425	1,156	686	0.74	25.392	103.6	1,135,718
9(〃)	425	1,280	723	0.70	29.687	126.4	1,334,452
10(〃)	470	1,327	729	0.71	28.665	114.8	1,426,911
月							
9. 1	425	1,323	686	0.67	30.000	120.7	87,500
2	425	1,280	723	0.69	29.693	129.3	36,475
3	425	1,270	692	0.70	29.959	135.0	74,525
4	428	1,290	661	0.68	30.323	129.2	70,695
5	452	1,221	632	0.68	30.229	131.7	197,575
6	455	1,294	625	0.68	29.903	132.1	53,180
7	456	1,241	661	0.71	29.861	130.9	220,550
8	458	1,232	733	0.76	29.988	130.0	83,824
9	460	1,223	760	0.71	29.781	124.2	127,154
10	462	1,289	739	0.70	28.680	120.7	75,120
11	464	1,318	747	0.70	29.031	114.2	148,190
12	466	1,627	770	0.75	28.793	119.3	154,664
10. 1	468	1,449	689	0.70	28.410	115.0	129,090
2	470	1,327	729	0.74	28.378	112.6	106,914
3	472	1,334	724	0.74	27.948	118.1	126,250
4	474	1,354	678	0.69	28.323	112.9	205,935
5	477	1,280	612	0.67	28.637	112.3	99,845
6	482	1,376	609	0.67	28.925	106.3	135,470
7	485	1,305	600	0.68	29.106	105.9	106,455
8	489	1,296	692	0.71	29.296	110.5	83,085
9	492	1,322	729	0.72	28.956	119.7	64,375
10	495	1,390	804	0.74	28.630	112.8	54,120
11	499	1,442	819	0.76	28.653	124.5	72,350
12	504	1,766	742	0.73	28.715	127.2	243,222

(1) 東洋經濟新報 (2) 本邦財界情勢 (3) 東京株式取引所調査 (4) 日本銀行調査

2. 生産統計
1. 生産指數

年 月	總 指 數		工 産 品	礦 産 品	生 産 財	消 費 財
	* 昭和6-8年 (平均)=100.0	二十六品目 昭和5年=100.0				
昭和年						
6 (平均)	91.1	102.4	104.5	91.4	102.6	102.1
7 (平均)	97.2	107.9	111.1	90.9	107.6	109.3
8 (平均)	112.5	124.1	128.5	101.0	125.2	123.0
9 (平均)	127.4	135.0	139.9	109.8	141.7	127.5
10 (平均)	141.0	150.4	156.5	118.3	150.4	139.8
月						
9. 1	117.8	132.4	136.7	110.4	142.9	120.7
2	115.4	129.2	132.2	113.7	142.1	114.5
3	125.0	130.1	132.6	117.4	141.6	116.8
4	125.2	131.4	134.7	114.2	139.9	121.4
5	125.4	135.3	140.0	110.4	142.5	127.3
6	126.4	135.1	140.1	109.1	142.4	126.8
7	126.8	136.1	141.8	106.2	138.0	134.1
8	129.0	136.1	141.5	107.8	137.9	134.0
9	122.8	133.6	138.8	106.8	137.4	129.1
10	135.1	139.8	145.4	110.5	145.7	133.0
11	135.8	141.1	148.0	105.1	143.6	138.4
12	143.6	140.5	147.0	106.3	146.0	134.2
10. 1	130.8	144.2	149.6	116.1	151.9	135.4
2	131.0	141.3	145.9	117.2	151.6	129.6
3	141.8	145.6	150.4	120.9	155.9	133.6
4	142.1	149.5	155.4	119.0	158.6	141.4
5	142.2	150.1	155.9	119.7	160.6	137.6
6	136.4	149.6	156.3	114.8	160.5	136.4
7	140.8	152.5	159.5	116.2	162.7	140.6
8	139.1	150.3	156.7	117.2	160.2	138.7
9	140.2	149.5	156.0	115.8	159.2	138.2
10	147.9	158.8	165.4	124.5	164.7	151.6
11	146.9	157.4	164.7	119.2	163.8	149.7
12	151.9	155.5	162.6	118.9	164.5	144.7

本邦財界情勢 * 商工省調査

重要生産品別生産指數 (昭和5年(平均)=100)

年 月	精 糖 (210.4千箱)	生 糖 (49,406担)	人造絹糖 (2,986.6千封度)	綿 織 物 (125,702千)	絹 織 物 (+小)	人絹織物 (+小)	砂 糖 (649,174担)	安 基 (20,724担)	晒 糖 (3,090.9千封度)	洋 灰 (312.4千)	純 鐵 (138.0千)	石 炭 (2,440.5千)
昭和年												
6 (平均)	102	103	130	101	109	130	82	220	83	98	85	88
7 (平均)	111	91	179	110	111	189	66	276	96	100	83	89
8 (平均)	123	91	252	121	111	211	79	267	133	128	123	103
9 (平均)	138	94	383	125	127	270	76	322	147	128	145	113
10 (平均)	141	96	559	133	124	421	85	367	161	140	164	119
1	131	142	297	122	95	185	68	272	130	125	145	119
2	132	142	306	125	103	158	57	252	118	123	128	123
3	129	102	356	124	125	235	65	261	125	132	145	123
4	132	90	383	126	131	277	69	266	120	134	144	118
5	132	97	404	128	127	295	74	359	139	131	148	117
6	135	94	403	129	115	296	75	360	150	124	145	112
7	139	92	396	132	126	289	92	389	148	126	135	107
8	143	84	415	132	139	295	92	311	137	128	141	109
9	139	87	394	138	123	280	92	353	145	123	141	107
10	146	83	409	131	145	318	70	356	182	137	157	111
11	147	85	410	133	150	315	80	360	187	136	150	106
12	146	99	426	133	143	296	77	351	170	114	162	104
1	148	117	438	135	114	340	82	345	162	110	160	119
2	147	121	455	138	103	304	74	326	139	110	150	122
3	143	109	478	134	134	384	85	375	146	133	163	121
4	144	95	524	137	138	407	92	371	142	130	165	120
5	142	90	564	132	130	439	92	340	151	136	174	120
6	143	89	621	134	111	489	88	348	151	139	163	114
7	139	90	619	132	133	403	84	411	158	145	163	117
8	139	92	595	135	142	417	84	372	159	145	161	120
9	139	95	584	133	131	437	86	416	162	157	157	119
10	139	92	598	129	137	498	81	425	190	164	171	121
11	135	91	611	128	111	507	81	444	193	160	170	118
12	135	95	623	127	102	541	90	466	174	142	173	116

本邦財界情勢

3. 交易統計

年月	(1)	(2)	(3)	(3)
	國有鐵道輸送收入	手形交換高	輸出	輸入
	(千円)	(百萬元)	(百萬元)	(百萬元)
昭和年				
6 (平均)	34,498	3,852	95.6	103.0
7 (〃)	33,764	4,403	117.5	119.3
8 (〃)	36,823	5,578	155.1	159.8
9 (〃)	40,375	5,365	181.0	190.2
10 (〃)	43,071	5,317	208.3	206.0
月				
9. 1	36,157	4,611	128.3	144.8
2	33,708	5,484	158.6	176.6
3	42,375	6,404	175.8	206.9
4	49,345	5,276	165.0	208.7
5	42,338	5,741	192.1	220.0
6	36,443	5,416	183.9	201.6
7	36,197	5,177	179.3	169.5
8	41,825	5,503	209.6	182.9
9	37,803	4,847	171.1	156.0
10	44,329	4,802	201.8	177.8
11	41,009	5,004	197.4	185.1
12	42,969	6,115	209.1	252.6
10. 1	40,394	4,676	169.1	237.0
2	36,914	4,827	178.5	253.8
3	45,947	5,300	213.8	220.2
4	52,419	4,953	205.4	216.9
5	44,183	5,358	215.2	221.2
6	38,310	5,094	191.5	195.1
7	39,872	4,939	207.0	190.0
8	43,336	5,572	213.8	169.3
9	40,170	4,993	227.3	134.3
10	47,732	5,679	236.4	174.7
11	43,160	5,564	218.4	213.2
12	44,470	6,845	222.8	246.5

(1) 鐵道省運輸局調査 (2) 東京手形交換所調査 (3) 本邦財界情勢

勞 働 統 計
4. 物 價 統 計

年月	卸賣物價 大正10—12 =100	小賣物價 昭和4.12.16 =100	食 科 品 小 賣 物 價 昭和4.12.16 =100	重要貿易卸賣物價指數 昭和4年12月=100	
				輸 出	輸 入
昭和年					
6 (平均)	59.1	79.5	81.1	70.3	73.1
7 (〃)	64.6	79.5	81.4	77.0	86.3
8 (〃)	76.1	86.9	86.8	92.5	106.5
9 (〃)	76.8	88.6	87.4	92.8	107.4
10 (〃)	77.7	90.6	91.7	93.6	107.8
月					
9. 1	75.5	87.9	87.7	90.6	105.8
2	76.2	88.2	87.9	92.3	106.9
3	76.0	88.6	88.3	92.0	106.4
4	75.9	88.9	89.0	90.9	106.4
5	76.0	88.6	88.5	91.5	106.4
6	75.8	86.1	82.5	92.9	106.6
7	75.8	87.2	85.1	91.8	107.3
8	76.6	88.7	87.3	92.3	108.2
9	78.4	89.1	87.5	95.1	110.3
10	79.2	90.9	88.9	95.2	109.5
11	78.0	89.4	87.5	94.6	107.4
12	77.8	89.3	88.1	94.9	107.3
10. 1	78.1	89.6	89.2	94.8	108.9
2	78.4	89.5	89.5	94.6	108.4
3	77.9	83.9	88.6	93.1	107.4
4	77.6	89.6	89.9	92.4	107.7
5	77.3	90.1	91.1	92.8	107.8
6	76.4	88.8	89.1	91.5	106.4
7	75.7	90.3	92.0	90.7	105.3
8	76.0	90.7	92.5	90.9	105.7
9	77.8	91.7	94.4	92.8	107.2
10	79.9	92.4	94.6	97.1	110.3
11	79.5	92.2	94.1	97.4	109.8
12	78.6	92.8	95.6	95.6	109.0

商工省調査

5. 生計費指數

(大正3年7月=100)

年月	總指數	飲食費	住居費	光熱費	被服費	文化費
昭和7年						
7. 1	165	138	243	171	118	179
2	166	141	242	170	120	179
3	166	141	242	166	119	179
4	165	140	242	164	117	179
5	164	140	241	158	113	179
6	162	137	241	154	113	179
7	162	137	241	152	112	173
8	162	136	240	151	116	178
9	164	137	240	153	123	179
10	162	133	240	156	127	179
11	164	135	240	158	132	179
12	168	145	240	163	137	179
8. 1	171	147	240	170	139	180
2	169	143	238	170	137	180
3	168	142	237	168	136	181
4	168	142	237	168	135	180
5	167	142	237	167	135	180
6	167	142	236	166	136	180
7	167	141	236	166	138	180
8	167	140	236	168	140	179
9	168	140	236	171	142	179
10	169	142	235	175	144	179
11	170	144	235	181	144	179
12	169	142	234	184	143	179
9. 1	168	141	234	183	143	179
2	170	143	234	182	144	179
3	171	144	234	182	147	179
4	172	147	234	180	147	179
5	173	149	234	179	147	179
6	172	148	234	178	148	180
7	174	151	234	176	148	180
8	176	157	234	176	149	180
9	176	156	234	180	150	181
10	180	163	234	184	149	181
11	180	162	234	185	148	181
12	179	161	234	185	147	181
10. 1	178	160	234	183	145	182
2	178	161	234	181	145	182
3	179	163	233	179	145	182
4	179	163	233	178	145	182
5	179	163	233	176	146	182
6	179	162	233	175	146	182
7	180	167	233	175	145	182
8	182	169	233	176	145	182
9	184	172	233	178	146	182
10	184	172	233	179	148	183
11	183	169	233	180	148	183
12	182	168	233	180	148	183

東京朝日新聞社調査

6. 貨銀統計

イ 貨銀指數 (大正10—12年=100.0)

年月	纖維工業	金屬及機械器具工業	窯業	化學工業	食料品工業	被服及身用品製造業	製材及家具類製造業	印刷製本業	土木建築業	仲仕及日傭人	雜業	平均
昭和7年												
8 (平均)	83.7	87.0	82.8	92.0	98.0	79.7	84.2	97.0	77.8	71.0	88.0	85.9
7 (〃)	78.3	87.8	81.2	88.9	94.8	78.3	79.8	93.0	73.3	67.0	84.0	82.6
8 (〃)	77.7	92.0	82.2	86.0	95.7	78.3	78.8	93.0	70.7	67.3	83.0	82.3
9 (〃)	79.3	90.6	81.3	86.4	95.7	75.9	81.2	92.4	70.7	68.6	84.3	82.5
10 (〃)	80.3	90.7	81.1	88.6	95.4	76.8	80.6	95.7	72.7	70.3		83.5
昭和9年												
9. 1	78.4	91.2	83.0	85.9	96.5	76.0	79.0	93.0	69.5	66.0	83.7	82.2
2	78.3	91.6	83.2	85.6	96.7	75.7	79.2	94.5	69.7	66.3	84.0	82.3
3	78.3	92.0	82.4	85.6	96.5	79.7	79.0	93.5	69.8	66.7	84.3	82.5
4	79.4	92.6	81.4	86.0	96.2	77.3	76.8	93.5	70.0	68.7	85.3	82.8
5	79.2	91.2	82.9	86.8	96.1	75.3	79.9	89.4	70.6	69.3		82.6
6	79.0	91.0	81.3	86.3	94.8	76.8	78.8	89.0	70.8	68.2		82.2
7	79.2	90.1	79.2	86.9	95.9	75.4	76.6	87.8	71.0	69.2		82.0
8	79.3	87.7	80.0	85.5	94.7	69.5	77.9	86.2	71.1	68.9		81.0
9	78.8	89.7	77.0	85.8	94.8	70.0	79.5	88.1	71.9	69.7		81.4
10	80.3	89.0	81.9	86.4	94.5	74.7	81.1	89.9	71.4	70.5		82.5
11	79.8	90.4	81.5	87.0	94.6	78.1	83.6	93.4	71.5	69.6		83.0
12	81.1	93.5	82.1	88.6	96.4	82.1	87.6	110.3	71.5	70.1		85.0
昭和10年												
10. 1	79.8	87.1	80.4	88.7	90.2	72.4	80.0	90.9	70.6	69.5		82.4
2	81.7	90.1	79.0	88.8	97.7	71.0	79.6	94.2	70.4	69.9		83.0
3	81.8	91.7	79.4	88.3	96.0	77.1	81.4	97.1	71.1	70.5		83.8
4	79.8	91.1	81.7	88.5	96.8	78.9	82.7	95.1	72.0	71.1		83.8
5	79.4	91.8	82.9	88.3	98.3	76.7	82.6	94.3	72.5	70.6		83.7
6	78.4	90.6	82.1	87.8	96.2	78.3	81.9	95.1	72.9	70.6		83.0
7	78.5	88.9	80.9	88.5	94.7	75.9	82.0	92.6	73.4	70.6		82.6
8	78.3	88.2	81.5	88.3	93.5	72.4	80.9	91.7	73.6	69.9		82.1
9	79.7	90.8	80.5	88.0	93.7	75.4	82.0	92.7	73.9	70.1		83.1
10	79.2	91.0	80.8	88.2	93.8	78.0	82.0	95.5	73.9	70.5		83.3
11	79.3	92.0	81.6	88.4	95.1	80.4	82.9	100.5	73.8	69.9		84.0
12	80.3	93.9	81.2	90.0	95.8	82.9	87.2	107.6	73.7	70.6		85.4

商工省調(註)從來五十二種ノ勞務者ニ付調査セシモ、昭和九年五月以降改廢シ七十三種トナシタリ。雜業ニハ、漁夫、下男下女ヲ含ミ、昭和九年五月以降之ヲ除ク

口 定額及實收貨銀 (大正15年=100.0)

月 日	定 額 貨 銀			實 收 貨 銀		
	總指數	男	女	總指數	男	女
昭和年						
8 (平均)	91.3	91.5	87.9	90.7	92.0	77.4
7 (〃)	88.1	88.8	83.4	88.1	92.7	70.9
8 (〃)	85.1	86.2	79.9	89.2	95.1	68.4
9 (〃)	82.9	84.0	78.0	91.2	96.3	67.3
10 (〃)	81.3	82.2	76.7	91.1	95.4	66.5
月						
9. 1	84.1	85.2	78.9	87.8	93.0	67.0
2	83.7	84.8	78.7	92.9	97.8	68.0
3	83.5	84.6	78.5	94.0	98.6	67.6
4	83.0	84.2	77.9	90.7	96.4	66.9
5	82.8	83.9	77.8	90.7	85.8	66.5
6	82.7	83.8	77.7	90.5	95.7	66.9
7	82.8	83.9	77.9	89.6	94.7	66.5
8	82.7	83.8	77.8	89.7	94.5	67.0
9	82.6	83.7	77.8	90.0	94.9	67.2
10	82.6	83.6	77.8	91.1	96.1	67.6
11	82.3	83.3	77.7	92.4	97.8	67.8
12	82.2	83.1	77.6	95.0	100.5	68.2
10. 1	82.2	83.1	77.6	91.0	95.7	67.4
2	82.0	82.9	77.3	92.3	97.3	67.6
3	81.8	82.8	77.3	93.4	98.1	67.5
4	81.4	82.3	76.9	90.2	95.4	66.5
5	81.2	82.0	76.8	89.7	94.8	65.9
6	81.0	82.0	76.5	89.7	94.7	66.0
7	81.0	82.0	76.5	89.8	93.8	65.7
8	81.0	81.9	76.5	89.4	93.2	65.6
9	81.0	81.9	76.4	89.8	93.6	66.0
10	81.0	81.9	76.4	91.5	94.8	66.5
11	80.9	81.9	76.2	92.2	95.8	66.7
12	81.0	81.9	76.3	94.3	97.8	67.1

日本銀行労働統計

7. 就業時間統計

年 月	織 維 及 染 色 工 業	機 械 及 器 具 工 業	化 學 工 業	飲 食 物 工 業	雜 工 業	平 均
	時間分	時間分	時間分	時間分	時間分	時間分
昭和年						
6 (6月)	0.50	0.16	0.36	0.20	0.23	0.34
7 (〃)	0.46	0.29	0.39	0.23	0.23	0.36
8 (〃)	0.49	0.55	0.44	0.27	0.33	0.46
9 (〃)	0.51	10.02	0.46	0.31	0.38	0.49
10 (〃)	0.51	10.06	0.51	0.35	0.44	0.52
月						
9. 1	0.44	0.47	0.39	0.19	0.25	0.39
2	0.50	0.57	0.43	0.22	0.33	0.46
3	0.49	10.05	0.47	0.25	0.43	0.50
4	0.51	10.05	0.47	0.29	0.42	0.51
5	0.52	10.05	0.47	0.31	0.38	0.50
6	0.51	10.02	0.46	0.31	0.38	0.49
7	0.51	10.01	0.47	0.32	0.35	0.49
8	0.51	0.59	0.45	0.30	0.36	0.48
9	0.53	10.02	0.46	0.34	0.42	0.51
10	0.53	10.07	0.44	0.32	0.44	0.52
11	0.50	10.13	0.45	0.34	0.48	0.53
12	0.50	10.22	0.48	0.35	0.57	0.57
10. 1	0.47	0.54	0.45	0.23	0.31	0.45
2	0.49	10.09	0.47	0.26	0.37	0.50
3	0.50	10.13	0.48	0.33	0.44	0.53
4	0.51	10.08	0.51	0.37	0.46	0.53
5	0.52	10.06	0.51	0.34	0.44	0.53
6	0.51	10.06	0.51	0.35	0.44	0.52
7	0.51	10.00	0.50	0.36	0.38	0.50
8	0.51	0.56	0.49	0.34	0.36	0.46
9	0.51	10.02	0.50	0.34	0.41	0.51
10	0.50	10.06	0.50	0.33	0.43	0.51
11	0.49	10.10	0.49	0.32	0.47	0.52
12	0.49	10.19	0.50	0.34	0.58	0.56

日本銀行労働統計

8. 就業日數統計

年月	纖維及 染色工業	機械及 器具工業	化學工業	飲食物工業	雜工業	平均
昭和年	〃	〃	〃	〃	〃	〃
6 (6月)	26.7	26.7	27.1	28.0	26.8	26.8
7 (〃)	26.0	26.7	26.9	27.8	26.5	26.5
8 (〃)	26.3	27.1	27.1	27.8	27.0	26.8
9 (〃)	27.3	27.3	27.3	27.8	27.0	27.3
10 (〃)	26.9	27.3	27.5	28.1	27.2	27.2
9月						
1	25.4	23.6	25.0	25.6	23.9	24.7
2	25.5	26.1	26.0	26.7	25.3	25.8
3	26.7	26.7	26.8	26.8	26.6	26.7
4	27.7	27.1	27.3	27.9	26.8	27.4
5	27.6	27.3	27.3	27.8	27.0	27.4
6	27.3	27.3	27.3	27.8	27.0	27.3
7	27.5	27.0	27.2	27.6	26.8	27.2
8	27.4	27.4	27.3	28.0	27.1	27.4
9	27.4	26.9	27.0	28.0	26.5	27.1
10	27.7	27.3	27.6	28.1	27.3	27.5
11	27.9	27.1	27.5	28.1	27.2	27.6
12	27.7	27.5	27.7	28.4	27.7	27.7
10月						
1	25.5	23.6	25.1	25.6	24.2	24.8
2	25.7	26.2	26.5	26.9	25.4	26.0
3	26.9	26.6	26.8	26.9	26.8	26.8
4	27.7	27.1	27.5	28.0	27.1	27.5
5	27.3	27.2	27.5	27.9	27.3	27.3
6	26.9	27.3	27.5	28.1	27.2	27.2
7	27.5	27.0	27.3	27.9	27.0	27.3
8	26.9	27.3	27.3	28.2	27.1	27.2
9	27.7	27.3	27.7	28.3	27.2	27.6
10	27.5	27.2	27.6	28.1	27.3	27.5
11	27.8	27.3	27.6	27.9	27.3	27.6
12	27.4	27.3	27.7	28.1	27.8	27.5

日本銀行労働統計

9. 労働人口統計

1 總指數並二地方別労働人員指數

(大正15年=100.0)

月日	總指數	男	女	京濱	阪神	名古屋	北九州	其他
昭和年								
6 (平均)	74.4	81.0	68.0	75.7	69.9	72.2	81.7	79.1
7 (〃)	74.7	79.0	70.6	75.0	69.5	74.8	78.7	80.0
8 (〃)	81.9	87.0	76.8	83.0	75.2	82.4	85.4	87.9
9 (〃)	91.3	98.4	84.3	92.7	82.9	93.1	90.4	98.7
10 (〃)	99.9	108.6	91.4	103.3	89.2	101.9	98.5	103.6
9月								
1	86.2	93.0	79.6	86.9	78.6	87.8	88.3	92.9
2	86.7	93.7	79.8	87.7	78.9	88.4	88.1	93.5
3	87.8	94.8	80.9	89.1	80.0	89.6	88.4	94.6
4	90.5	96.7	84.3	91.3	82.2	92.8	89.3	98.0
5	91.0	97.4	84.7	92.2	82.7	93.1	89.3	98.5
6	91.2	98.1	84.6	92.7	82.9	93.3	89.7	98.7
7	91.6	98.9	84.4	93.0	83.1	93.5	90.3	99.1
8	92.1	99.8	84.7	93.8	83.5	94.0	91.0	99.8
9	93.5	100.8	86.3	95.1	84.7	95.7	92.0	101.1
10	94.1	101.7	86.7	96.0	85.4	95.9	92.5	101.9
11	94.9	102.6	87.5	96.9	86.1	96.6	92.9	102.8
12	95.5	103.4	87.7	97.6	86.3	97.0	93.1	103.8
10月								
1	95.8	103.9	88.0	98.0	86.6	97.3	93.7	104.3
2	96.5	104.6	88.7	98.6	87.1	98.1	94.9	105.0
3	97.5	105.6	89.6	100.0	87.7	99.6	95.8	106.0
4	100.7	104.7	94.1	102.4	90.2	104.2	96.9	109.9
5	101.2	108.2	94.3	103.5	90.4	104.7	98.0	110.1
6	101.0	108.7	93.6	104.2	90.2	104.3	98.3	109.7
7	100.9	109.3	92.7	104.4	89.8	103.8	99.4	109.5
8	100.6	109.8	91.6	104.4	89.3	103.1	100.2	109.4
9	101.0	110.6	91.6	105.2	89.7	102.5	101.0	110.0
10	100.9	111.1	91.0	106.1	89.6	101.8	101.4	109.8
11	101.1	111.6	90.9	106.6	89.9	101.7	101.5	109.7
12	101.1	112.0	90.4	106.3	89.7	101.4	101.3	110.2

日本銀行労働統計

日本銀行労働統計

産業別	月日														
	6 (1942)	7 (1942)	8 (1942)	9 (1942)	10 (1942)	1 (1943)	2 (1943)	3 (1943)	4 (1943)	5 (1943)	6 (1943)	7 (1943)	8 (1943)	9 (1943)	10 (1943)
製米業	70.8	66.9	61.8	60.2	60.3	55.8	57.6	61.1	62.6	61.2	61.7	61.6	61.5	61.3	51.8
紡績業	62.4	63.2	64.5	69.4	74.1	65.8	65.9	68.5	69.9	69.7	69.4	70.8	71.1	71.9	72.4
織物業	65.2	66.4	72.0	75.9	79.5	72.7	72.9	73.7	78.3	78.3	78.3	77.5	77.4	77.5	77.6
染色業	81.6	80.7	90.5	104.7	115.8	96.7	97.6	98.6	101.7	102.7	104.2	109.1	109.5	110.2	109.4
組物業	74.1	72.4	81.2	89.0	93.6	85.2	84.8	86.5	89.6	90.5	90.9	90.2	89.9	88.7	88.3
機械業	98.5	100.7	133.6	168.8	197.6	154.5	158.9	160.3	165.2	165.5	166.8	169.3	175.2	179.8	183.0
船舶業	78.1	73.9	80.5	101.9	117.5	89.2	91.8	94.6	99.2	101.2	102.6	103.4	108.4	110.6	111.7
車造業	85.6	77.2	85.2	104.6	119.4	93.7	95.7	98.8	102.8	104.5	106.0	108.1	109.5	110.4	110.3
器具業	84.8	88.7	107.4	128.6	150.7	117.4	119.3	121.8	124.9	127.1	128.3	131.0	136.1	137.4	139.3
金屬品業	90.3	89.8	100.5	117.2	133.0	109.8	110.8	112.0	113.6	114.7	115.9	118.1	122.4	123.9	124.9
窯業	69.9	66.1	72.4	80.7	85.9	77.2	77.7	79.0	80.1	80.7	81.2	82.1	81.8	82.2	82.5
製紙業	76.2	71.9	75.0	80.4	84.5	79.1	79.5	79.5	79.6	80.0	80.2	80.6	81.3	81.4	82.3
製糖業	91.5	91.6	105.5	124.2	134.5	116.6	118.2	120.1	122.6	123.8	124.1	125.3	128.4	129.4	130.4
護品業	122.0	132.4	146.7	148.5	147.7	146.9	149.2	149.4	149.0	146.7	147.1	148.0	150.6	148.7	146.8
人肥料業	77.6	72.5	76.2	83.4	96.9	73.0	79.3	79.9	82.1	82.9	83.5	84.4	84.8	87.5	88.4
飲食物工業	79.8	79.3	81.5	84.5	90.1	84.4	82.9	83.0	84.0	83.7	83.4	83.5	84.6	87.6	87.1
印刷業	94.3	91.3	93.3	95.4	97.6	94.3	94.6	94.5	95.0	95.0	94.9	95.2	95.8	97.2	96.8
製材工業	75.7	73.1	74.6	75.9	79.8	74.5	74.7	75.0	76.2	76.2	75.7	75.9	76.3	76.7	77.9

口 重要産業別労働人員指數

(大正15年=100.0)

八 工場鑛山労働者數

年 月	工場労働者	鑛山労働者	運輸交通労働者	日傭其他労働者	合 計		
					男	女	計
昭和6年6月末	2,032,353	201,926	531,793	1,963,364	3,215,256	1,514,180	4,729,436
12月末	2,026,412	195,511	506,611	1,941,741	3,201,238	1,469,037	4,670,275
7年6月末	1,976,644	188,312	511,781	1,943,243	3,168,270	1,451,710	4,619,980
12月末	2,100,538	191,171	521,079	2,047,488	3,355,237	1,505,039	4,860,276
8年6月末	2,140,635	194,728	538,058	2,008,538	3,363,527	1,518,433	4,881,959
12月末	2,234,029	227,988	556,929	2,107,773	3,592,899	1,533,820	5,126,719
9年6月末	2,349,277	241,297	521,983	2,336,241	3,861,663	1,587,135	5,448,798
12月末	2,539,384	247,186	555,124	2,422,583	4,066,322	1,697,955	5,764,277
10年6月末	2,646,933	257,610	534,883	2,457,198	4,169,760	1,728,864	5,898,624
12月末	2,791,902	274,804	544,475	2,295,408	4,146,960	1,759,629	5,906,589

労働時報

10. 失業統計

年 月	給料生活者		日傭労働者		其他労働者		合 計	
	失業數	率	失業數	率	失業數	率	失業數	率
昭和6年(平均)	70,595	4.28	162,400	9.86	180,253	4.89	413,248	5.92
7 (1942)	81,978	4.89	197,993	11.60	209,197	5.62	489,168	6.88
8 (1942)	71,992	4.21	189,941	10.66	151,920	3.98	413,853	5.68
9 (1942)	68,546	3.96	184,096	10.31	121,677	3.07	374,318	5.01
10 (1942)	67,876	3.87	173,266	9.62	115,415	2.82	356,224	4.66
9. 1	68,546	4.00	185,102	10.36	128,667	3.29	382,315	5.16
2	69,498	4.04	190,997	10.67	129,748	3.30	390,243	5.24
3	68,854	3.99	190,535	10.60	125,954	3.21	385,343	5.17
4	68,326	4.01	188,115	10.55	124,373	3.17	381,114	5.14
5	69,193	4.01	187,915	10.56	125,869	3.18	382,977	5.13
6	69,635	4.02	184,950	10.35	123,480	3.12	378,065	5.06
7	68,960	3.98	183,556	10.31	119,554	3.01	372,070	4.97
8	68,341	3.94	181,845	10.21	117,764	2.93	367,950	4.91
9	67,874	3.91	181,259	10.16	116,464	2.92	365,596	4.87
10	68,013	3.91	180,457	10.08	116,821	2.93	365,291	4.86
11	67,455	3.88	177,772	9.95	114,877	2.88	360,104	4.79
12	67,557	3.88	176,042	9.89	116,551	2.92	360,750	4.80
10. 1	67,251	3.87	178,880	9.93	120,157	3.02	365,788	4.87
2	67,806	4.00	182,608	10.19	124,519	3.09	374,933	4.93
3	67,742	3.88	181,143	10.06	118,657	2.93	367,542	4.84
4	67,920	3.89	175,433	9.80	116,972	2.86	360,325	4.72
5	68,086	3.88	176,577	9.83	117,610	2.87	362,273	4.74
6	68,225	3.88	170,169	9.44	113,370	2.76	351,764	4.59
7	68,297	3.88	171,356	9.51	113,900	2.78	353,553	4.60
8	67,676	3.84	169,120	9.42	113,084	2.74	349,880	4.55
9	67,868	3.86	168,174	9.31	110,716	2.69	346,758	4.52
10	67,581	3.83	168,890	9.32	111,758	2.71	348,229	4.52
11	67,881	3.80	167,655	9.24	110,632	2.68	346,168	4.46
12	68,176	3.82	169,688	9.34	113,605	2.72	351,469	4.52

社會局調査

11. 労働市場統計
イ 職業紹介取扱成績

年 月	求 人	求 職	就 職	就 職 率
	人	人	人	%
昭和6 (計)	1,134,951	1,366,161	481,293	35
7 (〃)	1,217,457	1,502,468	540,725	36
8 (〃)	1,451,998	1,528,291	633,315	41
9 (〃)	1,794,042	1,569,982	672,460	43
10 (〃)	1,917,963	1,679,568	741,642	44
9 月				
1	175,629	143,364	63,533	44
2	126,198	131,367	59,849	46
3	162,191	157,697	69,536	44
4	126,665	135,321	58,179	43
5	135,310	134,914	53,815	40
6	113,737	114,068	44,308	39
7	108,710	105,000	42,174	40
8	122,604	103,832	42,665	39
9	134,749	132,081	49,362	37
10	153,168	144,268	59,326	41
11	280,287	150,862	74,160	49
12	154,594	112,098	53,753	50
10. 1	157,558	159,809	72,825	46
2	150,496	147,590	66,514	45
3	169,653	164,287	75,572	46
4	153,893	150,470	66,516	44
5	139,860	142,906	61,940	43
6	123,735	124,629	50,587	41
7	129,027	129,036	52,641	41
8	135,273	118,536	43,354	41
9	144,045	139,734	50,982	36
10	165,320	141,401	61,158	43
11	273,469	152,924	75,552	49
12	155,654	108,246	53,001	55

職業紹介公報

ロ 工場鑛山労働者異動調

年 月	工 場			鑛 山		
	解 雇	雇 入	月 末 現 在 人 員	解 雇	雇 入	月 末 現 在 人 員
昭和6 (本年)	54,691	46,255	1,068,385	8,560	5,830	193,119
7 (〃)	40,312	45,045	1,022,161	7,262	6,288	172,975
8 (〃)	43,745	52,855	1,131,495	9,556	12,255	185,751
9 (〃)	47,378	56,740	1,194,401	11,800	12,784	214,766
10 (〃)	55,317	66,149	1,454,471	12,515	14,551	233,646
9 月						
1	40,401	77,731	1,166,174	12,067	14,385	210,117
2	47,478	68,686	1,193,415	10,133	11,005	210,871
3	41,302	70,526	1,220,919	12,176	13,396	212,836
4	42,609	100,763	1,283,558	12,431	13,698	213,475
5	42,450	48,166	1,292,982	13,041	12,723	213,032
6	40,341	46,991	1,301,778	11,347	11,383	213,589
7	37,935	63,050	1,328,608	11,244	11,691	214,424
8	40,157	49,148	1,338,385	11,377	11,515	214,766
9	42,581	59,357	1,359,589	12,894	14,208	216,276
10	41,206	28,816	771,277	12,826	14,033	217,463
11	38,516	26,565	774,345	11,518	12,421	218,679
12	113,559	41,077	1,299,783	10,543	12,957	221,664
10. 1	49,168	92,837	1,346,615	10,522	13,095	225,518
2	45,464	63,156	1,384,740	10,601	12,171	227,341
3	48,410	74,201	1,413,089	13,026	13,639	228,474
4	49,517	93,734	1,458,303	10,522	13,095	225,518
5	54,185	57,253	1,464,161	14,041	13,930	230,075
6	45,999	56,444	1,478,106	11,827	11,884	230,538
7	43,285	70,335	1,485,606	13,765	14,744	231,371
8	53,906	55,175	1,485,996	13,251	15,667	234,378
9	52,456	53,765	1,492,939	13,658	16,946	237,695
10	47,743	53,492	1,500,120	14,514	17,195	240,462
11	44,201	52,878	1,521,384	13,028	16,174	243,707
12	129,472	45,500	1,422,596	11,423	16,066	248,679

社會局調査

12. 争議統計
イ 労働争議

年月	争議件数 (月中發 生件数)	参加人員	要求事項別件数				
			賃銀増額	賃銀減額 反對	解雇退職手 當の確立又 は増額	解雇反對	其他
昭和年	件	人	件	件	件	件	件
6 (計)	2,456	154,528	290	419	377	540	830
7 (〃)	2,217	123,313	397	289	327	488	716
8 (〃)	1,897	116,733	576	110	255	319	637
9 (〃)	1,915	120,307	622	78	288	309	618
10 (〃)	1,872	103,962	484	142	357	272	617
月							
9. 1	135	5,712	38	7	23	27	40
2	133	5,914	36	6	25	29	37
3	144	11,003	35	5	16	25	63
4	122	5,235	28	4	21	24	45
5	148	11,330	43	6	24	24	51
6	139	4,770	39	7	26	19	48
7	148	8,901	47	4	18	26	53
8	144	4,921	43	7	19	22	53
9	157	30,272	78	4	14	25	36
10	171	9,657	98	1	16	14	42
11	105	5,597	36	11	13	14	31
12	127	6,216	44	4	29	15	35
10. 1	132	6,106	39	14	21	21	37
2	148	6,758	34	10	29	27	48
3	117	6,695	38	5	16	11	47
4	106	5,560	32	3	13	13	45
5	180	8,812	49	18	32	29	52
6	139	5,735	29	14	25	26	45
7	150	5,261	43	7	29	21	50
8	124	6,409	24	17	24	18	41
9	104	9,005	35	5	15	8	41
10	114	6,378	42	2	16	18	36
11	98	5,646	33	4	18	10	33
12	125	16,233	26	7	27	14	51

労働時報

口 小 作 争 議

年月	争議件数	關係耕地面積	要求事項別件数	
			小作料一時減額	小作契約繼續
昭和年	件	町歩	件	件
6 (計)	2,231	36,720	1,105	873
7 (〃)	2,083	24,483	876	1,027
8 (〃)	2,677	22,967	850	1,435
9 (〃)	3,849	58,591	1,466	1,649
10 (〃)	5,004	46,624	1,899	2,475
月				
9. 1	239	4,203	86	80
2	219	812	61	111
3	277	1,465	55	191
4	356	662	33	269
5	330	500	15	245
6	170	255	11	138
7	57	244	10	28
8	45	623	6	18
9	86	1,231	13	39
10	160	3,635	69	52
11	398	12,035	285	69
12	797	22,187	605	79
10. 1	511	7,428	356	111
2	270	1,994	127	124
3	493	2,125	115	318
4	562	694	64	438
5	339	598	41	248
6	234	279	20	176
7	134	471	24	82
8	76	228	10	43
9	69	150	14	27
10	204	1,485	62	69
11	368	9,143	242	97
12	542	12,746	368	103

労働時報

13. 健康保險被保險者數 (月末現在)

年 月	政 府 管 掌						健康保險 組合管掌	總 計	
	制			任 意 抱 括	任 意 繼 續	合 計			
	工 場 法 適 用	礦 業 法 適 用	其 他 業 務 ニ 適 用 セ ラル モ ノ						
昭和2年 6月									
12	908,538	60,358		968,896	1,468	378	968,742	781,950	1,750,892
3. 6	1,080,226	60,324		1,140,550	1,527	141	1,142,218	766,636	1,908,854
12	956,089	59,830		1,015,919	1,849	230	1,017,998	766,768	1,784,766
4. 6	1,111,459	56,663		1,168,122	1,969	172	1,170,263	785,126	1,955,389
12	973,769	56,011		1,029,780	2,190	410	1,032,380	773,529	1,805,909
5. 6	1,076,750	52,808		1,129,558	2,044	300	1,131,902	722,538	1,854,440
12	1,026,364	49,262		1,075,626	3,117	385	1,079,128	639,019	1,718,147
6. 6	1,062,952	49,172		1,112,124	3,211	227	1,115,562	609,360	1,724,922
12	930,021	48,294		978,315	3,673	277	982,265	589,055	1,571,320
7. 6	967,267	46,071		1,013,338	3,739	170	1,017,247	588,226	1,605,473
12	993,075	47,592		1,040,667	4,238	162	1,045,067	587,104	1,632,171
8. 6	1,103,725	53,985		1,157,710	4,671	70	1,162,451	616,786	1,779,237
12	1,162,484	63,698		1,190,182	4,211	177	1,194,570	663,251	1,857,821
9. 6	1,277,323	74,925		1,352,248	5,257	75	1,357,580	726,741	2,084,321
12	1,329,506	85,598		1,415,104	6,066	161	1,421,351	757,997	2,179,348
10. 6	1,463,198	90,195	418,653	1,972,223	1,932	80	1,974,235	890,063	2,864,298
12	1,463,681	95,705	445,110	2,007,056	3,289	163	2,010,508	921,643	2,932,151
9. 1	1,147,610	66,275		1,213,885	4,220	164	1,218,269	692,313	1,910,582
2	1,174,742	68,138		1,242,880	4,255	146	1,247,281	698,293	1,945,574
3	1,220,078	70,329		1,290,407	4,377	122	1,294,906	706,375	2,001,281
4	1,255,680	71,704		1,327,384	5,206	102	1,332,692	724,165	2,056,857
5	1,258,640	73,290		1,331,930	5,218	89	1,337,237	727,613	2,064,850
6	1,277,323	74,925		1,352,248	5,257	75	1,357,580	726,741	2,084,321
7	1,329,897	76,390		1,406,287	5,475	58	1,411,820	728,381	2,140,201
8	1,353,136	77,905		1,431,041	5,893	53	1,436,987	729,234	2,166,221
9	1,371,026	79,523		1,450,549	5,993	62	1,456,604	735,518	2,192,122
10	1,390,028	81,019		1,471,047	6,029	71	1,477,147	743,257	2,220,404
11	1,409,811	83,002		1,492,813	6,124	89	1,499,026	753,131	2,252,157
12	1,329,506	85,598		1,415,104	6,066	161	1,421,351	757,997	2,179,348
10. 1	1,320,450	87,606		1,418,056	6,276	173	1,414,496	789,863	2,204,359
2	1,361,184	88,657		1,449,841	6,301	163	1,456,305	803,822	2,260,127
3	1,407,064	90,156		1,497,220	6,362	126	1,503,708	811,723	2,315,431
4	1,440,604	88,885	407,329	1,936,818	1,698	103	1,938,619	862,435	2,821,054
5	1,428,011	89,255	410,541	1,927,807	1,846	107	1,929,780	888,555	2,818,315
6	1,463,198	90,172	418,653	1,972,223	1,932	80	1,974,235	890,063	2,864,298
7	1,512,865	87,853	418,408	2,019,126	2,186	65	2,021,377	894,423	2,915,800
8	1,524,170	88,676	423,962	2,036,808	2,416	62	2,039,286	892,308	2,931,594
9	1,538,376	91,581	429,030	2,058,937	2,655	57	2,061,649	895,261	2,956,910
10	1,542,724	93,348	435,866	2,071,938	2,737	70	2,074,745	912,870	2,987,615
11	1,557,838	95,678	443,149	2,096,665	2,891	84	2,099,640	918,277	3,017,917
12	1,463,681	98,265	445,110	2,007,056	3,289	163	2,010,508	921,643	2,932,151

海 外

英 國 1. 生産, 卸賣物價, 生計費並 = 賃銀指數

年 月	生産指數	卸賣物價指數	生計費指數	週賃銀指數
	(1) 1924=100.0	(1) 1930=100.0	(2) (月初) Jul.1914=100.0	(3) 1924=100.0
年				
1931 (平均)	88.8	87.8	147	—
1932 (平均)	88.4	85.6	144	—
1933 (平均)	93.5	85.7	140	—
1934 (平均)	104.7	88.1	141	—
1935 (平均)	111.7	89.0	143	—
1934. 1	103.4	88.8	142	94
2		89.2	141	94
3		88.2	140	94
4		87.7	139	94
5		87.2	137	94
6		87.9	138	94
7	102.0	87.3	141	94
8		89.0	142	94
9		88.4	143	94
10		87.8	143	94½
11		87.5	144	94½
12		87.8	144	94½
1935. 1	109.9	88.3	143	94½
2		88.0	142	94½
3		86.9	141	94½
4		87.5	139	94½
5		86.2	139	94½
6		88.4	140	94½
7	109.1	88.0	143	95½
8		88.4	143	95½
9		89.6	143	95½
10		91.3	145	95½
11		91.3	147	95½
12		91.5	147	95½

(1) The Board of Trade Journal
 (2) The Ministry of Labour Gazette
 (3) London & Cambridge Economic Service

2 失業並 = 勞働爭議

年 月	失業保險被保險者中				勞働爭議	
	完全失業	失業率	一時失業	失業率	爭議件數 (月中繼續)	參加人員 (月中繼續)
年 月	千人	%	千人	%	件	人
1931. 12	2,263	17.7	408	3.2	26	6,100
1932. 12	2,314	18.1	461	3.6	21	5,200
1933. 12	1,949	15.1	313	2.5	29	7,200
1934. 1	2,045	15.9	381	2.8	41	8,700
2	1,996	15.5	346	2.7	56	9,000
3	1,907	14.8	316	2.5	56	15,000
4	1,813	14.1	334	2.6	47	10,700
5	1,751	13.6	345	2.7	61	18,700
6	1,72	13.0	451	3.5	48	14,900
7	1,663	12.9	498	3.9	52	21,600
8	1,672	13.0	462	3.6	46	15,600
9	1,721	13.4	358	2.7	24	4,100
10	1,776	13.7	342	2.7	53	13,900
11	1,807	17.9	314	2.5	52	11,100
12	1,793	13.8	293	2.3	42	16,000
1935. 1	1,934	14.9	360	2.8	51	19,000
2	1,913	14.8	358	2.7	58	14,800
3	1,819	14.0	323	2.5	66	27,100
4	1,744	13.5	285	2.2	55	21,800
5	1,703	13.1	320	2.5	56	14,000
6	1,636	12.6	367	2.9	42	18,000
7	1,589	12.3	402	3.1	56	27,100
8	1,605	12.4	344	2.6	64	24,100
9	1,644	12.7	308	2.4	58	33,800
10	1,658	12.7	243	1.9	74	90,300
11	1,679	12.9	225	1.7	69	26,600
12	1,648	12.6	209	1.6	42	16,000

The Ministry of Labour Gazette.

佛 國 生產、卸賣物價、生計費指數並 = 失業者數

年 月	生產指數 1929=100.0	卸賣物價指數 1929=100.0(月末)	生計指數 (Paris) 1929=100.0	登 錄 失業者數
1931 (平均)	88.9	80.0	102.3	75,215
1932 (//)	68.8	68.2	94.6	308,096
1933 (//)	76.7	63.6	93.5	307,844
1934 (//)	71.0	60.0	92.8	376,320
1935 (//)	67.4	54.0	86.9	465,796
1934 月				
1	76.1	64.6	—	370,357
2	75.3	63.8	94.6	382,878
3	74.6	62.8	—	379,361
4	73.8	61.7	—	369,100
5	72.4	60.8	93.9	352,312
6	71.0	60.4	—	345,314
7	70.3	59.6	—	350,428
8	69.5	59.2	91.9	357,672
9	68.1	58.2	—	357,459
10	67.4	56.9	—	381,534
11	67.4	56.8	90.7	416,605
12	66.7	54.9	—	454,915
1935 月				
1	66.7	55.8	—	532,127
2	66.7	54.7	88.9	544,567
3	66.7	53.4	—	526,501
4	66.7	53.6	—	491,802
5	66.0	54.2	88.1	459,155
6	66.7	52.6	—	433,354
7	66.7	51.4	—	415,041
8	66.7	52.3	84.4	415,964
9	67.4	53.0	—	408,426
10	68.1	54.5	—	427,672
11	68.1	55.5	86.0	453,838
12	68.8	56.5	—	481,099

Bulletin Mensuel de Statistique.

米 國 生産、卸賣物價、就業、賃銀支拂額指數、並 = 勞働爭議

年 月	生産指數 (1)	卸賣物價指數 (2)	就業指數 (2)	賃銀支拂額指數 (2)	勞 働 爭 議 (2)	
	1929=100	1928=100	90工業 1923-25=100	90工業 1923-25=100	月 中 發 生 件 數	同 參 加 人 員
年					(年合計)	(年合計)
1931(平均)	68.1	73.0	77.4	67.5	894	279,299
1932(#)	53.8	64.8	64.1	46.1	808	242,826
1933(#)	63.9	65.9	69.0	48.5	1,562	812,137
1934(#)	66.4	74.9	78.8	61.9	1,740	1,353,608
1935(#)	75.6	80.0	82.2	70.3	2,014	1,117,213
1934 月						
1	65.6	72.2	73.4	54.0	91	41,628
2	68.1	73.6	77.8	60.6	92	85,727
3	70.6	73.7	80.9	64.7	164	94,117
4	71.4	73.3	82.4	67.3	211	158,857
5	72.3	73.7	82.5	67.1	224	165,815
6	69.7	74.6	81.1	64.9	156	41,263
7	63.9	74.8	78.8	60.5	128	151,432
8	61.3	76.4	79.6	62.2	157	63,447
9	59.7	77.6	75.9	58.0	127	413,383
10	61.3	76.5	78.4	61.0	175	75,688
11	62.2	76.5	76.9	59.5	114	36,102
12	71.4	76.9	78.1	63.2	101	26,119
1935 1	76.5	78.8	78.8	64.3	140	81,194
2	74.8	79.5	81.4	69.1	149	64,238
3	74.0	79.4	82.5	70.8	175	53,089
4	72.3	80.1	82.6	70.8	180	67,857
5	71.4	80.2	81.2	68.5	174	102,491
6	72.3	79.8	79.7	66.4	189	48,917
7	72.3	79.4	79.7	65.4	184	70,046
8	74.0	80.5	82.0	69.7	239	74,313
9	74.8	80.7	83.7	72.2	162	453,820
10	79.8	80.5	85.3	75.0	190	48,223
11	82.4	80.6	85.0	74.5	142	38,279
12	87.4	80.9	84.6	76.6	90	14,746

(1) Bulletin Mensuel de Statistique.

(2) Monthly Labour Review.

獨 逸 生産、卸賣物價、生計費指數、賃銀並 = 失業者數

年 月	生産指數 (1)	卸賣物價 (2)	生計費指數 (2)	時間賃銀額 (1)男(ベ=七)		登録失業 者數 (2)	強制保險 失業 (2)
	1928=100	1913=100	1913-14 =100	熟練工	雜 役	月末現在	月末現在
年						千人	千人
1931(平均)	68.5	110.9	136.1	97.4	76.6	4,520	2,762
1932(#)	54.0	96.5	120.6	81.6	64.4	5,575	2,536
1933(#)	61.5	93.3	118.0	78.5	62.3	4,804	1,813
1934(#)	80.9	98.4	121.1	78.3	62.2	2,719	1,209
1935(#)	95.3	101.8	123.0	78.3	62.2	2,151	1,130
1934 月							
1	71.0	96.3	120.4	78.3	62.1	3,773	1,711
2	75.0	96.2	120.2	78.3	62.1	3,373	1,502
3	80.5	95.9	119.9	78.3	62.1	2,798	1,160
4	79.4	95.8	119.8	78.3	62.1	2,609	1,080
5	81.2	96.2	119.6	78.3	62.2	2,529	1,054
6	81.2	97.2	120.5	78.3	62.2	2,481	1,079
7	82.4	98.9	121.8	78.3	62.2	2,426	1,039
8	81.5	100.1	122.3	78.3	62.2	2,398	1,093
9	84.9	100.4	121.6	78.4	62.2	2,282	1,055
10	84.7	101.0	122.0	78.4	62.2	2,268	1,064
11	84.7	101.2	122.3	78.4	62.2	2,353	1,123
12	84.3	101.0	122.2	78.4	62.2	2,605	1,300
1935 1	85.0	101.1	122.4	78.3	62.2	2,974	1,622
2	86.0	100.9	122.5	78.3	62.2	2,764	1,540
3	92.0	100.7	122.2	78.3	62.2	2,402	1,273
4	94.7	100.8	122.3	78.3	62.2	2,233	1,124
5	96.5	100.8	122.8	78.3	62.2	2,019	1,016
6	93.7	101.2	123.0	78.3	62.2	1,877	967
7	95.6	101.8	124.3	78.3	62.2	1,754	904
8	96.5	102.4	124.5	78.3	62.2	1,706	880
9	103.4	102.3	123.4	78.3	62.2	1,714	875
10	102.1	102.8	122.8	78.3	62.2	1,829	951
11	101.1	103.1	122.9	78.3	62.2	1,984	1,053
12	97.5	103.4	123.4	78.3	62.2	2,508	1,409

(1) Vierteljahrshefte zur Konjunkturforschung.

(2) Wirtschaft u. Statistik.

伊 國 工業生産、卸賣物價、生計費指數並 = 失業者數

年 月	工業生産指數 1929=100	卸賣物價指數 1929=100	生計費指數 1929=100	完全失業者
年				
1931 (平均)	77.8	78.1	87.2	734,454
1932 (")	66.9	73.0	83.2	1,006,442
1933 (")	73.7	66.5	79.6	1,018,955
1934 (")	80.9	65.0	75.5	963,677
月				
1	66.1	65.9	79.6	1,158,418
2	70.8	65.0	78.9	1,103,550
3	77.4	65.2	78.6	1,056,823
4	79.6	65.1	78.5	995,548
5	82.0	64.2	74.3	941,257
6	78.5	63.7	73.5	830,856
7	84.0	63.7	73.5	886,998
8	79.7	63.9	73.3	866,570
9	85.7	64.7	73.5	887,345
10	87.3	65.2	73.7	905,114
11	86.8	65.5	74.3	935,944
12	82.2	65.2	74.4	961,705
1935				
1	84.7	65.0	74.2	1,011,711
2	89.0	65.7	74.4	955,533
3	95.3	67.3	74.6	853,189
4	97.8	68.7	75.4	803,054
5	104.1	69.8	75.8	755,349
6	93.5	71.0	76.4	638,100
7	85.0	71.3	76.7	637,972
8	87.2	72.4	76.4	628,335
9	—	—	76.6	609,094

東京市芝區芝公園六號地

昭和十一年十二月二十一日印刷
昭和十一年十二月二十五日發行

定價金貳圓五拾錢

東京市芝區芝公園六號地
財團法人協調會

發行兼
著作權者
河原田 稼吉

印刷者
東京市京橋區八丁堀四ノ五
小西嘉三郎

發行所

東京市芝區
芝公園六號地

協調會

電話芝一、一三一、一三六番
振替東京五三七〇四番

行印社調印二不社會名合

協調會刊行書目

最近の社會運動	拾貳圓	英國產業の合理化問題	八拾錢
勞働法上卷	送料三十三錢	英國に於ける失業及其對策	送料六錢
勞働法下卷	送料三十三錢	獨・米に於ける失業及其對策	送料十錢
社會思想史	送料五拾錢	日本人口問題研究	送料三十二錢
各國勞働組合運動史	送料二十一錢	日本人口問題研究 第二輯	送料五拾錢
獨逸勞働組合運動史	送料二十一錢	ナチス勞働法	送料二十一錢
勞働史講話	送料五拾錢	産業及農會の教育的活動	送料二錢
各國の社會政策	送料五拾錢	農村に於ける塾風教育	送料十四錢
消費組合論	送料十五錢	成人教育運動の新傾向	送料二錢
産業合理化と社會政策	送料四錢	英國と其の成人教育	送料十錢

協調會刊行書目

獨逸國民高等學校運動	送料二拾錢	農村問題解説書第一輯	送料五錢
我國に於ける勞働者教育の趨勢	送料二拾錢	於ける農業委員會制度の話	送料二錢
工場鑛山教育施設要覽	送料五錢	農業保險の話	送料二錢
職長及職長指導者の教育	送料八拾錢	農村問題解説書第三輯	送料拾錢
工場に於ける職長の任務及教養	送料六拾錢	農村生活改善の話	送料拾錢
本工場鑛山職長制度概要	送料四拾錢	農家負債整理の話	送料拾五錢
徒弟制度と技術教育	送料四拾錢	農村問題解説書第五輯	送料四錢
農村計畫叢書第一輯	送料五拾錢	副業を中心たる農村工業化の話	送料四拾錢
農村指導調査に際して	送料二拾錢	おいしくて農村料理	送料四拾錢
農村計畫叢書第二輯	送料五拾錢	井泉村基本調査	送料拾錢
農村實地調査の仕方	送料四拾錢	農家勞働調査報告	送料十錢
農村計畫叢書第三輯	送料四拾錢	更生農村の規範的事例	送料十錢
農村更生計畫の樹て方	送料四拾錢	農村社會運動の動向	送料六錢
農村計畫叢書第四輯	送料四拾錢	吾過小農問題と共同經營	送料四拾錢
實地調査の結果農村生活	送料四拾錢		

